

第2章 災害応急対策

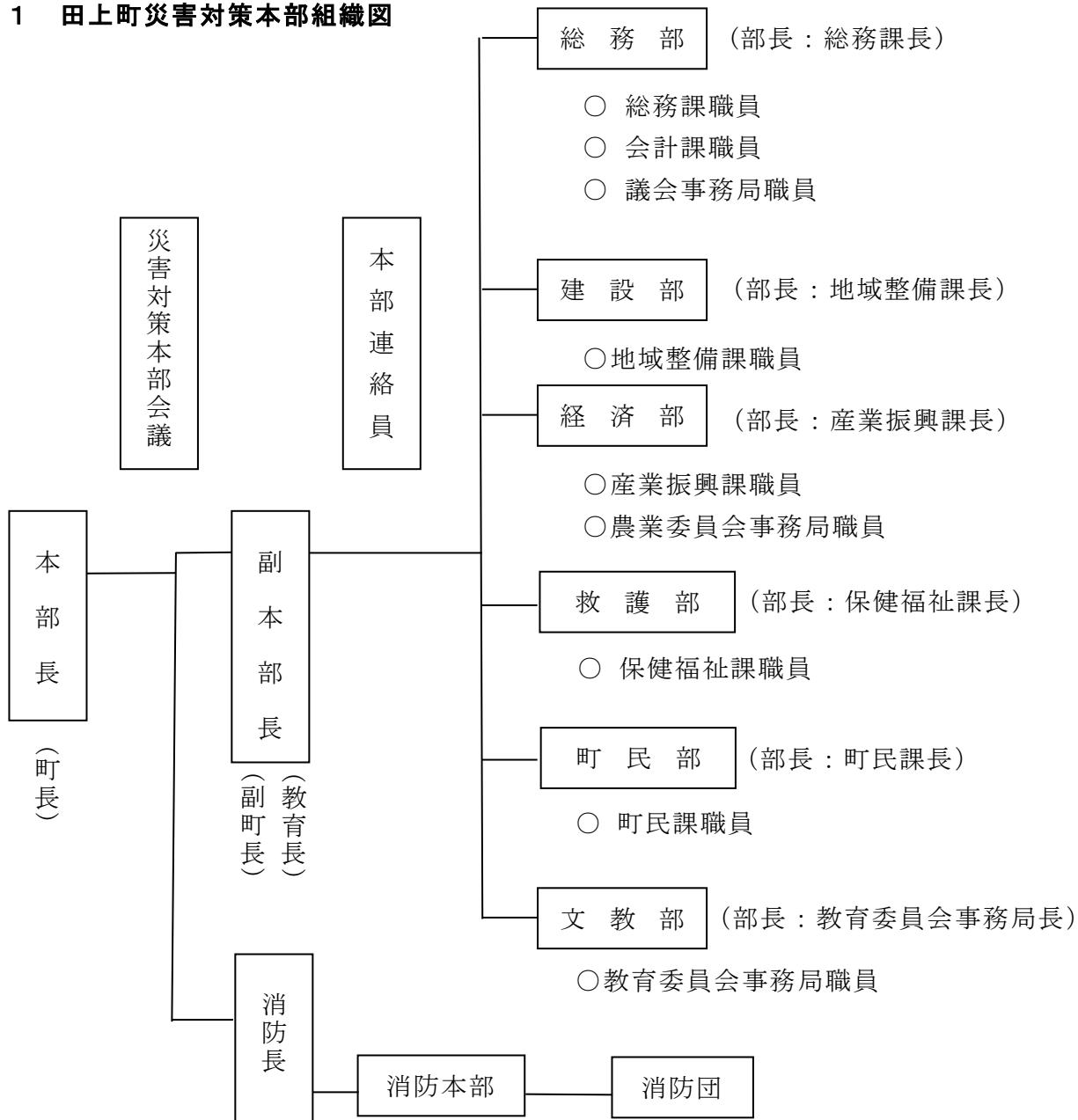
第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

【基本方針】

町内に大規模な風水害等による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、町及び防災関係機関は、相互に連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。災害対策基本法、田上町災害対策本部条例等の定めるところにより、田上町災害対策本部の組織、運営等について定める。

1 田上町災害対策本部組織図



2 田上町災害対策本部の組織編成及び事務分掌

本部の組織編成及び事務分掌は、災害対策基本法並びに田上町災害対策本部条例及び田上町災害対策本部事務分掌に定めるところによる。

なお、本部長（町長）に事故あるときは、副本部長（副町長、教育長）、総務部長の順に、その職務を代理させる。

3 田上町災害対策本部の設置・廃止基準及び県等への報告

(1) 本部の設置基準

町内の地域において風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要であると認めるとき。

(2) 本部の廃止基準

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと町長が認めるとき。

(3) 県等への報告

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等関係機関に通報する。

4 田上町災害対策本部の設置場所

本部は、町役場庁舎に設置する。なお、同庁舎が被災又は、被災する恐れがある場合は、下表のとおり代替場所を指定し、その旨を職員及び関係機関に連絡する。

順位	名称	所在地
第1位	町役場庁舎	原ヶ崎新田 3070
第2位	町地域学習センター	吉田新田丁 242-2
第3位	竹の友幼稚園	原ヶ崎新田 1978-1

5 田上町災害対策本部会議

本部会議は、本部長・副本部長及び各本部員で組織し、災害対策の具体的な事項について協議する。

(1) 本部会議での主な協議事項

ア 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関するこ

と。

ウ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

エ 県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。

オ 高齢者等避難・避難指示に関すること。

カ 災害対策に要する経費の措置方法に関すること。

キ 義援金品の募集及び配分に関すること。

ク その他災害に対する必要な事項

(2) 本部会議の開催

ア 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提供しなければならない。

イ 各本部員は、必要に応じ関係機関、団体等の代表者等関係者に出席を求め会議に出席を得るとともに、所要職員を伴って会議に出席することができる。

ウ 各本部員は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長または各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、すみやかにその徹底を図る。

6 本部連絡員の配置

- (1) 本部連絡員配置の時期は、町災害対策本部が設置された時とする。この場合、各部の連絡員（伝令）1名は、総務部において待機する。
- (2) その他常時状況を把握して本部と所属する部との連絡に当たる。

7 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

8 職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

《災害時における職員の防災服務心得》

○災害時における職員の自覚

災害時においては、職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、町民の信頼を得るよう努力しなければならない。

○災害時の招集及び参集の義務

災害時に招集命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。

○災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断の下に法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

○各関係機関との連絡協調

災害時において、各関係機関と連絡を常にそれぞれの機関における災害対策の方向性などに相違が生じることがないようにしなければならない。

○被災者に対する応接態度

被災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

[田上町災害対策本部事務分掌]

部	事務分掌
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の企画立案、避難指示等及び被害状況の取りまとめに関すること ○各部との連絡及び調整に関すること ○水防活動、救助・救急活動、消防団の動員・連絡調整、危険区域の警戒パトロール等の消防本部への要請に関すること ○県及び県警察との連絡に関すること ○自衛隊に対する派遣要請に関すること ○指定公共機関に対する連絡調整に関すること ○他市町村に対する協力要請に関すること ○災害対策本部の設置、運営に関すること ○災害情報の収集・広報等に関すること ○車両、無線機の確保及び調整に関すること ○防災会議に関すること ○被災証明の発行に関すること ○災害時における予算及び資金に関すること ○その他各部に属さないこと
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ○応急資機材の調達、確保に関すること ○道路・河川・土木施設・上下水道施設に係る被害状況の収集及び復旧に関すること ○水防活動及び応急活動に関すること ○応急仮設住宅等に関すること ○災害時の飲料水の補給及び輸送に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ○商工観光業及び観光施設の災害対策、被害の取りまとめ、報告に関すること ○農林施設等の災害対策及び応急復旧に関すること ○農林業関係の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○農林関係機関・団体との連絡に関すること

部	事務分掌
救護部	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設、医療衛生施設の災害対策・被害調査に関すること ○要配慮者等の被害調査及び救護に関すること ○被害者の避難所の開設及び管理・運営に関すること ○こころのケアに関すること ○緊急炊き出しに関すること ○災害義援金の給付配分に関すること ○救援資金及び見舞金の受入れに関すること ○救援物資の調達及び配付に関すること ○民生委員、ボランティア等に対する協力要請に関すること ○防疫、清掃に関すること ○医薬品等の調達及び配付に関すること ○救護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること ○医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること ○医療施設の災害対策及び被害調査に関すること ○行方不明者、死体の捜索に関すること
町民部	<ul style="list-style-type: none"> ○被災世帯（家屋）の調査に関すること ○被災者名簿の作成に関すること ○住宅復旧資金の被害者融資等に関すること ○埋火葬に関すること ○災害復旧の陳情及び請願に関すること ○災害時の廃棄物処理に関すること ○トイレ対策に関すること ○愛玩動物に関すること
文教部	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ○教育関係義援金の受入れに関すること ○災害時における応急教育に関すること ○児童・生徒の避難に関すること ○P T A等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること ○被災児童・生徒の調査及び学用品の調査貸与に関すること ○社会教育施設・文化財等の災害対策及び被害調査に関すること

※（備考）この表の事務分掌によりがたい場合で、特に必要な班の編成については、
その都度「本部長」が別に定める。

第2節 職員の災害配備体制

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

町及び防災関係機関による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び職員配備体制等を次のとおり定める。

【実施内容】

1 配備基準

あらかじめ災害が起こる可能性が予測できる風水害については、次の基準により配備体制をとる。

配備区分	配備基準	配 備 内 容
第1次配備 (警戒体制)	①大雨、洪水警報が発表された場合 ②台風情報が発表され、影響が予想される場合 ③その他町長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集又は連絡活動を行い、状況によっては高度の配備に移行できる体制をとる。
第2次配備 (本部設置準備体制)	①気象警報が発表され、かつ災害発生が確実と判断される場合 ②局地的又は散発的に小災害が発生した場合 ③その他町長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動、災害応急措置を講ずるとともに、状況によっては対策本部設置準備を行う。
第3次配備 (本部設置)	①災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ場合 ②その他町長が必要と認める場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

2 職員の非常登庁及び非常連絡員の設置

(1) 職員の非常登庁

ア 災害に関する情報の発表により自動的に災害体制が指令される場合は、積極的に定められた配備につかなければならぬ。

イ 災害対策に關係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。

ウ 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

(ア) 通信連絡により所属長または本部の指令を受ける。

(イ) 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの町施設、避難場所に参集する。

(2) 非常連絡員

ア 非常連絡員の設置

勤務時間外における各部（災害対策本部上の部）の配備要員の召集を円滑に行うため、各部に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。連絡員は、原則として課長補佐とする。

イ 連絡員の職務

連絡員の職務は、配備の状況を所定の職員に伝達することとし、その職、氏名、住所及び連絡方法（電話等）をあらかじめ総務課長に届け出る。

3 配備伝達

(1) 勤務時間内の伝達

総務課は、庁内放送、電話または無線により気象予報警報等の種類あるいは災害の情報及び配備の種別を伝達する。

(2) 勤務時間外の伝達

ア 勤務時間外において、町役場宿日直員は、配備に該当する警報、その他災害に関する県からの緊急情報を受けたら総務課長へ連絡する。

イ 報告を受けた総務課長は、直ちに関係課長と協議検討し、必要があるときは、町長に報告する。

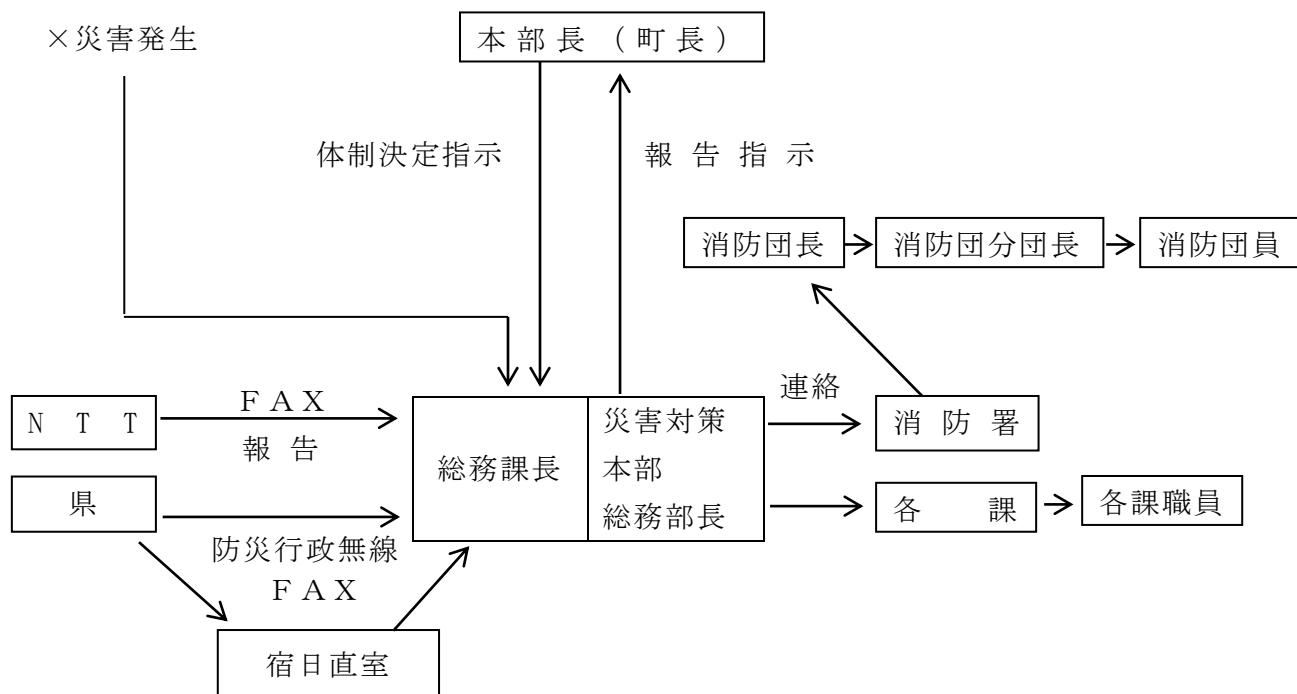
ウ 配備決定の指示を受けた総務課長は、直ちに各課長に連絡する。

エ 連絡を受けた各課長は、直ちに所属の非常連絡員に連絡し、配備要員の召集に關し必要な指示を与える、速やかに災害体制を整える。

オ 指示を受けた非常連絡員は、直ちに所属の配備要員に連絡する。

カ 連絡を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所要の災害体制につく。

キ 各課長は、配備要員を招集したときは、その状況を速やかに総務課長に報告しなければならない。



第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

大規模な災害が発生した場合、町のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、他市町村、民間団体等の協力を得て防災対策を行う必要がある。このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

【実施内容】

1 他の地方公共団体等への応援要請

町長は、応急対策を実施するにあたり、次に該当すると認められる場合は、「災害対策基本法」などの関係法令及び相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

＜応援要請の基準＞

- ① 町の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等応援が必要と認められるとき。
- ② 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。
- ③ その他町長が応援要請の必要があると認めたとき。

＜応援要請の種別＞

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	①指定地方行政機関等職員の派遣のあつ旋要請 ②他の地方公共団体職員の派遣のあつ旋要請 ③応援の要求及び応急措置の実施要請 ④職員の派遣要請 ⑤自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 地方自治法第252条の17 災害対策基本法第68条の2第1項
他の市町村長等	①応援の要請 ②職員の派遣要請 ③災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17 災害時における相互応援協定 消防相互応援協定

(1) 他の市町村に対する要請

町長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない

場合は、とりあえず電話等で要請する。

<応援要請事項>

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 知事に対する要請

町長は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し、次により応援（あつ旋を含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県危機対策課へ、防災行政無線、電話、FAXで行う。また、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAX等で処理する。

イ 応援要求事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員、車両、資機材、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

ウ 応急対策実施要請事項

- (ア) 応急対策の内容
- (イ) 応急対策の実施場所
- (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項

(3) 指定地方行政機関に対する要請

町長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

<職員派遣要請事項>

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣に関し必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要と認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

ア 協力要請事項

- (ア) 応援を必要とする作業内容
- (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 応援協力を要請する主な民間団体等

- (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体等の産業別団体
- (イ) 医師会等の職業別団体
- (ウ) その他、町に対しボランティア活動を申し入れた団体

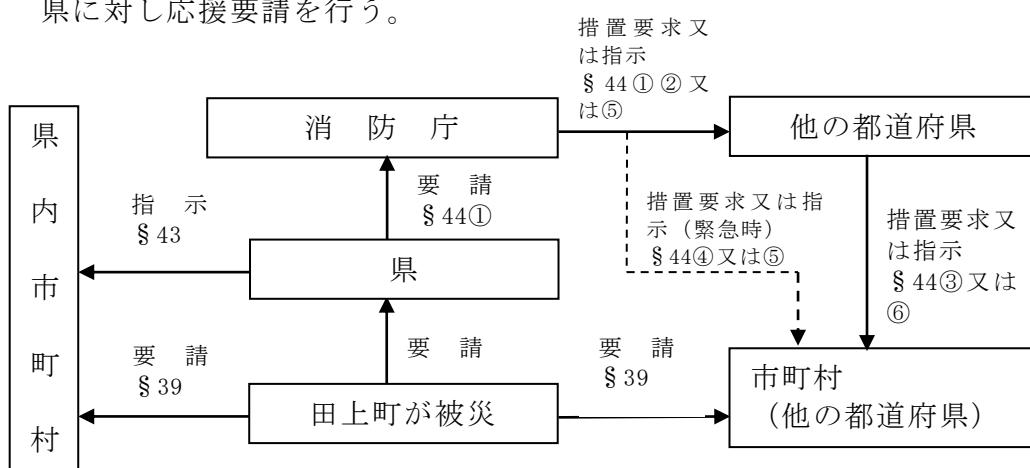
2 消防組織法に基づく応援要請等

(1) 市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請する。

(2) 他都道府県等に対する応援体制

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対し応援要請を行う。



3 災害相互応援

(1) 応援要請

町長は、県知事又は他の市町村の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り、要請に応じる。

(2) 災害時相互応援協定の体制整備

市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(3) 後方支援

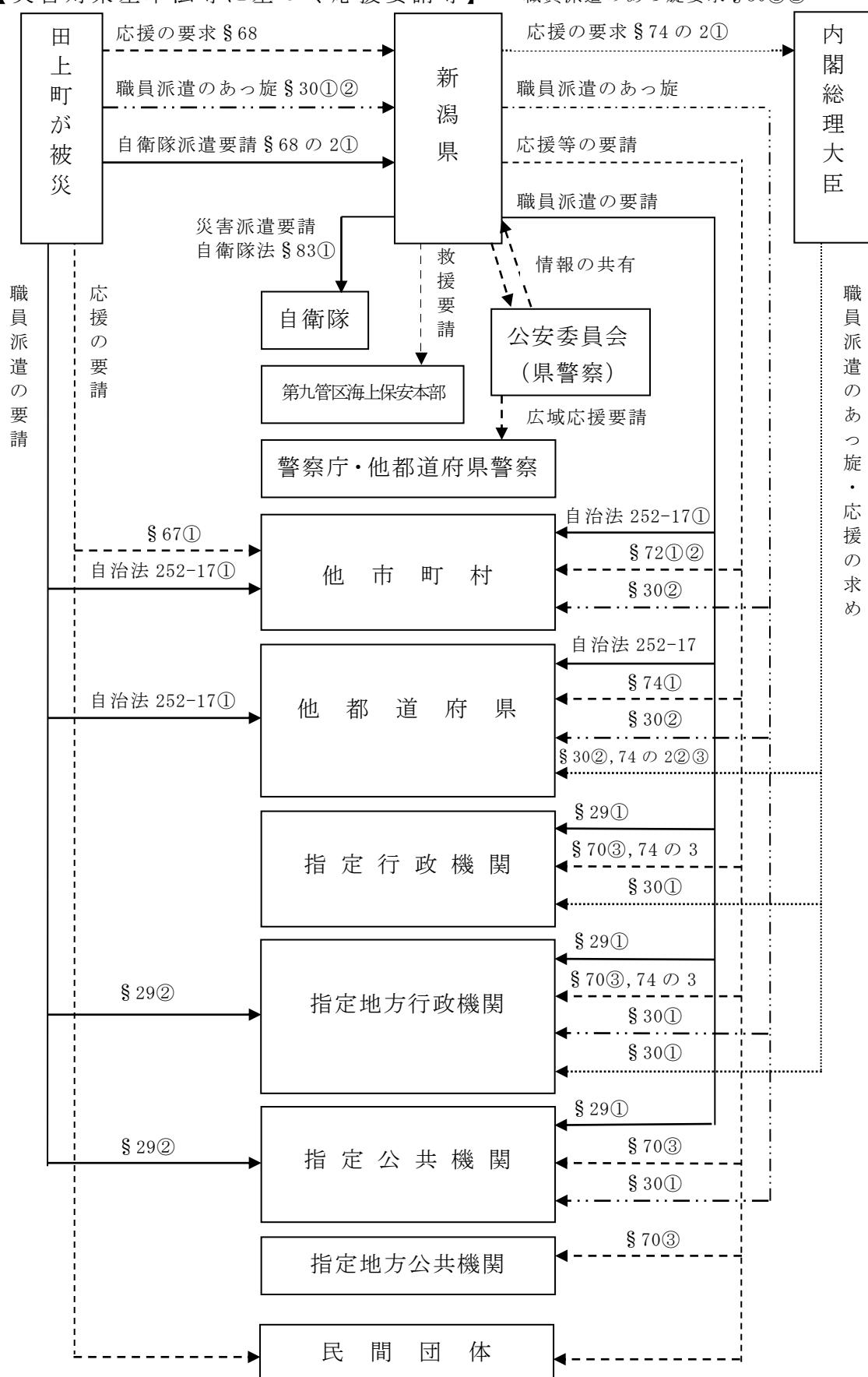
被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、遠方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(4) 要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等

災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な

準備を整える。

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



第4節 気象情報等の種類及び発表基準

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 加茂地域消防本部

【実施内容】

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

2 水防法に定める水防警報

(1) 水防警報を行う河川及び水防警報発表者

国土交通大臣または県知事が水防警報を行う河川は、次のとおり。

河川名	区 域	発 表 者
信濃川下流 (幹川)	左岸 新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062番の6 右岸 新潟県長岡市中条新田字丸山 1546番の2	から海まで 信濃川下流 河川事務所長
加 茂 川	左岸 加茂市大字宮寄上字長瀬 1527番6 右岸 加茂市大字宮寄上字長瀬 1244	から信濃川合流点まで 三条地域 振興局長

(2) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地 名	水防団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾濫 危 険 水 位	摘 要	堤防高
国土交通大 臣所管 信濃川 (下流)	尾 崎	三条市	m 8.20	m 8.70	m 9.10	m 10.20	テレメータ	m 14.85
	荒 町	三条市	8.00	8.50			"	13.86
	保明新田	田上町	5.20	5.60	6.50	8.20	"	11.05
	臼井橋	新潟市	3.10	3.40			"	8.68
	新酒屋	新潟市	2.50	2.80			"	7.76
	帝石橋	新潟市	1.50	1.80	2.70	3.10	"	6.42
	(平成大橋)							
県知事所管 加茂川	黒 水	加 茂 市	40.77	41.47	41.90	42.50	0256-33	43.26
	昭和橋	加 茂 市 (八幡)	11.20	12.10	12.60	13.70	-8884 "	15.91

(3) 水防警報の段階と範囲

ア 水防警報提供の段階

第1段階 準備 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階 状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

イ 各対象量水標の水防警報範囲

河川名	量水標名	準備	出 動	状 況	解 除
信濃川 (下流)	保明新田	雨量、水位、流量、その他河川状況	水位、流量、その他河川状況等により水位がはん濫注意水位	適宜河川状況により必要と認められたとき。	水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。
加茂川	黒水 昭和橋	により必要と認められるとき。	(警戒水位)を超えるおそれがありまたははん濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水が予想されるとき。		ただし、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 新潟地方気象台長が消防法第22条の規定により、火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

- (2) 火災気象通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

ア 実効湿度が65%以下になる見込みのとき

イ 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある）

ウ 火災危険度5以上になる見込みのとき

注：「火災危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

- (3) 火災警報

火災警報は、町長が消防法22条の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき必要に応じて発するものとする。（参考）「消防法第22条」

ア 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長または測候所長は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその

地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

イ 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

ウ 町長は、前項の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

エ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

4 土砂災害警戒情報の伝達方法

土砂災害による被害の防止・軽減のため、土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報を収集し、土砂災害の恐れが高まった際には「田上町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、情報の伝達を行う。

第5節 気象情報等伝達計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 加茂地域消防本部

【基本方針】

町は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民及び要配慮者への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防機関を準備又は出動させる。

【実施内容】

1 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、気象注意報・警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

この場合において、特に休日、夜間における体制に留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象注意報・警報等の伝達

(1) 新潟地方気象台は、気象業務法に基づく気象予警報等を発表、切替え及び解除した場合は、県、第九管区海上保安本部、東日本電信電話株式会社、N H K 新潟放送局へ速やかに専用通信施設により伝達する。その他、気象注意報・警報等により措置を講ずる必要がある機関への伝達に努める。ただし、東日本電信電話株式会社への通報は、警報に限る。

(2) 受領責任者及び伝達責任者

新潟地方気象台等から通報される気象注意報・警報等の受領責任者は、勤務時間内にあっては地域整備課長、勤務時間外、休日等にあっては、宿直員とする。

また、受領責任者は気象注意報・警報等伝達計画表に基づき関係課等に連絡する。

(3) 防災行政無線及び東日本電信電話株式会社で通報される気象予警報等は、総務課が受領するものとし、また災害対策本部開設中は総務部が受領に当たる。

担当者は気象警報を受領した場合は、必要に応じ町長、副町長、総務課長はじめ各課長に連絡する。また、町長は直ちに所在の災害応急対策責任者、その他関係団体、学校、一般住民等に対して気象注意報・警報等の発表に伴う必要な事項を周知徹底する。

(4) 一般住民への伝達

町は、特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民へ周知する。

また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

(5) 町内に在所する官公署、団体への伝達

注意報・警報等の通知を受けた各課等の長は、気象、洪水、水防等の各警報等を必要に応じて官公署及び関係団体等に通知する。

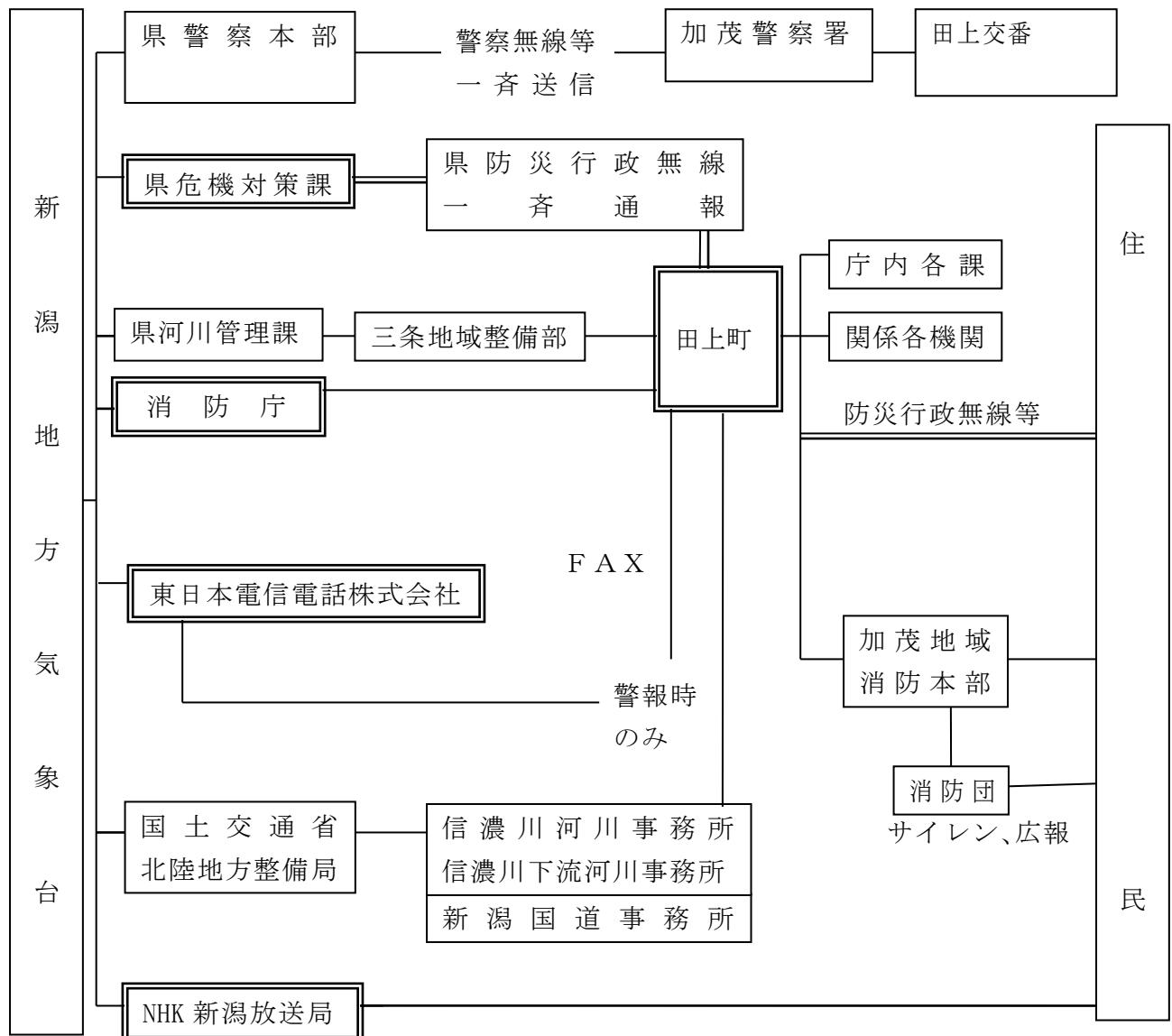
(6) 伝達の方法

ア 庁内への伝達は、内電話又は口頭で行う。

イ 住民への伝達は、防災行政無線等を利用して行う。

ウ その他関係各課等が、それぞれ必要と認める官公署、団体に伝達する方法は、電話等迅速かつ的確な方法により行う。

《気象警報等の伝達系統図》



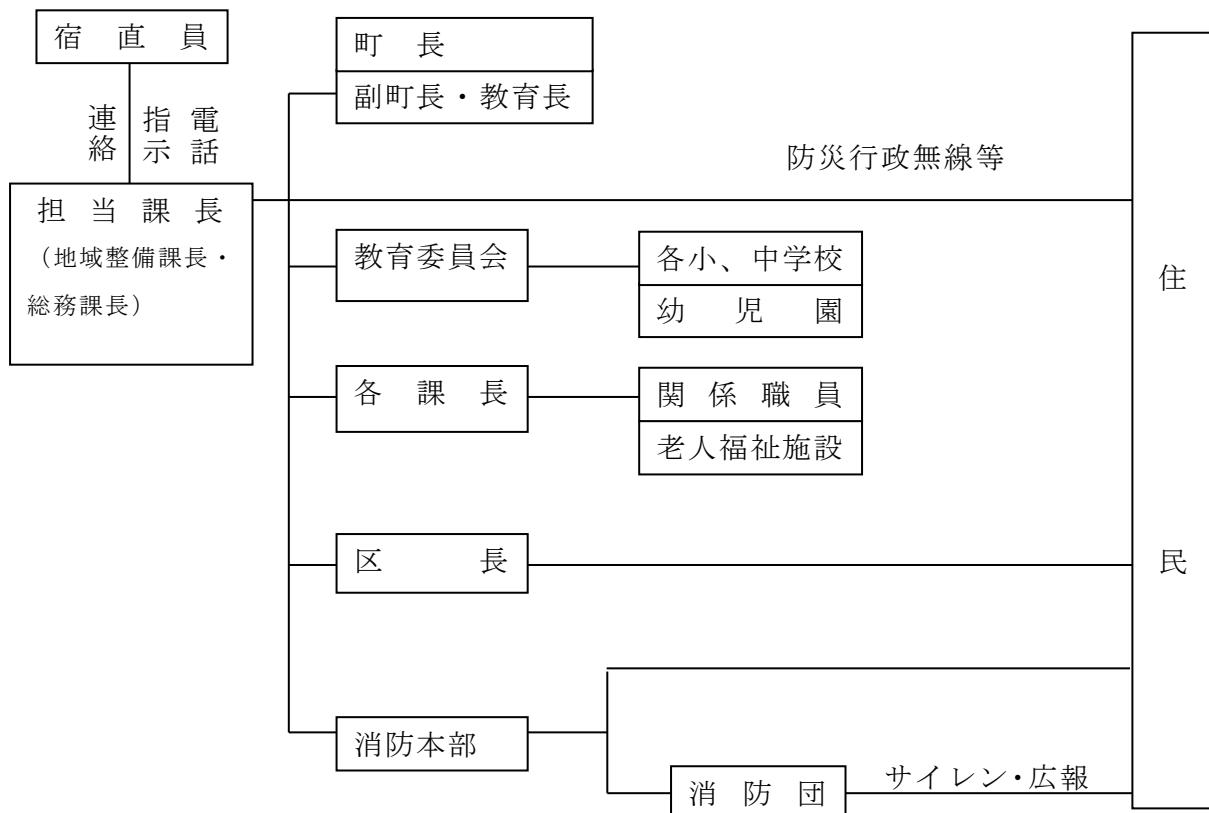
二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(7) 夜間及び休日の伝達

役場宿直員は、気象注意報・警報を受領した場合、緊急の必要ありと認めた場合、又は災害発生の通報を受けた場合は次のとおり通報する。

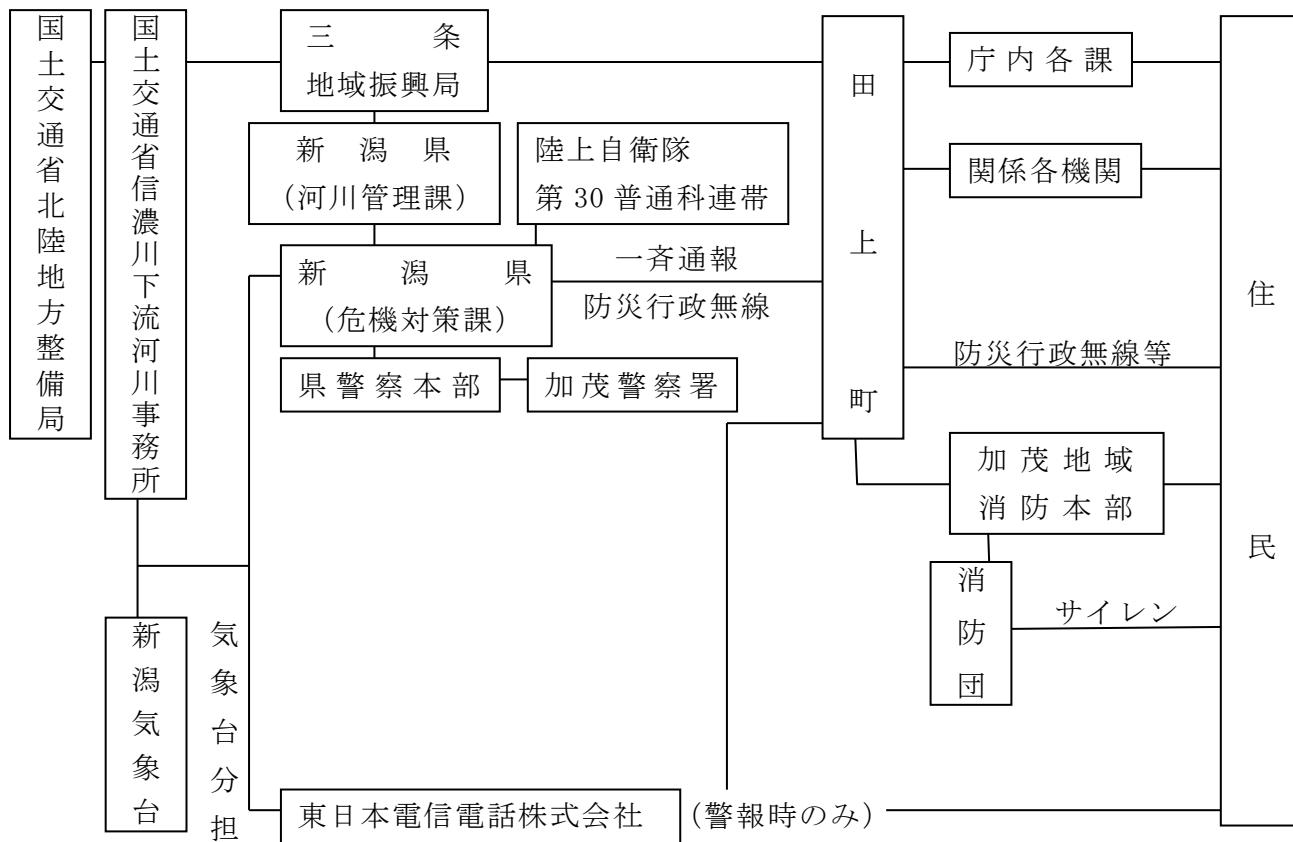
『府内関係者伝達系統図（夜間及び休日）』



3 信濃川下流洪水予報の伝達

- (1) 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表・切替え・解除する信濃川下流洪水予報（注意報・警報・情報）は、信濃川下流洪水予報伝達系統図によって伝達する。

《信濃川下流洪水予報伝達系統図》



(2) 伝達方法

町は、信濃川洪水予報等の伝達があった場合には防災行政無線又は電話等により住民及び管内関係機関に伝達する。

4 水防警報の伝達

- (1) 北陸地方整備局信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所は、水防警報を発し、又は解除したときは、水防計画の定めるところにより、国土交通省にあっては県を通じ、専用通信施設又は公衆通信施設により関係水防管理者に速やかに伝達する。
- (2) 県は、自ら発し、又は受領した水防警報について新潟地方気象台、県警察本部、報道機関へ伝達する。なお、必要があると認めたときは、放送機関に対し速やかに放送を行うよう要請する。
- (3) 国土交通省、県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については、町が行うものとし、必要がある場合は警報に準じて措置する。

(4) 水防警報の伝達系統及び伝達方法は3に準じて住民に伝達する。

5 火災警報の伝達

町が火災警報を発し、又は解除した場合には、防災行政無線又は電話等により住民及び管内関係機関に伝達するとともに、県に報告する。

6 町が行う警告等の伝達

町が災害対策基本法第56条に基づき、予測される災害に対処するため発する警告等の伝達体制は、気象注意報・警報等の伝達体制に準ずる。

第6節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 産業振興課

【基本方針】

土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画について各主体の責務を次のように定めるものとする。

(1) 町の責務

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(2) 住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 県及び国の責務

ア 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を町に通知する。

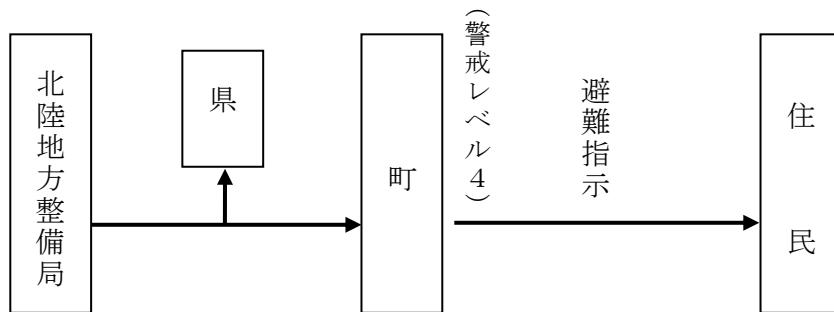
イ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

《土砂災害緊急情報の伝達フロー図》

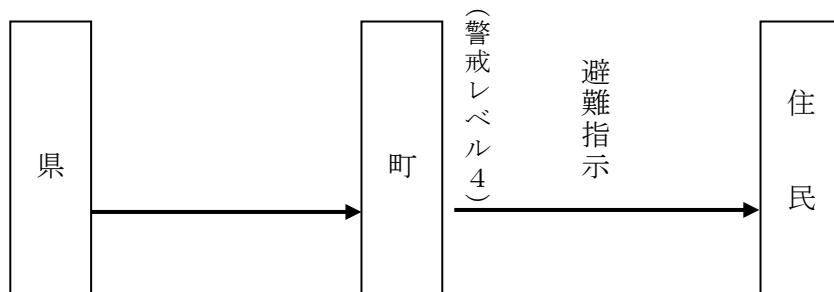
(1) 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



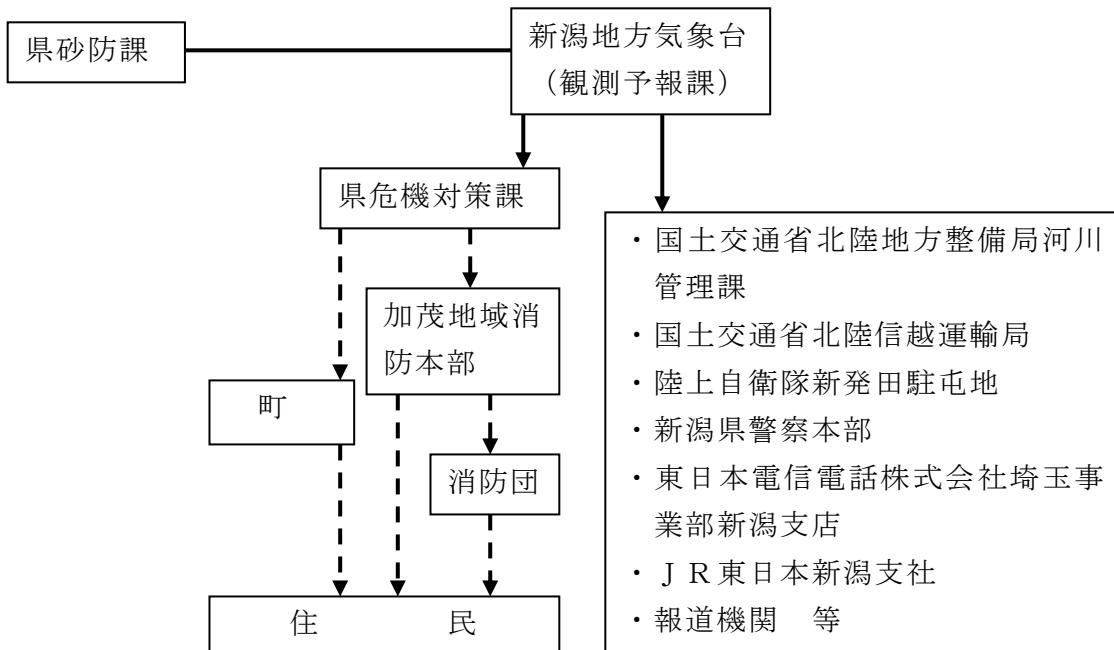
(2) 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



《土砂災害警戒情報の伝達フロー図》

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。伝達経路は、下記のとおりとする。



実線：専用回線

点線：メール等

【実施内容】

(1) 町の業務

ア 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

ウ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

エ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

(2) 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を町に通知する。
- ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、町に通知及び一般へ周知する。なお、これを補足する情報である土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、町に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、町に通知する。

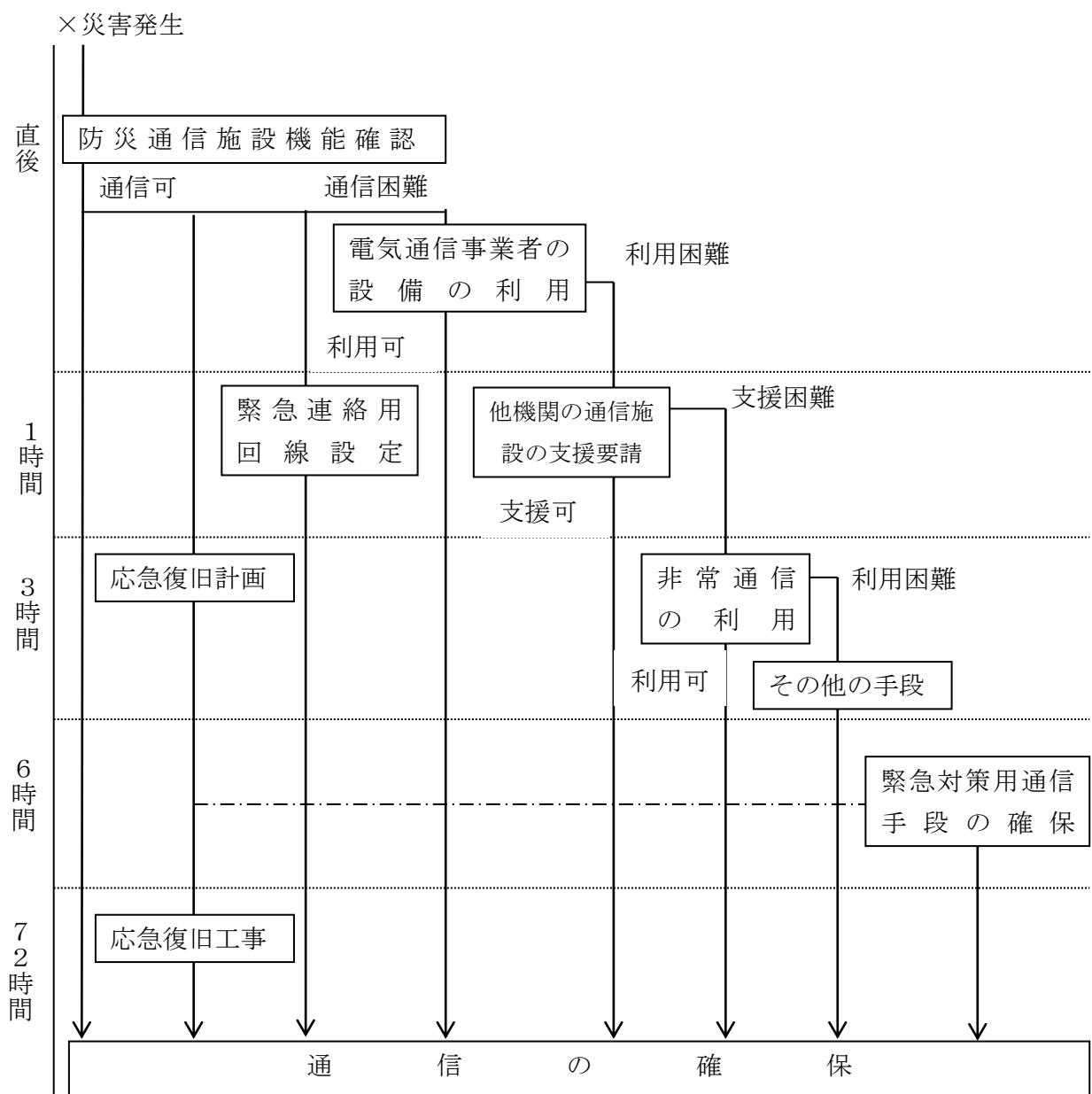
第7節 災害時の通信確保

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。町及び関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早急復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

《防災通信施設応急対策フロー》



【実施内容】

1 防災通信施設機能確認

- (1) 所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の状況を確認する。
- (2) 所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。
- (3) 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。

2 電気通信事業者の設備の利用

- (1) 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。
- (2) 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないよう、電話番号の秘匿に努める。
- (3) 携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。

3 緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

4 他機関の通信設備の支援要請

- (1) 災害により公衆通信施設の利用ができない状態になった場合の災害関係通知、要請、伝達又は警告あるいは応急措置の実施に必要な通信が、緊急かつ特別を要するものである場合には、電気通信事業法第8条2項により町は次に掲げる通信施設を利用することができる。
 - ア 警察通信施設
 - イ 東北電力通信施設
 - ウ JR東日本通信施設
 - エ 消防通信施設
 - オ 気象通信施設
 - カ 国土交通省無線設備
- (2) 自衛隊の通信支援要請
町長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

5 応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

6 非常通信の利用

町は、有線通信が使用できない、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信を利用する。なお、非常通信は信越地方非常通信ルートによるものとする。

7 町防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、復旧計画に基づき、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、町と県及び防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

8 緊急対策用通信手段の確保

- (1) 所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。
- (2) 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。
- (3) 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。

第8節 被災状況等収集伝達計画

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、町は、町内に災害が発生した場合は、速やかに情報収集活動を開始し、被害の概略を掌握し、伝達することで「情報の共有化」に努める。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。なお、その災害により被害が発生した場合、「災害報告取扱要領」により、消防庁及び防災局へ報告する。

【実施内容】

1 情報収集、報告責任者

- (1) 町は、災害の発生が予想され又は災害が発生したときは、情報収集担当者及び報告責任者を定めて正確な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を分析し、報告を要する災害及び基準に適合した場合、若しくは応急対策を実施するため必要と認めたときは、県及び防災関係機関に対して速やかに報告、通報する。
- (2) 被害の規模及び状況により町において情報の収集及び被害調査が不可能または困難なときは、県及び防災関係機関に応援協力を求めて行う。

2 情報の収集

- (1) 災害情報の収集は、災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害を優先し、重点的に収集する。

収集すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- ア 土砂災害（生き埋め現場、発生危険箇所）
 - イ 洪水（浸水箇所、危険区域）
 - ウ 火災（出火箇所、延焼範囲、危険区域）
 - エ その他（土木施設の倒壊等による）
 - オ 行方不明者（氏名、性別等）
- (2) 災害の規模、状況等が判明次第、公共施設、産業施設、その他の被災状況を速やかに調査し、収集する。
 - (3) 収集するにあたっては、災害の規模、状況等を推知し得る写真の確保に努める。
 - (4) 覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、覚知者または発見者の住所、氏名を確認する。
 - (5) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、町、県

へ報告する。

また、町は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

- (6) 人的被害の数については、県が一元的に集約し調整を行うため、町は積極的に情報収集に努める。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携し、安否不明者氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

3 報告の種別

報告は次の区分により災害発生及びその経過に応じ逐次行う。

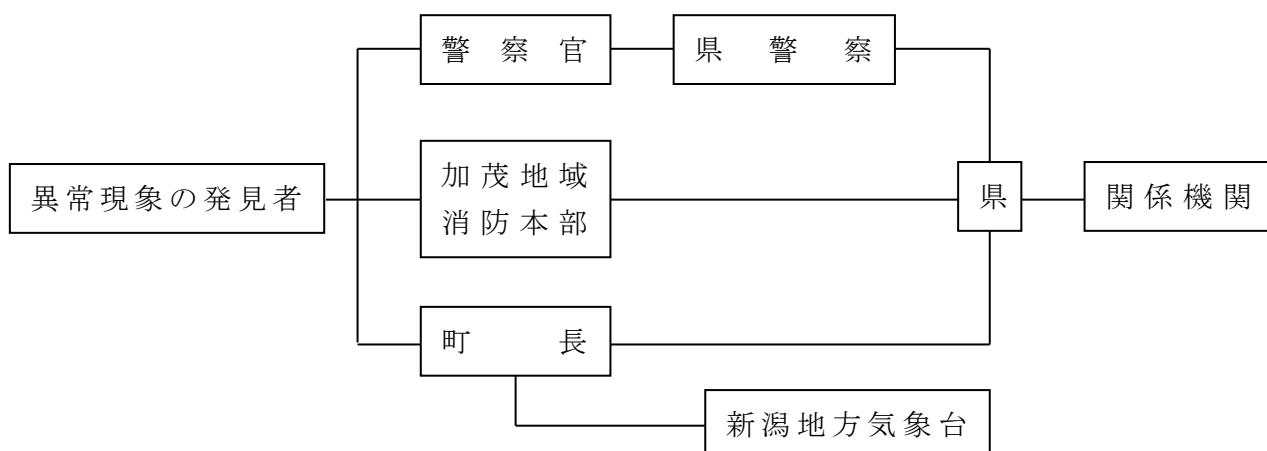
- (1) 災害速報 被害を覚知したとき、直ちに前記「災害報告」に掲げる事項について判明したものから順次無線、電話等により報告する。
(2) 災害確定報告 応急対策を終了した後 10 日以内に、前記要領により報告する。

4 異常現象を発見した者の通報

災害が発生するおそれのある異常なる現象を発見した者は、町長、警察官、加茂地域消防本部のうち通報にもっとも便利なものに速やかに通報する。この場合において、町長がこれを受けた場合は県知事へ、警察官がこれを受けた場合は町長及び県知事へ、その所有する専用通信施設又は電気通信施設により速やかに通報する。

また、通報を受けた町長は県知事へ通報すると同時に新潟地方気象台長へ通報する。

《異常現象発見者速報系統図》



5 県総合防災情報システム

避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。

第9節 広報計画

【関係機関】 ◎総務課

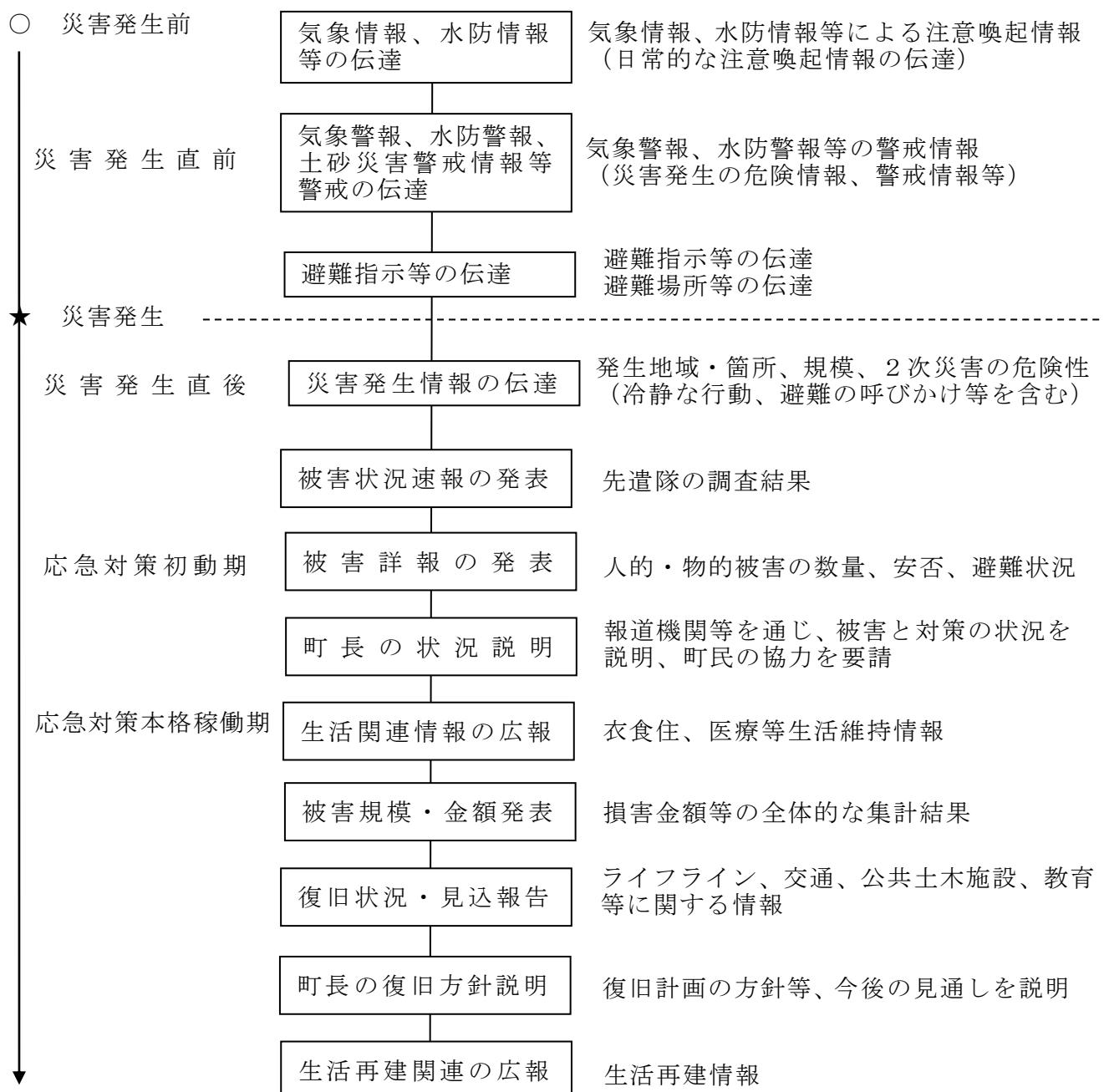
【基本方針】

町は、県・防災関係機関等と被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

町は、県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

『災害に関する広報体系図』



【実施内容】

1 広報活動における町の役割

(1) 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

(2) 広報・広聴すべき事項

- ア 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
- イ 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
- ウ 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- オ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- カ 被災者の相談・要望・意見
- キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(3) 手段

- ア 電話・町登録制メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- イ 住民相談窓口の開設
- ウ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- エ 防災行政無線（戸別受信機を含む、以下本節中同じ。）による情報発信依頼
- オ インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- カ 緊急速報メールによる情報発信
- キ 町ホームページによる情報発信
- ク 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

2 災害対策法第57条による報道要請

県又は町は、災害対策基本法第55条又は第56条の規定による災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

3 災害発生時の各段階における広報事務

(1) 災害発生直前

災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難、避難指示）を防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。

緊急通報メール等により住民及び旅行者等にも避難情報（高齢者等避難、避難指示）を伝達する。

(2) 災害発生直後

- ア 危険地域の住民に、防災行政無線、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム、レアラート（災害情報共有システム）等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。
- イ 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。

(3) 災害応急対策初動期

- ア 繼続中の避難情報
- イ 避難所の開設等
- ウ 給水・炊き出しの実施及び物資の配給
- エ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報

(4) 災害応急対策本格稼働期

- ア 消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 仮設住宅への入居

(5) 復旧対策期

- ア 罹災証明書の発行
- イ 生活再建資金の貸付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

4 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、町の災害対応の参考とする。

- (1) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け
- (2) 被災者のための相談窓口の設置

5 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第10節 住民等避難計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

【基本方針】

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。そのため、町は気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。また、町長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

これに伴い住民は以下のことを心がける。

(1) 自らの身は自ら守るため、気象情報や町等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(2) 町が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

警戒 レベル	避難情報 その他	内容
警戒 レベル3	高齢者等避難	高齢者や障がいのある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じ普段の行動を見合せたり、避難の準備や自主的な避難を行う。
警戒 レベル4	避難指示	原則すべての住民は危険な場所から必ず避難する。
	警戒区域設定	当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。
警戒 レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保。

(3) 異状を発見した場合は、直ちに町、消防等に通報する。

(4) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

特に要配慮者施設の管理者等は、要配慮者について日頃から迅速な避難体制や計画を整備し、人命安全確保に努める。

また、その他公共的施設に準ずる施設、事業者等についても同様に災害時の安全避難を図るよう指導していく。

(5) 広域避難への対応

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、町の区

域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

(6) 自主避難所の開設

自主避難所は、災害対策基本法に基づき、避難情報を発令した場合に開設する指定避難所とは異なり、台風が上陸、接近するおそれがある場合など、気象情報等を勘案した上で、自宅にいることに身の危険を感じ、一人でいることに不安感を抱き、身の安全を確保するための適切な場所を確保できない方のために、開設する。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

【基本方針】

町及び防災関係機関は緊急時に際して、危険区域に居住または滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難指示等を行う。

災害対策基本法、その他の根拠法規にしたがって避難指示等を行ったときは、関係機関は相互の連絡を行う。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者は、避難に時間を要することから、早目の避難を促すため、高齢者等避難を発令するものとする。

【実施内容】

1 実施責任者及び実施基準

以下の表のとおりとする。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長	要配慮者への避難行動の開始を求める	避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
	知事及びその命を受けた者（水防法第29条） (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第60条第1項) 町長がその事務を行えないときは知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき。
避難の指示等	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立ち退きの指示 警告 避難の指示	町長が避難のための、立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 町から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難の措置をする。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

警戒設定区域	町長 警察官、自衛官 (災害対策基本法第63条) (水防法第21条) (消防法第28条)	警戒区域の設定と退去命令	避難の指示では対処できない場合に、町長（委任を受けた職員）は警戒区域を設定して、同区域への立入り禁止、退去命令等の必要な措置をとる。
緊急安全確保	町長 (災害対策基本法第60条第3項) 町長がその事務を行えないときは知事 (災害対策基本法第60条第6項)	直ちに身の安全を確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

2 避難指示等の判断のための情報収集

町は防災行政無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集する。

3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、原則として『田上町避難指示等の判断・伝達マニュアル』を基準とし、なお防災関係機関等からの情報を踏まえて、総合的に町灾害対策本部が判断し、発令する。

4 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

5 避難指示等の内容

避難指示等は、次のことを明らかにして行うこと。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所等の名称）
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

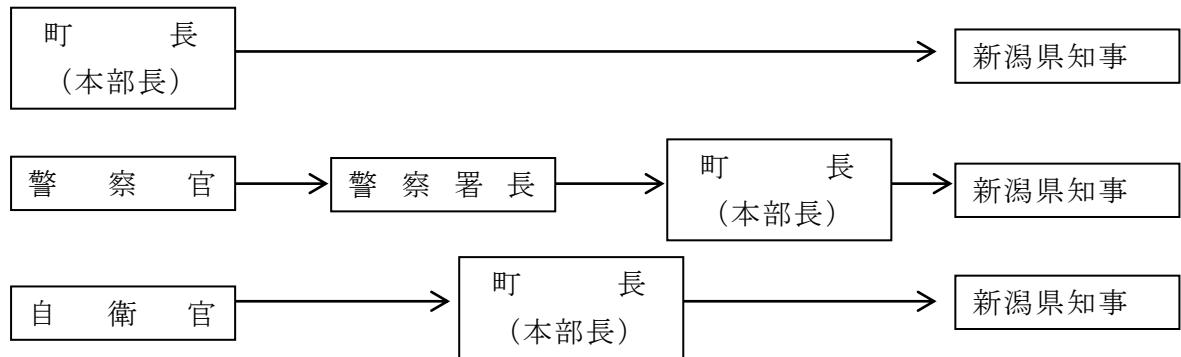
6 避難措置及び解除の広報

- (1) 避難指示等の住民への伝達

避難指示等の住民への伝達は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む）、緊急速報メール、町の登録制メール、サイレン、ソーシャルメディアなどを併用して、住民に充分周知できるようあらゆる手段を講じる。避難の必要がなくなったときも同様とする。

- (2) 避難措置及び解除の伝達・周知

避難指示等を行った者は、次の連絡系統により、避難措置及びその解除について、直ちに必要な事項を通知する。



7 警戒区域の設定について

避難指示等では、対応できない場合には町長は災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域を設定し、同区域への立入り禁止や立入り制限、同区域からの退去を命じる。

実際の状況を想定すると以下のようになる。

- (1) 町長が職権を施行できる場合には、町長が警戒区域を設定し、命令を発する。
- (2) 災害対策本部が設置されていない状況において、緊急を要する場合は職員（消防団員を含む）が町長権限代行者として速やかに同職権を行使し、危険な状況に 対応する。この場合は、速やかに町長に報告する。
- (3) 警察官も緊急の場合は、警戒区域の設定権等の権限を行使できる。

第2 避難の誘導

【基本方針】

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく、避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、町職員若しくは各施設管理者が、警察官、消防職員、消防団員、住民の協力を得て実施する。

【実施内容】

1 町の責務

町は、災害が発生した場合の各地域等の状況を考慮し、具体的な避難場所等を定め、あらかじめ住民に周知徹底する。

2 避難の方法

- (1) 避難指示等があった場合には、町職員等の誘導により避難場所等へ避難させる。
- (2) 避難指示等の実施者が機能しない状況下においては、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所等へ避難する。

3 避難路の確保

- (1) 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両等を活用し、住民を迅速・安全に避難させる。

4 避難順位

避難立退きの誘導に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者）を優先する。

5 避難状況の報告

避難指示等は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所等の名称）
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

第3 要配慮者等の安全避難

【基本方針】

学校、幼稚園、医療機関等の施設の管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。特に幼稚園では、職員のほとんどが女性のため、消防職員・団員や父母の協力を得て実施する。

【実施内容】

1 学校（小・中学校等の児童、生徒）、幼稚園の集団避難

(1) 避難誘導

ア 校長、園長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は校長、園長の指示を的確に把握して、校（園）舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校（園）舎外の安全な避難場所に誘導する。

(2) 避難指示の周知

ア 校長、園長は職員及び児童、生徒、園児に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。

イ 校長、園長は職員及び児童、生徒、園児に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会、警察署、消防署にその旨連絡する。

(3) 移送方法

班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

ア 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け安全な道路を選定する。

イ 引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

ウ 感電、水没等の事故防止に努める。

エ 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

2 幼稚園等の児童・児童の集団避難

(1) 避難誘導

ア 園長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ保育士等（職員）に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 保育士等（職員）は、園長の指示を的確に把握して、施設配置別又は年齢別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に施設外の安全な避難場所に誘導する。

ウ 職員のほとんどが女性のため、消防職員・団員や父母の協力を得られる体制を整える。

(2) 避難指示の周知

ア 園長は、保育士等（職員）及び幼児児童に対する避難の指示は、マイク等によりその旨周知の徹底を図る。

イ 園長は、幼児及び児童に対する避難の指示を発したときは、直ちに町、警察署、消防署にその旨連絡する。

(3) 移送方法

別に班を編成し、保育士等（職員）は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

ア 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け安全な道路を選定する。

イ 引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

ウ 感電、水没等の事故防止に努める。

エ 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

3 医療機関

(1) 避難誘導

医療機関管理者は、洪水や土石流等の危険及び構内外の火災が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、医療機関で設置する自主組織によりあらかじめ患者を担送者と独走者とに区別し、適当な人数ごとに編成させて、医師、看護師、他の職員が引率して、医療機関が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

(2) 誘導指示の周知

医療機関の管理者は職員及び、外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

(3) 移送の方法

ア 医療機関管理者は自主組織で定める班編成により、迅速に、安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで移送する。

イ 医療機関の管理者は、院外への患者移送について自力で歩行不可能な患者については担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。

ウ 医療機関管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(4) 避難場所及び備蓄について

医療機関管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄する。

4 要配慮者等の避難

要配慮者の避難については、隣近所の住民の協力を得て避難することになるので、あらかじめ行政区など住民の協力体制について検討する。

- (1) 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。
- (2) 町は、あらかじめ策定する「個別避難計画」に基づき、消防、警察署、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動を支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。
- (3) 町は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- (4) 県は、避難後の要配慮者のケア、受け入れ施設の提供、人員の派遣等により町を支援する。

第4 積雪期の避難対策

【実施内容】

1 避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能になることが想定されるため、町は防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

2 冬季避難場所の確保

グラウンド等は、冬季においては、積雪により避難場所として使用できないことが想定されるため、こうした事態が発生した際には、町は防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

3 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、町は暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

4 観光施設等における避難対策

冬季においては、観光施設等での災害の発生についても想定し、観光客の安全な避難誘導、避難場所の確保、避難所への誘導等について、町は観光関係者と綿密な調整、連携をとるよう努める。

第5 広域避難への対応

【実施内容】

1 被災市町村による協議等

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

2 県による協議等

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

3 県による助言

県は、町からの求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

4 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

第11節 避難所運営計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課

【基本方針】

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は町が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い、感染症対策及び愛玩動物(ペット)対策等に十分配慮する。

なお、町は、「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、開設の基準や職員の体制などについて定め、迅速かつ的確に避難所を開設・運営できるよう備えるものとする。

【実施内容】

1 業務の流れ

(1) 風水害発生後 24 時間以内の業務

ア 避難所開設 (~3 h)

- ・施設の安全確認
- ・職員配置及び避難所開設報告
- ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ

イ 避難者の状況把握 (~6 h)

- ・避難者数・ニーズの把握及び報告

ウ 外部からの応援受入開始 (~12 h)

- ・避難所運営応援職員の受入れ
- ・ボランティアの配置
- ・食糧・生活必需品提供の開始
- ・仮設トイレの設置
- ・冷房器具の手配(夏季)
- ・暖房器具及び燃料の手配(冬季)
- ・市町村医療救護班及び市町村歯科医師救護班の受入れ
- ・避難行動要支援者支援要員の配置

エ 避難行動要支援者の移動 (~24 h)

- ・傷病者等の医療機関への搬送
- ・福祉施設等への緊急入所

(2) 避難所の拡張・充実(避難所開設後 3 日目以内)

- ・屋外避難者へのテント等提供
- ・避難所環境の改善

(間仕切り、簡易ベッド等設置)

- ・避難者による自治組織編成
- (3) 避難者サービスの充実（避難所開設後3日目以降の業務）
- ・入浴機会の確保
 - ・避難所での炊飯開始
 - ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材、飼料の手配
 - ・臨時公衆電話等の設置を要請

2 避難所の開設

- (1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の学校、公共建物等を指定避難所として指定する。
- (2) 町は、施設管理者に連絡して解錠させ、避難所を開設する。また、開設状況を速やかに知事及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (3) 町は、避難所を開設した場合は、管理責任者をおく。
- (4) 災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認を受ける。
- (5) 避難所の運営に必要な資機材リストはあらかじめ整備するよう努める。
- (6) 避難所が不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県にあっ旋を依頼する。
- (7) 避難にあたっての注意事項等を掲示し、混乱の防止に努める。

3 避難所運営にあたっての留意事項

- (1) 一般的な事項
 - ア 町は、避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
 - イ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。
 - ウ 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
 - エ 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
 - オ 避難者2人当たり3～4m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
 - カ 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
 - キ トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には

約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

- ク テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- ケ 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- コ 入浴施設の配置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- サ 非常用電源の配備など、停電対策に努める。
- シ 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- ス 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- セ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、保健福祉課を中心に関係課と連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ソ 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機等の設置に努める。また、エアコンがある施設については、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- タ 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
- チ 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが必要である。

- ア 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- イ 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
- ウ 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
- エ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- オ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
- カ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・

DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ク 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

4 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

ア 町は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。

イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者的情報環境に配慮する。

ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(2) 福祉避難所の開設

ア 町は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

5 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、町は、必要に応じて県に対して、日本赤十字新潟県支部、新潟県医師会、保健所、精神保健福祉センター、栄養士会、ボランティア団体等防災関係機関の協力についての要請を行う。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

ア 責任者への協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 災害救助法の適用時の期間及び経費負担

災害救助法の適用の場合の期間及び経費負担は、災害救助法実施要領による。

8 応援職員の受け入れ体制

(1) 受入準備

ア 宿泊施設、入浴施設、車両器材の保管場所の確保

- イ 連絡担当職員の確認
 - ウ 作業計画、所要人員の把握、資機材の確保
- (2) 部隊到着の措置
- ア 派遣部隊の目的地誘導
 - イ 派遣部隊責任者との作業計画等の協議調整

第12節 避難所外避難者の支援計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課

【基本方針】

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

【実施内容】

1 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

- (1) 避難所外避難者の状況は、避難開始後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。
- (2) 避難所外避難者は、町、消防、県警察又は最寄りの公的避難所に現況を連絡する。
- (3) 町は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (4) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者等は、指定避難者外に避難した避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について町へ提供する。

2 必要な支援の実施（発災後3日以内に実施）

- (1) 町は、新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）を行い、食料・物資等の供給及び避難者の健康管理、健康指導を行う。
- (2) 避難所外避難者に対する食料・物資等の支給については、町内の業者等から調達するが、不足する場合には県に応援を要請する。
- (3) 避難者の健康管理、健康指導に努める。

3 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

4 積雪期の対応

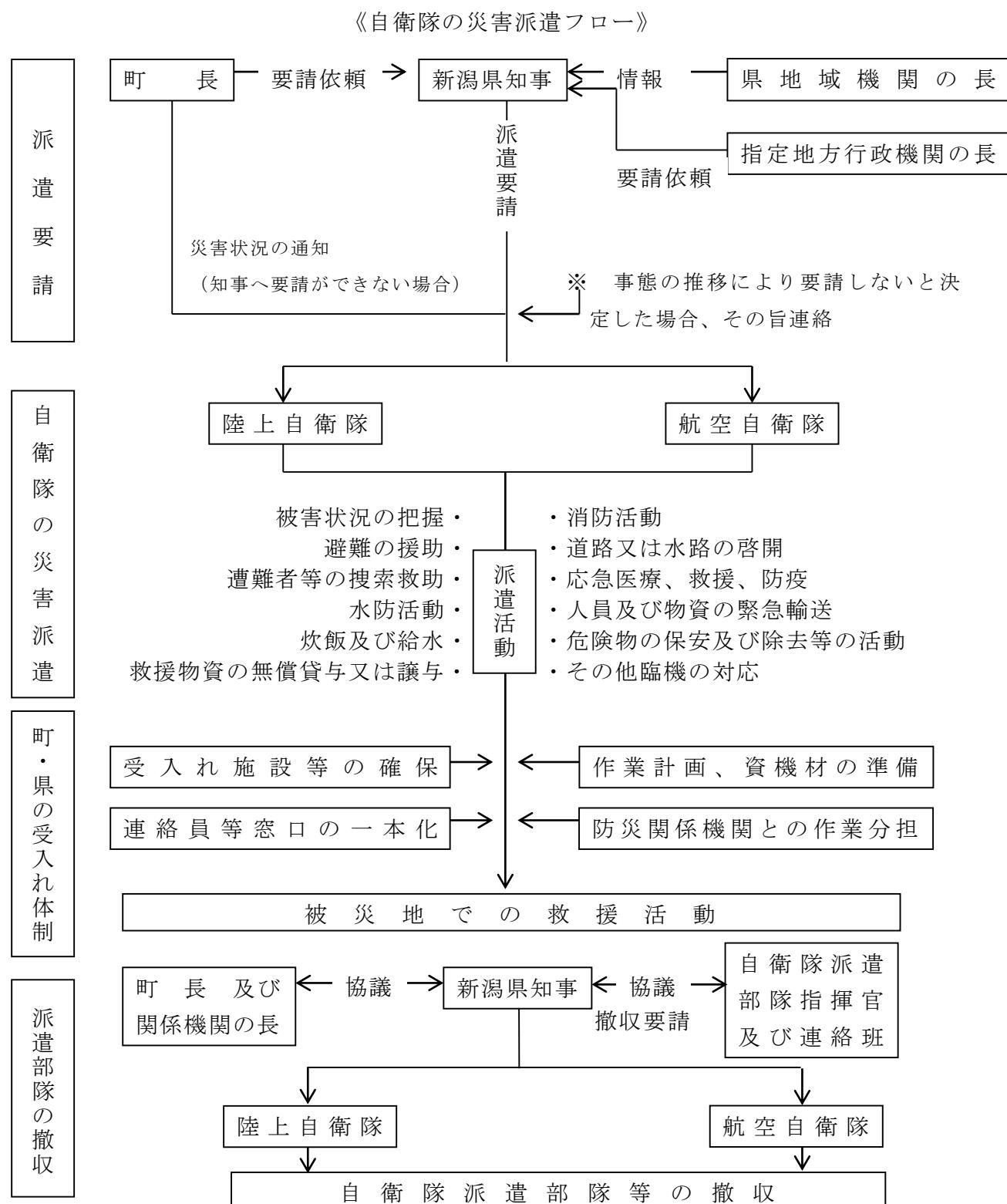
積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

第13節 自衛隊の災害派遣計画

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。



【実施内容】

1 災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 災害派遣による救援活動区分その内容

(1) 救援活動内容

救援活動区分	内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索、救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火に当たる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥道路又は水路等 交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適當な手段がない場合)
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する總理府令」(昭和33年總理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

3 災害派遣要請の手続き

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、直ちに災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。
- (2) 知事に派遣要請を求めることができない場合には、町は、その旨町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

【派遣要請事項】

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）

(注) 電話等で依頼した場合は、事後、FAXで処理する。
(資料編様式自衛隊災害派遣要請依頼書)

4 災害派遣部隊の受け入れ体制

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町及びその他の防災関係機関の長は、緊密な連携を図りより効率的な作業分担を定める。

- (2) 作業計画及び資機材の準備

町及び県は自衛隊の作業の円滑な実施を図るために、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業実施に必要な図面
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

- (3) 受入れ施設等の確保

町及び県は、派遣部隊に対し次の施設等の確保に努める。

- ア 自衛隊事務室
- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

- (4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

5 撤収要請依頼

自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに

県知事に対して撤収要請を依頼する。

6 災害派遣に伴う救援活動経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた町の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が町に代わり負担する。
- ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
 - イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
 - ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
 - エ 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
 - オ 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいは、その他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

7 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口

(1) 県の連絡窓口

新潟県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号 558)-40120-6434、6435、 6436 NTT FAX 025-282-1640 衛生 FAX (発信番号 558) -401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣要請先	主な情報内容
陸上自衛隊 新発田駐屯地司 (第30普通科連隊長)	連絡窓口 第30普通科連隊第3科 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 TEL 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX 切替 内 537
航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作 戦室初動対処クルー TEL 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX 切替
航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 TEL 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX 切替 2631
航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用 班 TEL 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間 3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX 切替
	連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替 内 227

第14節 輸送計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

災害発生時には、町及び防災関係機関は、応急対策の実施にあたり車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、防災関係機関及び運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

また、車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

【実施内容】

1 交通関係情報の収集・伝達

町及び道路管理者は、警察署と連携し、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

2 緊急交通路の確保

- (1) 交通規制の実施

警察署は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

- (2) 緊急交通路の啓開

ア 町及び道路管理者は、県警察・消防機関・自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点を有機的に結び付ける。

- (ア) 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- (イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う）
- (ウ) 仮設橋の架橋

イ 国道、県道及び町道の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておく。

- (3) 輸送路及び輸送手段の決定

町及びその他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定し、必要に応じ県警察本部、道路管理者に輸送経路の交

通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順による。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両、航空機等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

(4) 輸送中継基地の確保

町及び県は、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。

ア 輸送中継基地の機能

- (ア) 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- (イ) 緊急物資の一時集積・分類
- (ウ) 配送先別の仕分け
- (エ) 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注)大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

イ 輸送中継基地における県及び町の業務

(ア) 輸送中継基地への職員等の派遣

輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）

- (イ) 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達
インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- (ウ) 中継基地から被災地内への物資配運用のトラックの調達
- (エ) 県災害救援ボランティア本部等との協働

輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、町災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

3 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対

策要員及び物資

- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
- イ 第2段階（応急対策活動期）
- (ア) 第1段階の続行
 - (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
- ウ 第3段階（復旧活動期）
- (ア) 第2段階の続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
 - (ウ) 生活用品
 - (エ) 郵便物
 - (オ) 廃棄物の搬出

4 町の車両輸送体制

(1) 集中管理

ア 町においては、非常配備体制後は、その所有するすべての車両について、総務部において集中管理する。

イ 町各部は、平常時において直接管理している車両を、第1配備（警戒体制）が指令されたときは、直ちに総務部に管理を移す。この場合において、平常時に当該車両を主として運転している者を同時に総務部に配置換えする。ただし、各部長は総務部長に申し出て、当該課が車両を直接管理することが所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないとみとめられた場合は、移管しないことができる。

(2) 民間等の車両の動員

町長は、災害応急対策用の車両が不足した場合は、すみやかに民間事業所等の車両の借り上げにより確保する。

(3) 使用

各部長は、車両を使用する場合は総務部長に申し込む。

(4) 事前準備

町は、災害時における車両の集中管理又は民間車両の動員等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査を行い、その実施体制の整備を図る。

(5) 車両等の調達及びあっせん要請

町は、災害時に必要とする車両船舶等が調達不能となった場合、又は不足する場合は次の事項を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借り上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

5 自動車による緊急輸送に必要な手続き

(1) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、町の申し出により、県消防課又は県警察本部交通規制課及び警察署が行う。申し出は所定の様式によりその都度行う。確認後は、所定の標章及び証明書を交付する。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。(本章第15節「警備・保安及び交通規制計画」参照)

6 航空輸送

(1) 次に掲げる事態が発生した場合は、県に航空機の斡旋を要請し、航空輸送を実施する。

- ア 陸上交通が途絶し、輸送又は移送に緊急を要するとき。
- イ 人の生命、身体の保護上緊急を要するとき。

(2) 航空機の確保の斡旋を求める場合は次の事項を明示して行う。

- ・要請の理由
- ・輸送するものの所在地
- ・輸送するものの内容、数量
- ・輸送先
- ・輸送希望日時
- ・荷送人、荷受人
- ・離着陸を希望する場所及び状況
- ・その他参考事項

(3) ヘリポートの設定

町内のヘリポートについては、資料編のとおりとする。

第15節 警備・保安及び交通規制計画

【関係機関】 ◎地域整備課 加茂警察署

【基本方針】

大規模災害発生時には、土石流、がけ崩れ等による道路の損壊や建造物の倒壊、洪水による道路冠水や家屋の流失、あるいはライフラインの停止等により社会生活が一時的に麻痺状態となることが予想される。

さらに時間的な経過とともに、被害者の不安、動搖の高まり、生活必需物資の欠乏等による物の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乘じた各種犯罪の発生が予想されることから、犯罪の予防、取り締まり、その他公共の安全と秩序を維持するための警備体制を確立する。

また、道路が通行不能状況におちいり避難する車両や人が殺到して交通麻痺になることが予想される。

そのため各道路管理者及び防災関係機関の協力により、適切な交通規制を実施し、混乱の防止を行う。また、重点的な応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る。

【実施内容】

1 県警察における警備活動の実施

(1) 警備活動への協力

ア 町は、警備実施活動が、迅速・的確に展開できるよう、非常時における協力・連絡体制を整える。

イ 町及び関係機関は、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

ウ 町は、県警察の行う一般治安対策、地域安全活動等に同行するなど共同活動に積極的に協力する。

(2) 災害に備えての措置

大災害時には、家屋の冠水、倒壊、損壊など環境破壊による混乱や電話の不通、デマの発生など、情報不足による混乱のほか、交通機関や道路交通の混乱などが予測されるので、関係機関との連絡を緊密にし、交通規制措置や住民の保安及び防犯対策など、災害に備えた措置を講ずる。

(3) 警備体制の確立

町に災害が発生した場合には、県警察本部に県警備本部を、また加茂警察署に署警備本部を設置するほか、現地警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(4) 警備活動の重点

災害時の公安維持のため、県警察は、本章「第10節 住民等避難計画」、「第31節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画」、「第39節 危険物等施設応急対策」に定める事項のほか、次の措置を講ずる。

ア 避難の誘導

避難時の誘導等にあたっては、関係機関と緊密な連携を取り、避難に伴つて生ずる交通の混乱、雑踏等に危険な事態がおきないようにする。

イ 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備

災害時には、被災地域、復旧資材置場等に対する警戒警備を実施し、被災住民の財産及び復旧資材等の盗難防止活動を行う。

ウ 広報活動、特別警らの実施等、民心の安定を図るための防犯活動

(ア) 広報活動

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

- ・被災状況、交通規制状況、復旧状況等に関する広報活動
- ・報道機関に対する情報提供と警察独自の広報活動
- ・インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)

(イ) 特別警ら

群衆の集まる駅、避難場所等に対し警察部隊による特別警ら活動を行う。

(ウ) 臨時派出所の設置

臨時派出所を設置し、防犯活動及び被災状況に関する各種の案内、相談を実施する。

(5) 保安及び防犯対策

ア 経済事犯その他犯罪の予防取り締まり

災害時に住民の不安を軽減し、混乱を防止するため、次の活動を行う。

(ア) 金融、経済事犯等の予防取り締まり

(イ) 民心の不安を助長する窃盗及び粗暴犯の予防取り締まり

(ウ) その他治安上影響のある事犯の予防取り締まり

イ 治安情報の収集

災害の発生に伴う警戒警備等の警察活動及び諸対策を円滑に実施するため、被害発生状況、住民の避難状況、交通状況その他治安情報の収集にあたる。

2 交通対策

(1) 実施責任者

区分	実施責任者	対象道路
道路管理者	県知事	一般国道
	町長	県道
県警察	公安委員会、警察署長	町道 必要な全道路

(2) 道路混雑・被害状況の把握

町は関係機関と連携をとり、交通混雑及び道路被害状況を積極的に調査把握し、本部に報告するとともに、県警察、消防等関係機関に報告する。

(3) 緊急交通路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推

進するため、または避難路として確保するため重点的に応急復旧する路線として、緊急交通路の確保を図る。

(4) 交通規制の実施

災害が発生した場合、町は警察署と協力し、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、次の要領により、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限する。

ア 第一次的には、発生した直後において緊急の措置として、人口集中地域を中心とし、その周辺を含めた幹線道路について、緊急自動車及び緊急車両であるとの確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

第二次的には、被害状況に応じ第一次的交通規制を解除し、路線別、車種、用途別または時間別、車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、または制限する。

イ アにより規制を受けている以外の道路については、その道路状況により通行を禁止し、または制限する。

ウ 上記ア、イの措置をとった場合は、報道機関等を通じて避難者、運転者等に対して適時適切な広報をする。

エ 車両の通行を禁止、または制限する場合は、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互緊密な連絡を保ち適切な交通規制を行う。

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは規定の標識を立てる。ただし緊急のため規定の標識をすることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等に当たる。

(ア) 規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則別記様式第1に定める様式によって表示する。

(イ) 規制条件の表示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- ・禁止制限の対象
- ・規制する区間
- ・規制する期間
- ・規制する理由

(ウ) う回路の表示

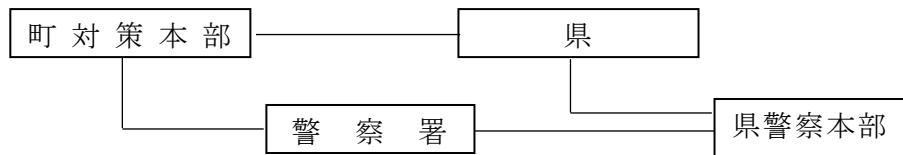
規制を行ったときは、適当なう回路を表示する等、一般交通にできるかぎり支障のないよう努める。

カ 報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告または通知する。

(ア) 系統

各機関への報告等は次の系統による。



(イ) 報告事項

各機関は、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ・禁止制限の種別と対象
- ・規制する区間
- ・規制する期間
- ・規制する理由
- ・う回路その他の状況

(5) 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行った場合、緊急通行車両の確認は県（災害対策本部、同支部）または公安委員会（県警察本部、警察署）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

(6) 緊急通行車両の事前届出・確認制度

ア 県公安委員会は、災害時に緊急通行が必要とされる町が所有する車両を事前に届けることにより、災害発生時の緊急通行車両の確認を迅速、円滑に進める。

イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する車両とする。

(ア) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両（同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。）

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する用務に従事する車両
- ・消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両
- ・被災者の救護、救助その他保護に関する用務に従事する車両
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両
- ・施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する用務に従事する車両
- ・犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する用務に従事する車両
- ・緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両
- ・その他災害の発生の防止または拡大の防止のための措置に関する用務に従事する車両

(イ) 次のいずれかに該当する車両

- ・町が保有している車両
- ・町との契約等により専用に使用される車両
- ・災害時に町が調達する車両

ウ 事前届出者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とし、
具体的には、町長または総務課長もしくは当該業務担当の責任者とする。

エ 事前届出先

警察署

(7) 自動車運転者のとるべき措置

平素から関係機関の協力を得て、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時
にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア 走行中のとき

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周
囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停
車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこ
と。

イ 避難するとき

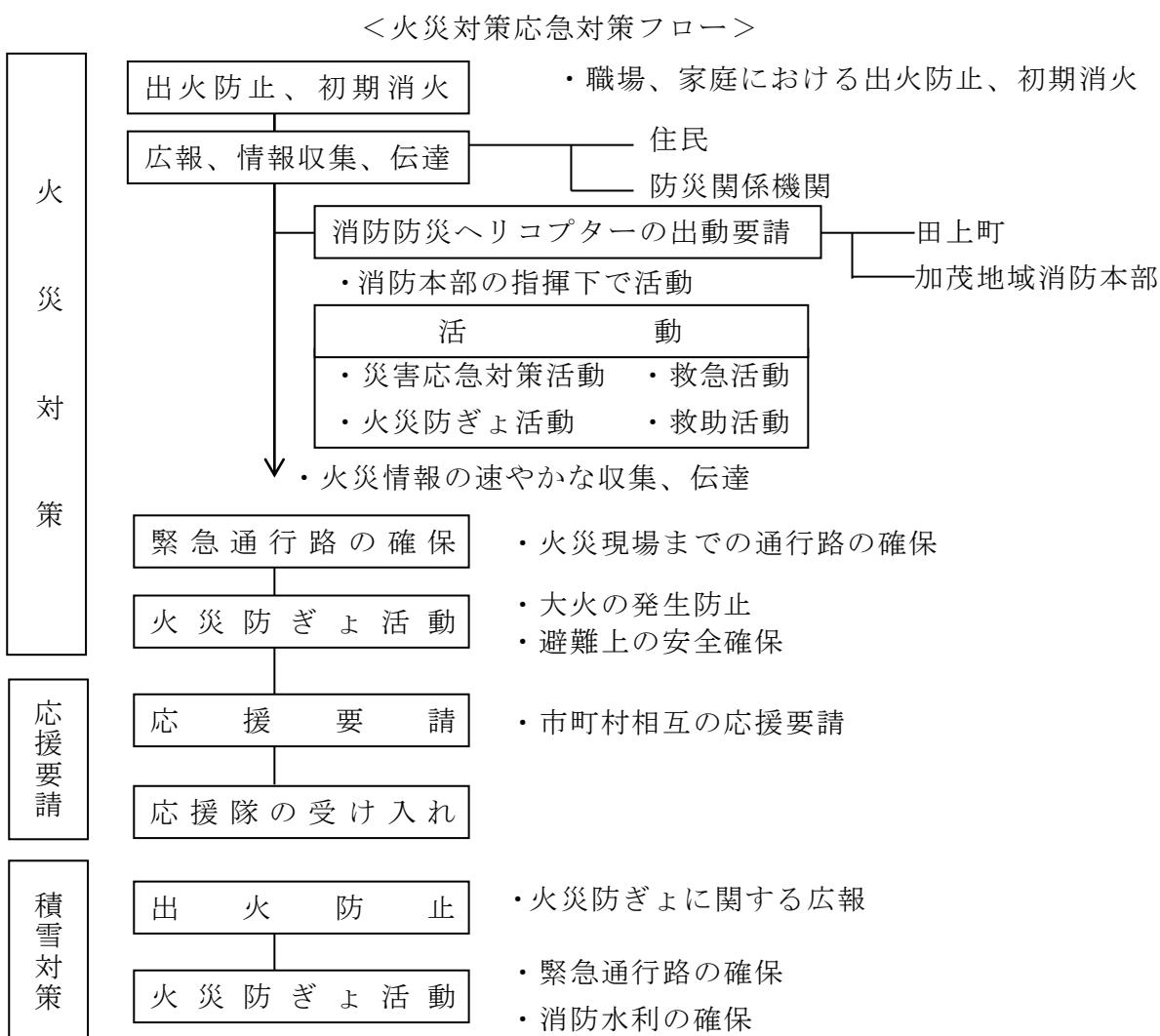
避難するときは、車両を使用しないこと。

第16節 消火活動計画

【関係機関】 ◎総務課 加茂地域消防本部

【基本方針】

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。



【実施内容】

1 実施責任者

- (1) 町長は、火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため、消防機関を活用して必要な応急措置を実施する。
- (2) 消防機関は、町長の命令または要請により、消防計画に基づく消防応急活動を実施する。

2 住民の活動

災害が発生した場合、住民は、まず身の安全を確保し出火の防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報するよう努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) 都市ガスはメーターコック、プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるロウソク等火気の使用に注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声などで助けを求める。
- (5) 消防機関等へ迅速に火災発生を通報する。

3 自主防災組織等の活動

- (1) 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- (2) 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救援活動に努める。

4 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎよ活動に当たる。

- (1) 消防団の参集等
消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属分団へ参集し、消防資機材等の準備をする。
- (2) 初期消火の広報等
出動に際しては、周辺住民に対して拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。
- (3) 情報の収集、伝達
現地火災情報等を収集し、消防機関へ伝達する。
- (4) 消火活動
常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民等と協力し、迅速、効果的な消火活動を行う。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等を行う。

5 消防機関の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力を上げて消火活動に努める。

- (1) 消防職員の招集
火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎよ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。
- (2) 火災情報の収集

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

- ア 職員の収集途上の情報収集
 - イ 消防団、自主防災組織による情報収集
 - ウ 森林管理者等からの情報取集
- (3) 緊急車両等の通行路の確保
- ア 消防機関は、県警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。
 - イ 消防機関は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。
- (4) 火災防ぎよ活動
- ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
 - イ 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。
 - ウ 避難所、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎよ活動を行う。
- (5) 消防水利の確保
- ア 消防機関は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・適格な消防水利の特定及び確保に努める。
 - イ 水利マップ等で把握する消防水利
河川・池・農業用水・プール水・消火栓

6 広域応援

- (1) 市町村相互の広域応援体制
- ア 町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村に応援要請する。
 - イ 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請を行うことができない場合、副代表消防本部)
- (2) 他都道府県等に対する応援体制
- ア 町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県等に対する応援要請を行う。(事後にすみやかに文書を提出する。)
 - (ア) 火災状況、応援要請理由、応援の必要機関。
 - (イ) 応援要請消防隊の種別と人員。

(ウ) 市町村への進入路及び結集場所。

7 積雪期における対策

積雪期においては、ストーブ等の暖房用具使用による火災の増大及び積雪による消防活動の支障等が予想されることから、町及び消防機関は特に次の事項に留意する。

(1) 住民への出火防止等の広報活動等

- ア 必要な広報活動を行う。
- イ 統一的な火災防ぎよ活動に関する措置を講ずる。

(2) 火災防ぎよ活動等

- ア 緊急車両の通行路確保

町及び消防機関は、道路上の積雪量が消防活動に支障があると認めるときは関係機関に対し除雪等の要請を行う。

- イ 消防水利の確保

町は、必要に応じて消防団等に消防水源場所の除雪協力を求め、常に消防用水が利用できるよう努める。

8 惨事ストレス対策

消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第17節 水防活動計画

【関係機関】 ◎地域整備課

町は、気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定める配備内容等の水防態勢を整える。

第18節 救急・救助活動計画

【関係機関】 ◎総務課 保健福祉課 加茂地域消防本部 加茂警察署

【基本方針】

災害により被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部、県警察、医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

【実施内容】

1 町の活動体制

町は、県及び県警察との密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

また、自らの救出活動の実施が困難な場合、県または他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

(1) 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者であり、概ね次の場合に該当する。

- ア 火災の際に火中に取り残されたような者
- イ 災害等により倒壊家屋の下敷きになったような者
- ウ 水害の際に水に流されたり、孤立した地点に取り残されたような者
- エ 山崩れ、地すべりなどにより生き埋めになったような者
- オ 交通事故等で救出を要する者
- カ その他これらに類する者

(2) 救出の方法

被災者の救出は、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部が連携して行う。なお、災害が甚大である場合、近接消防本部、県、県警察、自衛隊の派遣を要請する。

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

ア 地元医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。

イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や町の開設した救護所等、現地で行う。

ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求める。

エ 県等からの要請により、県内の災害派遣医療チーム（新潟D M A T）は、災害現場等に迅速に駆けつけ、消防機関等と連携した救命処置（トリアージ、緊急治療、患者搬送等）の活動を行う。

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

町、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要

請する。

ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。

(5) ドクターへリによる救命救急活動

町、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターへリの派遣を要請する。

(6) 広域応援の要請

町は、広域的な応援を必要とする場合には、「消防相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

(7) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

町及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県または県警察に要請を行う。

(8) 要配慮者に対する配慮

町、地域住民及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

(9) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団等による速やかな初動対応が重要であり、地域の実情に応じた適切な措置をとる。

(10) 慘事ストレス対策

救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 住民組織、事業所等の活動

住民組織及び事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し組織的救出活動に努める。自主救出活動が困難な場合は、消防機関、県警察等に連絡し、早期救出を図る。

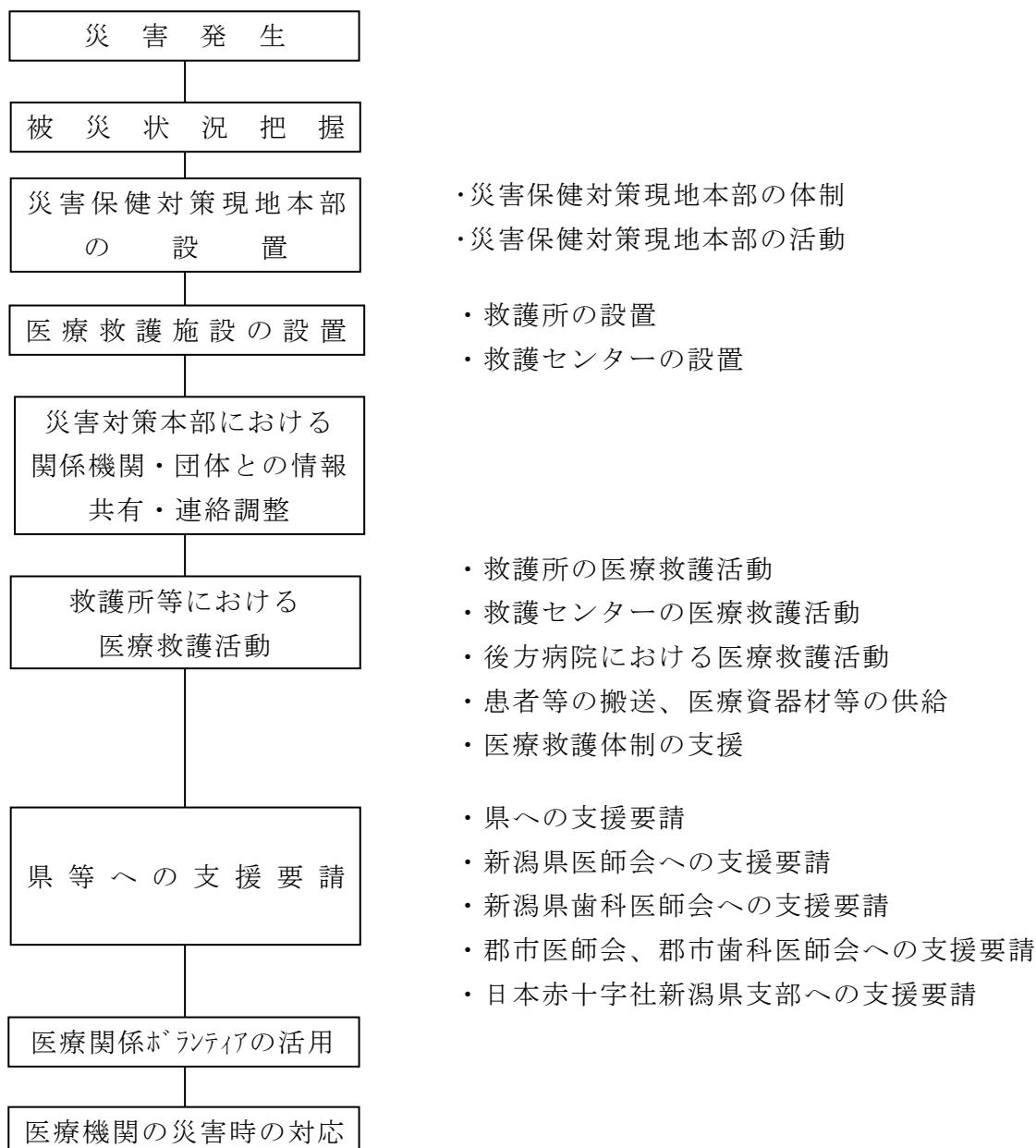
第19節 医療救護活動計画

【関係機関】◎保健福祉課

【基本方針】

町、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

<医療救護活動応急対策フロー>



【実施内容】

1 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要なことから、町は発災直後に被災地域内の市町村及び医療機関等と協力し、以下の事項について情報収集を行い、県へ報告する。

(1) 医療機関の施設・設備の被害状況

(2) 負傷者等の状況

(3) 診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

(4) 医療従事者の確保状況

(5) 救護所の設置状況

(6) 救護所及び医療機関への交通状況

(7) 医療資器材等の需給状況

2 災害保健対策現地本部の設置

保健所は町と協力し災害保健対策現地本部を設置する。

(1) 災害保健対策現地本部の体制

ア 災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。

イ 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。

(2) 災害保健対策現地本部の活動

ア 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援

イ 町との連絡を確保するための町災害対策本部への保健所の職員派遣

ウ 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等

3 医療救護施設の設置

町は、被災状況に応じて救護予定施設に救護所を設置する。また、保健所は医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。

4 医療救護活動

町は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

ア 初期救急医療（トリアージ[治療の優先順位による患者の振り分け]を伴う医療救護活動）

イ 災害医療拠点病院等への移送手配

ウ 医療救護活動の記録

エ 死亡の確認

オ 町への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(2) 患者等の搬送

町は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(3) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(4) 保健所は、設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。

ア 精神科患者の治療

イ 避難所への巡回診療及び相談

ウ 精神科医療機関への移送手配

5 県等への支援要請

町は、被災が著しく町内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請するものとする。

(1) 県への支援要請

県は、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合に「新潟県地域防災計画」に基づき、迅速かつ適切な医療活動を行うため「新潟県災害時医療救護活動マニュアル」を作成した。町は、このマニュアルに基づき県に対して協力を要請するものとする。

(2) 他市町村への支援要請

相互援助協定を締結している隣接市町村等に対して、医療救護活動の支援を要請するものとする。

(3) 医師会、歯科医師会等への支援要請

医師会、歯科医師会等に対して、医療救護活動の支援を要請する。医師会、歯科医師会は町から支援の要請があったときは、医療救護班等を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。

6 医療関係ボランティアの活用

町及び県は、県の設置する災害救援ボランティア本部及び町災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

7 医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

第20節 防疫及び保健衛生計画

【関係機関】◎保健福祉課

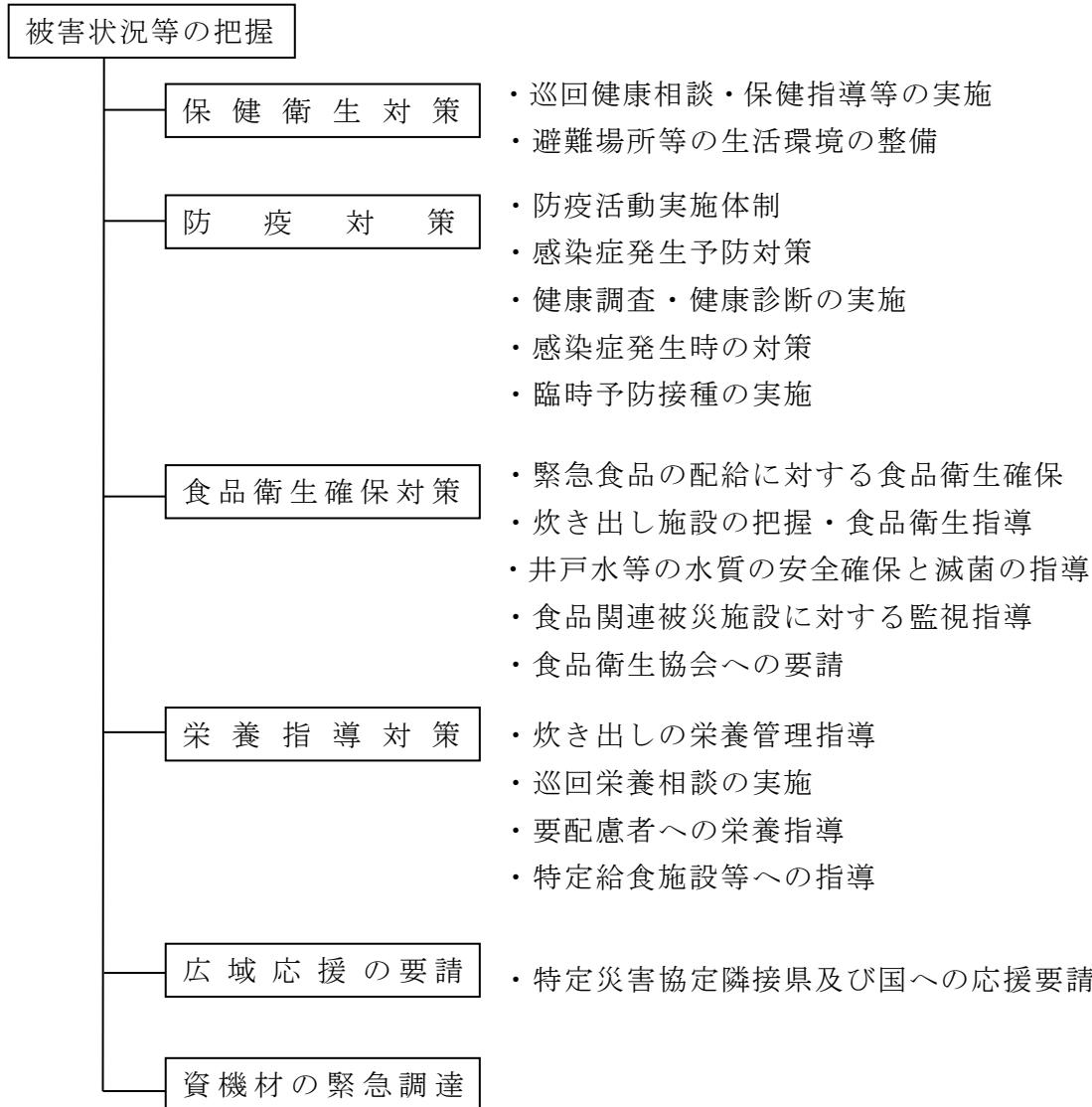
【基本方針】

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなる。

町は、被災地区における消毒、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

また、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、県と情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

<防疫及び保健衛生応急対策フロー>



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

【実施内容】

1 被害状況等の把握

災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、町及び県は、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 特定給食施設等の被害状況

2 保健衛生対策

町は、生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により町だけで対応できない場合、県と連携し避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援するものとする。

- (1) 被災者の避難状況把握、県への報告
- (2) 避難所等の整備、健康相談等の実施
- (3) 避難所等の生活環境整備
 - ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類及び寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠及び休養の確保
 - カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔
 - キ プライバシーの保護

(4) 巡回保健班による健康相談等の実施

県の協力を受けて、保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし実施するものとする。

- ア 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
- イ 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ウ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導

(5) 県が実施する巡回計画作成への協力

3 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下で行われるので、町は防疫対策を迅速かつ強力に実施するものとする。

(1) 防疫活動実施体制

迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。

(2) 感染症発生予防対策の実施

ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施

イ 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導

ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施

エ 便所、台所等を中心に消毒を実施

オ ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）

(3) 感染症発生時の対策実施

台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理

4 食品衛生確保対策

町は、県等からの支援を受け、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

（被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの）

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施

(3) 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導

普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確立及び施設・設備の監視指導を実施

ア 冠水食品の廃棄の指導

イ 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導

ウ 施設・設備等の洗浄消毒の指導

(5) 食品衛生協会への要請

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施

5 栄養指導対策

町は、県等からの支援を受け、被災者の栄養確保を図るため次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理の指導

炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施

(2) 巡回栄養相談

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施

(3) 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊娠婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配に関する支援の実施

(4) 特定施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

6 広域応援の要請

町は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、町だけでは体制の確保ができない場合は、隣接市町村や県及び災害協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。

7 防疫及び保健衛生資機材の備蓄及び調達

- (1) 町は、防疫及び保健衛生活動実施のため必要な資機材を調達するとともに、必要量を確保する。なお、薬品を備蓄する場合、管理責任者を定め、管理に万全を期するものとする。
- (2) 町は、区域内において必要数量を調達することができないとき、又は困難なときは保健所長を通じて県等に確保を要請するものとする。

8 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいうことから、町は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を來す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

第21節 こころのケア対策計画

【関係機関】 ◎保健福祉課

【基本方針】

町は、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じて「こころのケアチーム」派遣等の支援を県に要請する。

【実施内容】

1 被災者の状況等の把握

町は、避難所等における被災者のこころのケア対策を実施するために、救護部に窓口を設置し、次の事項について被災者の状況等を把握する。

- (1) 被災者の生活状況の把握及びニーズ
- (2) 被災者の医療状況等
- (3) 被災地等における医療チームの活動状況

2 被災者等への啓発普及

町は、県等と協力して、次のようなこころのケア対策に関する啓発普及を図る。

- (1) パンフレット等の活用
- (2) 支援者への情報提供

ボランティア、医師、町職員等の支援者に対して、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。
- (3) 相談窓口設置によるハイリスク者の把握

救護所が開設された時点から避難所等において、こころの相談窓口を設置し、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

3 「こころのケアチーム」の派遣要請

- (1) 県等への派遣要請

町は、急性ストレス障害及び在宅知的障がい者の医療を確保するため、県等に「こころのケアチーム」の派遣を要望する。

- (2) 支援者への情報提供

町は、災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障がい者及び災害遭族等に対して、「こころのケアチーム」等の支援を行うに際しては、特にきめ細やかな支援を行うよう十分配慮する。

4 職員等のこころのケア対策

- (1) 被災活動に従事する職員等は、災害直後から過酷な状況のなかさまざまな支援

活動に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。そのため、身体だけでなくこころの健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

- (2) 災害時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

第22節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

【関係機関】 ◎教育委員会 保健福祉課

【基本方針】

町は県と連携して、避難所・各学校等における被災児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）の精神的健康状態を迅速かつ適切に把握するとともに、P T S D 等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災児童生徒等のこころの健康保持・増進に努める。また、必要に応じて「こころのケアチーム」派遣等の支援を県に要請する。

学校においては、第21節「こころのケア対策計画」を準用するほか、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制でこころのケアを早急に必要とする児童生徒等の把握に努め、早期のこころの安定化を図る。

【実施内容】

学校長は、学校におけるこころのケア対策として、町教育委員会と協力して、次のようなケア対策を行う。

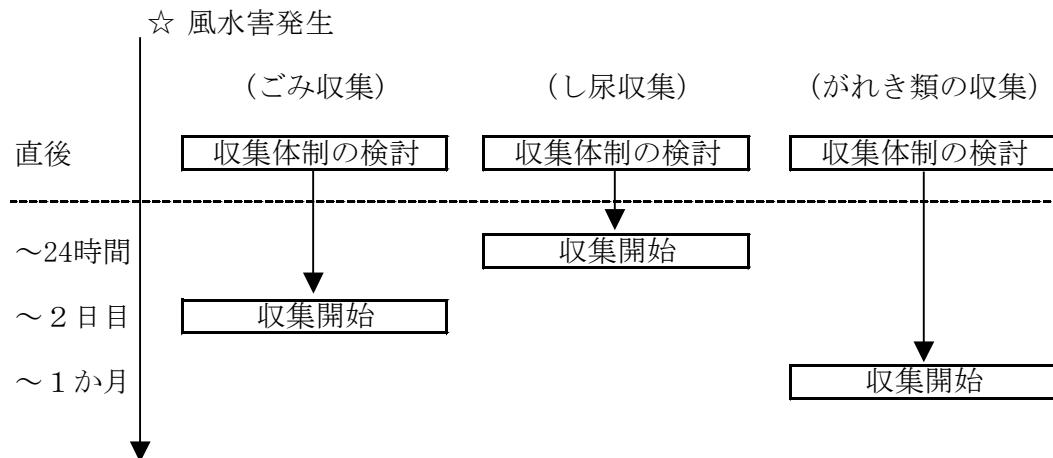
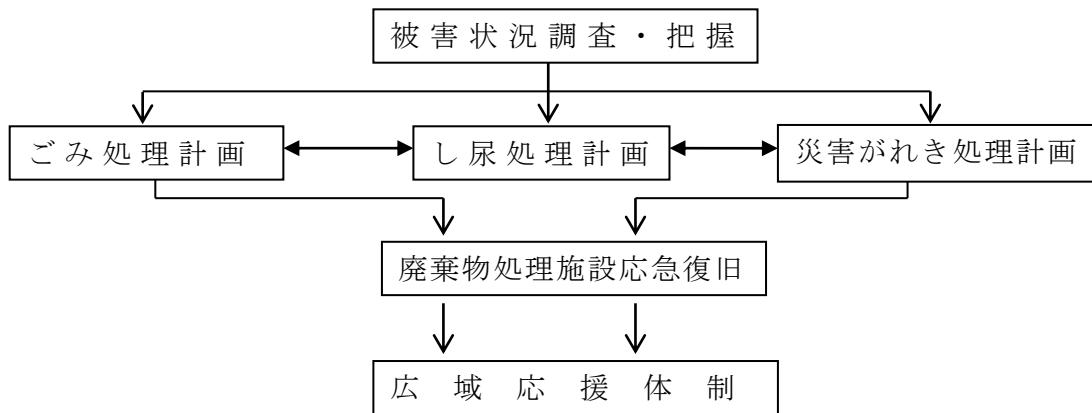
- (1) こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。
- (2) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。
- (3) 教員による児童生徒等への早期カウンセリングを実施する。
- (4) 要配慮者に対する配慮として、こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。
- (5) 学校管理下における児童生徒等の指導だけではなく、緊急な業務を的確に行わなければならぬ教職員は、災害直後から過酷な状況の中で学校教育活動を再開するためのさまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。そのため、身体だけでなくこころの健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、災害時のこころの健康についての情報も、早期に教職員に対し伝達する。

第23節 廃棄物の処理計画

【関係機関】 ◎町民課

【基本方針】

災害発生によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い生活環境の保全に努める。



【実施内容】

1 被害状況調査・把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめる。

2 ごみ処理計画

- (1) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。
- (2) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

- (3) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (4) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- (5) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (6) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (7) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (8) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。
- (9) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- (10) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

3 し尿処理計画

- (1) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (2) 避難所等の避難者の概算及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (3) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (4) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

4 災害がれき処理計画

- (1) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (2) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (3) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (4) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (5) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (6) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防

止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講ずる。

- (7) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっ旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- (8) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

5 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 災害発生後は、家屋等の倒壊、焼失等により膨大な廃棄物の排出が予想されるので、それらの円滑な処理活動が実施できるよう体制を整備する。
- (2) 被災地から排出された廃棄物のうち、可燃物は清掃プラントで焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超える場合は、不燃物との分別を可能な限り行い、一時保管する。ごみ収集車両については、町委託業者運搬車両にて行うが、状況に応じ建設業者に保有車両の応援を要請する。

6 廃棄物処理の広域応援体制

町は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、他市町村と相互応援体制の整備に努める。

第24節 トイレ対策計画

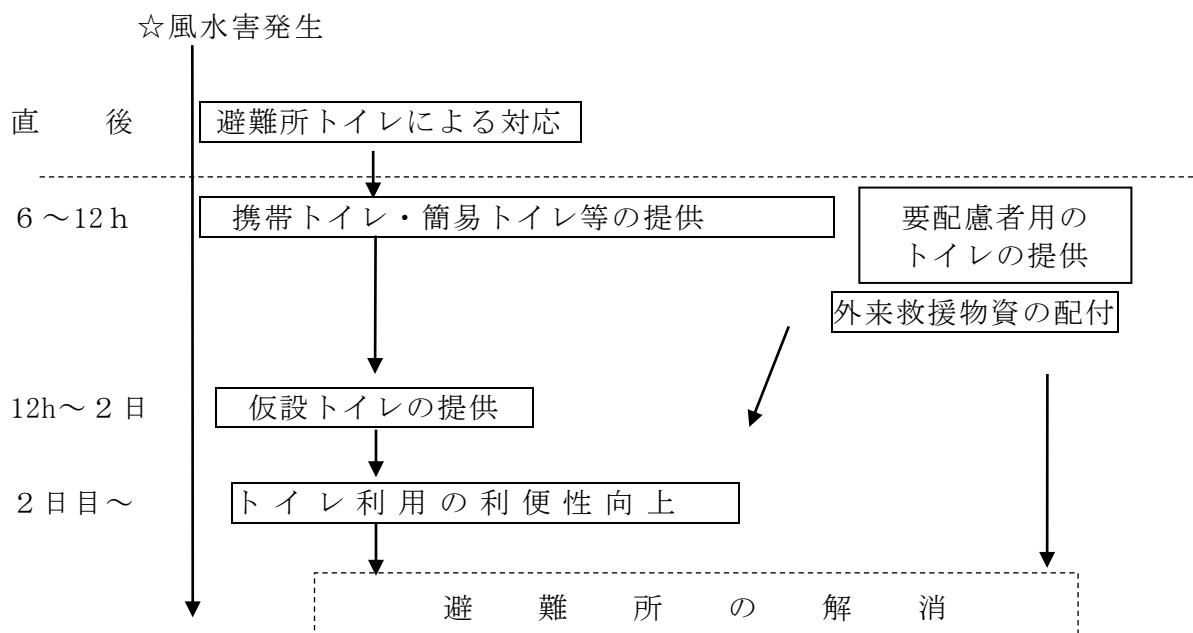
【関係機関】 ◎町民課 保健福祉課 地域整備課 総務課

【基本方針】

町は、風水害発生により、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)そのため町は、職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

また、避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。



【実施内容】

1 トイレ利用の確保

- (1) トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。
 - ア 避難所開設後～12時間
 - (ア) 避難所公共トイレの使用
 - (イ) 携帯トイレ、簡易トイレによるトイレ確保
 - (ウ) 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
 - イ 避難所開設後～1日目程度
企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
 - ウ 避難所開設後 12時間～2日目程度
企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
 - エ 避難所開設後 2日目程度～
 - (ア) 需要に応じてトイレ追加・再配置

- (1) 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給
- (2) トイレ用品の確保
トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。
- (3) トイレ管理の実施
トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。
- (4) 避難所以外のトイレ状況把握
避難所以外の公共トイレの状況把握は、施設管理担当課にてトイレの使用可能状況を把握するとともに、利用者への情報提供を行う。

2 トイレの調達

- (1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレによる対応
 - ア 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。
 - イ 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレの適切な利用方法を周知する。
 - ウ 避難所等で不足するトイレを県からの緊急供給で補う。
 - エ 町社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。
- (2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応
 - ア 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。
 - イ 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。
 - ウ 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）
 - エ 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

3 要配慮者に対する配慮

- (1) 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- (3) 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

4 快適な利用の確保

- (1) 町は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 町は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 町は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

- (4) 町は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- (5) 町は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第25節 入浴対策計画

【関係機関】 ◎保健福祉課

【基本方針】

町は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

【実施内容】

1 町内の入浴施設

町は、災害等により入浴できない被災者に対して、老人福祉センター及び老人憩いの家等施設の入浴開放を行う。

2 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。県は自衛隊に要請し、自衛隊は要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。

3 旅館組合等への協力要請

- (1) 町内の旅館組合等への協力要請を行う。
- (2) 町のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

4 要配慮者に対する配慮

- (1) 入浴施設までの交通手段の確保
- (2) 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- (3) 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

第26節 食料・生活必需品等供給計画

【関係機関】◎保健福祉課 町民課

【基本方針】

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下「物資等」という）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第1 食料供給計画

【基本方針】

被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食糧及び副食等を供給する必要が生じた場合の食糧供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である町をはじめ、県、防災関係機関の相互連携により、迅速、的確に実施する。

また、町は近隣市町村と締結した相互援助協定による支援要請とともに、流通備蓄を中心とした食糧の供給活動を行う。

【実施内容】

1 実施責任者

町は、災害のため食糧の供給、販売機構等がまひ、混乱し、あるいは住宅被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたしている被災者、または住家等に被害を受け、一時縁故先に避難する者及び災害の現場において防災業務に従事している者に対して、炊き出し等により必要な食糧を供給し、または食糧供給に必要な薪炭等の燃料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保する。ただし、災害の規模及び状況により町で対応できないときは、県に応援を求め、または他市町村に応援を求めて供給を確保する。

2 食糧供給対象者

次の何れかに該当するものに対して、炊き出しその他のによる食品の供給を行う。

- (1) 避難所に収容された者及び避難所に避難したもので、食糧の持ち合わせのない者。
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）または床上浸水等であって、炊事のできない者。
- (3) 床下浸水であっても、炊事道具が流出、または炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者。
- (4) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食糧の持参、または調達ができない者。

- (5) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食糧の持合わせがない者。
- (6) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食糧の供給を必要とする者。
- (7) その他、災害により食料品を必要とする者

3 実施要領

- (1) 町の役割
 - ア 被災者への物資等の供給を行う。
 - イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
 - ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
 - エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
 - オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。
- (2) 食糧・飲料水の供給目安
 - 食糧の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食糧は原則として1日3回提供する。
 - 災害～12時間以内：住民による自己確保
 - 災害12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食
 - 災害24時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）
 - 災害72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（焼き出し）
 - (避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。)

(3) 供給の方法

- ア 町は、食糧を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて供給する。
- イ 烹き出しによる供給は、既存の給食施設を仮設して自ら行い、あるいは委託して行う。
- ウ 副食物は、日常の副食物としている程度のもので腐敗等のおそれのないものを供給する。
- エ 町は、直接食糧を供給することが困難なため米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示する。
- オ 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、捺印させる方法で行う。
- カ 町は、防災関係機関から所管の応急対策業務従事者に食糧供給の応援要求を受けたときは、その求めに応ずる。

(4) 応援を求める手続き

町は、県または他の市町村に対して応援要請をするときは、下記事項を明示して行う。

ア 炊き出し要員等の応援要求

人数、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等

イ 給食原材料等の応援要求

種別、数量、送付期日、場所、その他参考事項等

(5) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの方法

焼き出しは、救護部が必要に応じ日赤奉仕団等に協力を求めて、給食施設等既存の施設を利用して行う。また、焼き出し材料の確保については、救護部が各対策部の協力を得て行う。

なお、焼き出しの実施については、次の点に留意する。

(ア) 現場責任者

焼き出し現場には責任者を配置する。責任者はその実態に応じ、混乱が起こらないように指導するとともに、関係事項を記録する。

現場責任者には、救護部から担当者を指名するが、必要に応じ他の対策部から応援を求めて現場責任者に指名する。

(イ) 応急食糧

焼き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を配給する。

(ウ) 業者からの購入

町において直接焼き出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、焼き出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。

イ 炊き出しの食品衛生

焼き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛ける。

(ア) 炊き出し施設には飲料水を供給する。

(イ) 必要な器具、容器を十分確保する。

(ウ) 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒施設を設ける。

(エ) 食品には、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

(オ) 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。

(カ) 炊き出し施設は、学校等の給食施設または公民館等の既存施設を利用するが、利用不可能なときは湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざけてこれを設ける。

ウ 炊き出し施設、器材等の状況

町内の焼き出し施設、器材等については、資料編のとおり。

(6) 避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、

民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

- (7) 災害救助法が適用された場合の食糧の給与基準（災害救助法施行細則別表）
　　炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表で定められている。

- (8) 要配慮者に対する配慮

　　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供は災害発生24時間後からを目安とする。

4 積雪期における対策

- (1) 輸送経路の確保

　　町は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

- (2) 集積場所の確保

　　町は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を行う。

- (3) 温食の提供

　　町は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

第2 生活必需品等供給計画

【基本方針】

町は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から地域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

なお、災害発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、公的な物資等の輸送・配付は、概ね災害発生12時間後からとする。

また、県の協力のもと、被災者に対し生活必需品等を給与または貸与し、被災者の応急救助を行う。

【実施内容】

1 実施責任者

町は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失または棄損し、災害により地域における物質の販売、供給機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手できない者に対して、一時的に生活を維持するに必要な程度の生活必需品等を供給して、応急的な保護の措置をとる。

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助執行者として、また、同法第13条の規定により知事が町長に、生活必需品等の給与または貸与の権限を委任したときは、町長が実施責任者となる。

2 実施要領

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 生活必需品等供給対象者

(ア) 災害により住家に被害を受け、その程度が全半壊（焼）、流出、床上浸水以上の被害を受けた者（床下浸水または非住家に被害を受けただけの者は対象としない）

(イ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を災害により喪失した者

(ウ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

イ 生活必需品の供給目安

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目指とする。

ウ 被災者救援のため必要となる主な生活必需品例

(ア) 寝具（毛布、布団等）

(イ) 被服（肌着等）

- (ウ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (エ) 食器（茶碗、皿、はし等）
- (オ) 保育用品（ほ乳びん、おむつ等）
- (カ) 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- (キ) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、生理用品等）
- (ク) 簡易（仮設）トイレ
- (ケ) 暖房器具
- (コ) 燃料

エ 生活必需品等の調達

町は、災害により前記アに掲げる生活必需品等供給対象者が出たと認めるときは「世帯構成員別被害状況」及び「物資購入（配分）計画表」を作成し、購入する。また、物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

オ 生活必需品等の支給等

- (ア) 生活必需品は、原則として支給するものとし、町が指定したものに限り、貸与する。
- (イ) 生活必需品等の支給にあたっては、受給者の便益及び物資の配分の適正を図ることに留意し、町役場等において行い、被災世帯個々に対する巡回支給は行わない。

カ 生活必需品等の斡旋

- (ア) 町は、災害救助法が適用された場合で自らの力で物資の調達ができないときは、県に対し、前記エの「世帯構成員別被害状況」に生活必需品等の必要数量を示して、斡旋を求める。
- (イ) 町は、斡旋を受けた生活必需品等について、前記エと同様の手続きにより購入する。

キ 斡旋した生活必需品等の輸送

- (ア) 斡旋した生活必需品等の輸送は、町が行う。
- (イ) 輸送にあたっては、次の点に留意する。
 - ・輸送にあたっては、原則として車両輸送とする。
 - ・車両輸送にあたっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期する。
 - ・輸送物資を引き渡すときは、授受を明確にする。

ク 費用及び期間

生活必需品等の給与または貸与を実施するために支出する費用は、災害救助法施行細則による救助の程度に定める基準により、期間は災害発生の日から10日以内とする。

- (2) 避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。
- (3) 災害救助法が適用されない場合

町は、災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、災害救助法の適用基準に準じて給与または貸与を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者用の生活必需品供給への配慮（発災24時間後～）

(5) 外来救援物資の配布

町は、受入物資を配布する。このとき物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

3 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 町→他の市町村

ア 町は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 要請の際に必要な明示事項は県への要請に準ずる。

(2) 町→県

町は、他の市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請する。

ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

イ 引渡を受ける場所及び引受責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

4 積雪期の対応

(1) 輸送経路の確保

町は、輸送経路の除雪に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

町は、積雪により屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等必要な措置をとる。

(3) 被災者の寒冷期対策

町は、寒冷期対策として防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

第27節 要配慮者の応急対策

【関係機関】 ◎保健福祉課

【基本方針】

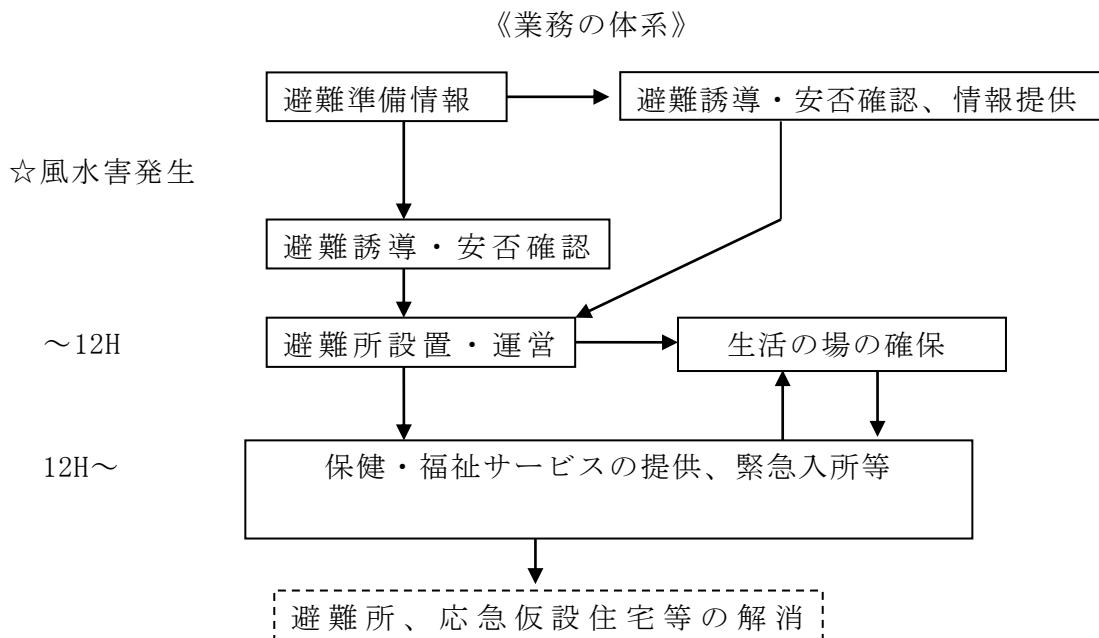
障がい者、高齢者、傷病者、妊娠婦、乳幼児等のいわゆる要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、安全な避難のために、地域住民の協力による安否確認、避難体制、避難生活状況の確認体制等、災害時の要配慮者に対する安全対策について定める。

町は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）の協力を得て、特に、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。

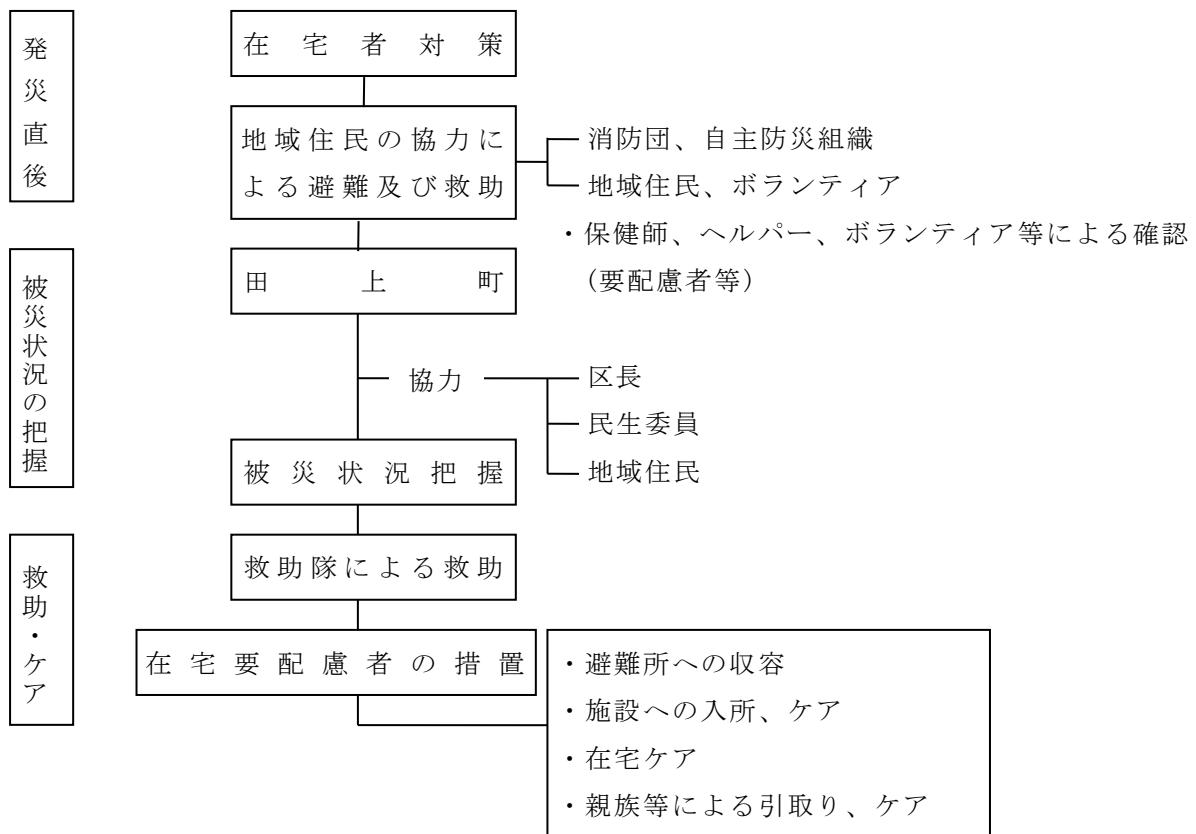
避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、必要に応じ県へ支援要請等を実施し、外国人に対する多言語支援窓口の設置や、視聴覚障がい者等の情報弱者に対する適切な情報提供等の支援を行う。

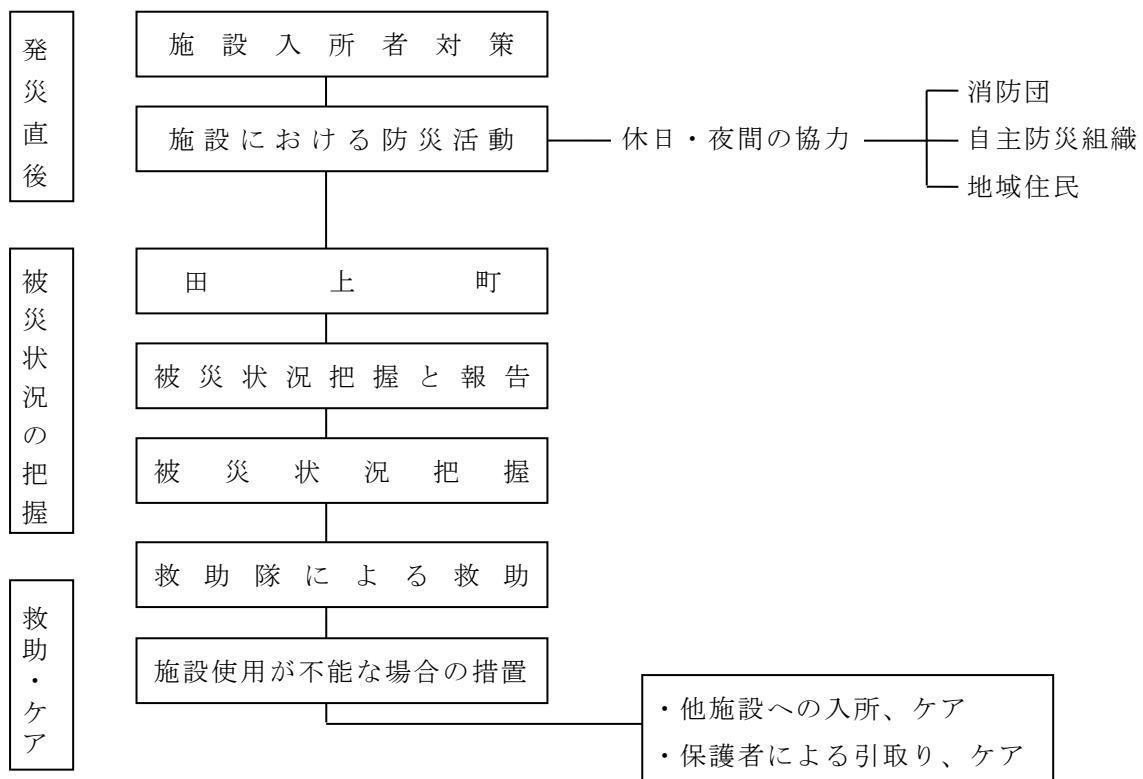


<応急対策フロー>

1 在宅要配慮者に対する対策



2 社会福祉施設等における対策



【実施内容】

1 在宅避難行動要支援者に対する対策

(1) 発災直後の安否確認

町は、災害により避難が必要となった場合、あらかじめ避難行動要支援者（外国人も含む。）として町に登録してある者へ、日頃から接触のある近隣住民やボランティアにより、安否の確認ができるよう努める。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずる。

(2) 避難誘導及び救助等

町は、避難誘導にあたって地域の住民や自主防災組織の協力を得て、担架等により避難行動要支援者が容易に避難できるよう努める。

(3) 避難所等の確認

町は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、区長、民生委員、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、避難行動要支援者の把握は、発災後48時間以内に把握できるよう努める。

【確認事項】

ア 避難行動要支援者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）

イ 介護者が災害によって介護できなくなっている避難行動要支援者の確認

ウ 保護者を災害によって亡くし、避難行動要支援者となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 被災した要配慮者の措置

ア 町は、被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

イ 通入所者（児）の保護の場所の確保

（ア）近隣の災害をまぬかれた施設の利用

（イ）最寄りの公民館等の利用

（ウ）天幕等仮設施設の設置

ウ 通入所者（児）の緊急保護

（ア）衣料、食糧等の確保については、被災をまぬかれた地域からの援助、日赤県支部からの緊急援助等を得て適切な措置を講ずること。

（イ）通入所者（児）の保健衛生に対する配慮

（ウ）必要に応じて家庭との連絡体制の確立

（エ）通入所者（児）の通所時の安全確保

（オ）児童の遊具等の確保

（カ）臨時施設開設に伴う職員確保

(5) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

町は、保健所長が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内の如何を問わず定期的に確認し、正しい情報や適切な

マンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に努める。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行い、入所者を安心させるよう努める。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(2) 避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により屋内外のいずれか適正な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民や自主防災組織の協力を得られるよう努める。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

町及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

3 外出中の要配慮者対策

町は、避難所等における要配慮者の確認の際に把握した地域外の要配慮者に対し、要配慮者対策班等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努める。

4 積雪期の対応

(1) 在宅者における対応

町は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者または高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立に努める。

(2) 施設における対応

施設長は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪を行う。

町はこれに協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

第28節 文教施設の応急対策

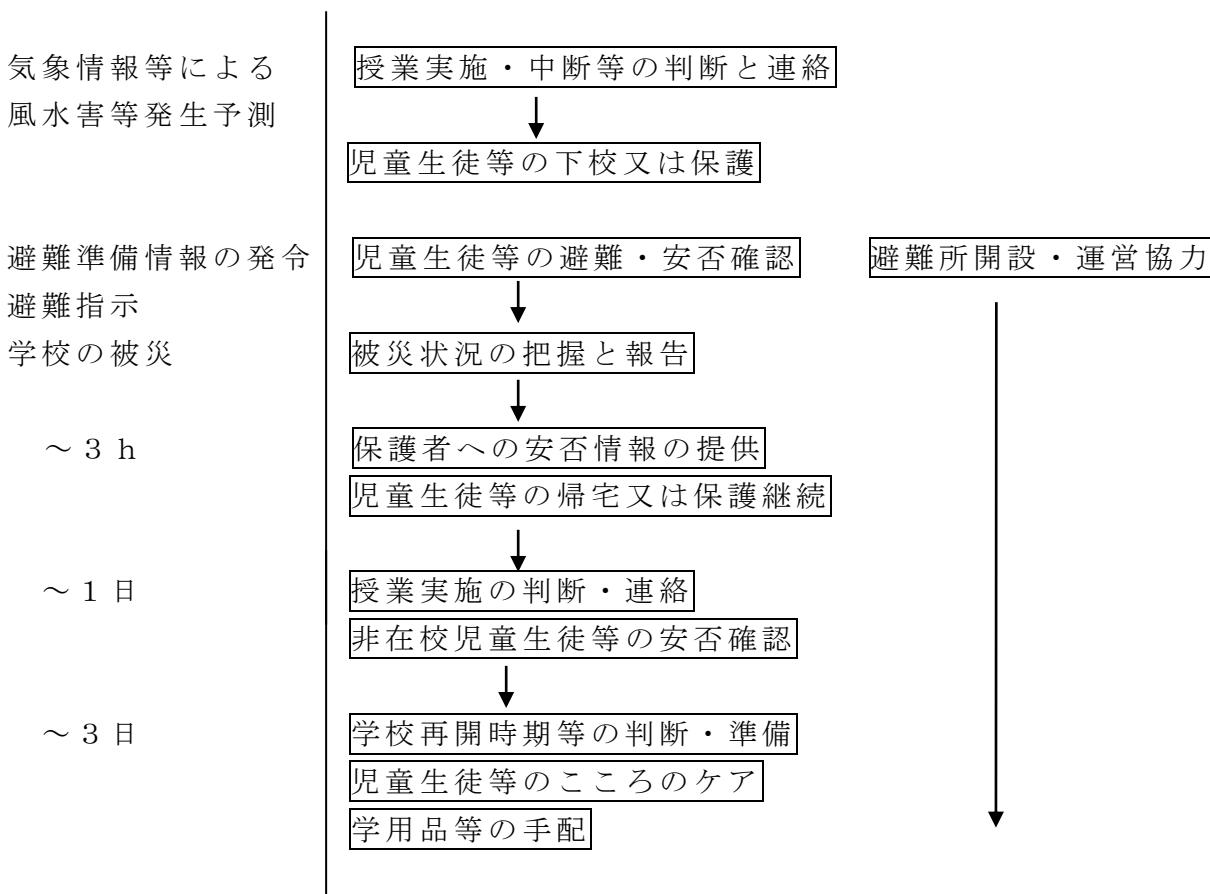
【関係機関】 ◎教育委員会 保健福祉課

【基本方針】

災害時においては、学校における児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、また学校以外の文教施設職員、施設管理者及び利用者の安全を確保する。被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて児童生徒等のこころのケアを行うとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、災害時において学校施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

《学校における業務体系》



【実施内容】

1 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断等の判断と連絡

校長、幼稚園長（以下「校長等」という。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校等での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護

者に連絡する。

(ア) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校等に連絡を取り、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえ学校等に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

町教育委員会は、各校長からの報告を受け、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 児童生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校については集団下校、幼稚園、小学校については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない園児・児童、又は帰宅しても保護者が家にいない園児・児童については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校児童生徒等を学校等で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の児童生徒等の安全確保のための措置

ア 児童生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童生徒等が在校している場合

a 児童生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。(あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。)

b 避難児童生徒等の安全確保等

児童生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童生徒等及び学校に避難してきた児童生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難児童生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童生徒等の安否確認

避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった児

児童生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、児童生徒等の避難、児童生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページ等により被害状況等を公開するよう努める。

エ 児童生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童生徒等又は帰宅しても保護者がいない児童生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していないかった児童生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童生徒等のこころのケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して児童生徒等の避難先等を訪ね、状況

の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。学校再開後においても、町教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、町から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力をを行う。

- (ア) 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援をする。
- (イ) 教頭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡調整や教職員への具体的な指示を行う。
- (ウ) 主幹教諭・教諭 校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

- (エ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
- (オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
- (カ) 事務職員等 町との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

- (ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。
- (イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室等への入室は基本的に禁止する。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。
- (ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- (エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

2 教育活動の再開

校長等は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに町教育委員会に報告する。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、2部授業または地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。

また教育長は、速やかな教育活動の再開に向けて、教員の派遣、教科書・学用品

の調達・あつ旋等に努める。

3 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、地域防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後は、施設利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況を調査し、直ちに町教育委員会等へ報告する。
- (5) 施設が避難所となった場合は、避難所開設・運営に積極的に協力する。

第29節 文化財応急対策

【関係機関】 ◎教育委員会

【基本方針】

町は、災害時において、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

所有者等は、危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たり、文化財の被害状況を把握するとともに、町等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

また、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

【実施内容】

1 文化財の応急対策

(1) 施設・文化財対策

① 所有者等は、入館者及び施設利用者（以下「利用者等」という。）の安全確保及び施設の保全を図るとともに応急対策を行い、被害の軽減に努める。なお、応急対策の主な留意点は次のとおりである。

- ア 災害発生後は利用者等を安全な場所に避難誘導させる。
- イ 負傷者の有無を確認し、必要な措置を講ずる。
- ウ 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡を取り情報把握に努める。
- エ 速やかに被害状況を把握し、町へ報告する。
- オ 当該施設が避難所にあてられた場合は、町及び地域の自主防災組織と連携して、避難所の開設及び運営に協力する。

② 町は文化財の被害状況を把握し、被害の軽減に努める。また消防機関は文化財の分布状況をあらかじめ把握し、地震火災時において消失しないよう措置する。

(2) 指定文化財への対策

① 国・県指定等文化財

町は、町内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに可能な限り、被災文化財の保護・救出活動にあたる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

② 町指定等文化財

町は、文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動にあたる。併せて、応急措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(3) 未指定文化財への対策

町は、被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

2 文化財の種別ごとの対策

(1) 建造物

所有者等は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び町はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び町はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第30節 障害物の処理計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

【基本方針】

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、道路、河川等の障害物を除去する。

【実施内容】

1 実施責任者

- (1) 町は、緊急輸送の確保の障害となっている障害物の除去を行う。
- (2) 道路、河川の管理者（以下「道路等の管理者」という。）は、当該管理に属する施設に対する障害物の除去を行う。

2 障害物除去用施設、設備及び機材の確保

- (1) 町及び道路等の管理者は、障害物除去作業に必要な施設、設備及び機材の確保に努め、災害時に迅速に活用し得るように配置し保管する。
- (2) 町及び道路等の管理者は、前記(1)により確保した施設、設備及び機材で応急対策に不足をきたす場合を考慮して、障害物除去用施設、設備及び機材の所有者、管理者、占有者で権限を有する者と災害時における借上予約契約を締結する等確保に必要な措置を講じる。

3 障害物の集積場所

町は、災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第64条第1項及び同施行令第24条の定めるところにより他人の土地を一時使用して措置する。

4 実施方法

- (1) 町は、所属職員、消防団員等をもって障害物除去班を編成し、所属の施設、設備及び機材を活用して障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去は、次に掲げる障害物を優先して行う。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている主要道路の障害物
 - イ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- (3) 町は、所属の職員、施設、設備及び機材で障害物の除去ができないとき、または著しく困難なときは、県若しくは他市町村に応援を求めまたは応急措置の実施を要請する。

5 障害物の処理

除去した障害物は、概ね次の要領によって処理する。

- (1) 土砂、瓦礫

あらかじめ選定した集積場所で処理する。この場合、汚水の浸透した土砂等の消毒は十分に行う。

(2) 竹木、家具、家財等の可燃物

漂着、流入して堆積し、または破壊、残存している家具、家財及び竹木等の可燃物で所有者が所有権を放棄したまま所有者不明の障害物で加工、処理しても使用し得ないと認められるものは、焼却処理する。

(3) 除去障害物の保管等

町は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作物または物件を除去したときは、災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより保管その他の措置をとる。

6 積雪期における対応

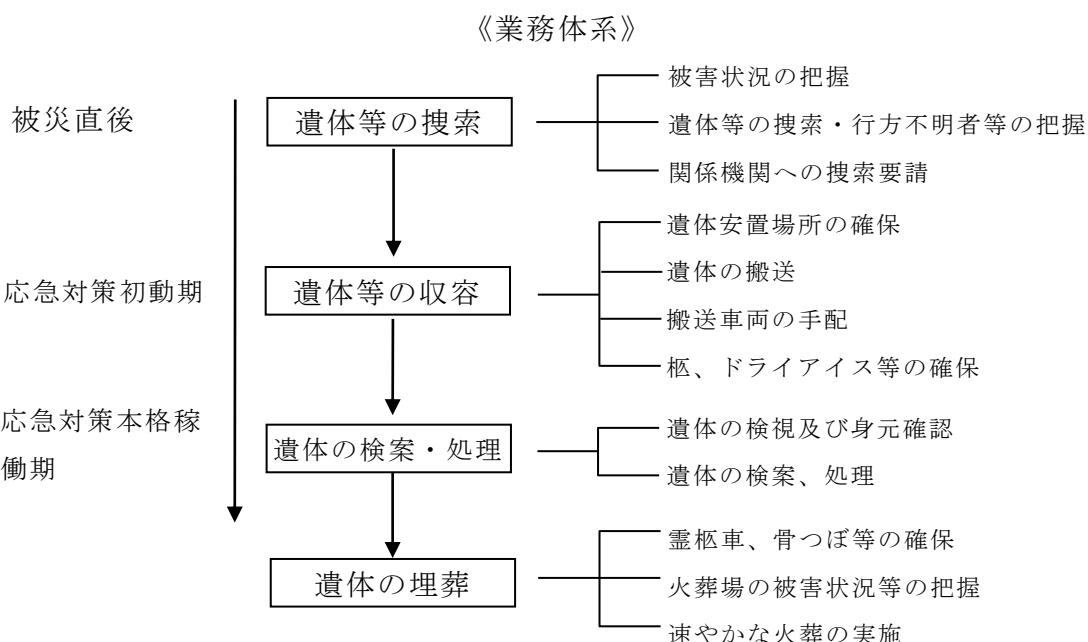
緊急輸送ルートの確保を図るため、町は除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。積雪及び被災状況に応じて、県等の関係機関と連携を図り、その実施にあたる。

第31節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【関係機関】 ◎総務課 保健福祉課 加茂地域消防本部 加茂警察署

【基本方針】

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。町は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。



【実施内容】

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合、町は県の補助執行者として消防機関その他関係者の協力のもと、災害救助法の基準に従い遺体の搜索を行う。
なお、県が町に権限を委任したときは、町が実施責任者となり遺体の搜索を行う。
- (2) 行方不明者の搜索、遺体の検視等の警察上の措置は、警察本部長（警察署長）が行う。

2 行方不明者及び遺体搜索

(1) 手配

町は災害による行方不明者があるときは、その者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等を明らかにし、これらが明らかでないときは、行方不明者の発生した地域、行方不明者数を明らかにして県警察、その他防災関係機関等に手配し、かつ県に報告する。

(2) 搜索

ア 捜索班の編成

(ア) 遺体の搜索は、消防団等をもって搜索班を編成してこれに当たる。この場合、県警察と緊密な連絡協力の下で、迅速かつ効率的に搜索を行う。

(イ) 町は、県に対して搜索状況を報告するとともに、状況により自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 搜索の実施

(ア) 死者又は行方不明者があると認める地域を中心として、遺体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点に組織的かつ綿密に搜索する。

(イ) 搜索は警察官、搜索班員及び死者又は行方不明者の家族、知人、親戚の者（以下「家族等」という。）が相互に緊密に連絡して行う。

(ウ) 搜索を行うにあたり、地域の住民、旅行者、滞在者に発見通報の協力を求め、発見したときの通知先を明らかにして積極的に広報する。

ウ 発見したときの措置

(ア) 発見時において生存しているときは、直ちに医療を受けさせる。

(イ) 遺体の状態が犯罪に関する疑いがあるときは、速やかに県警察に通報し、かつ遺体及び遺体の所在場所を保存する。

(ウ) 搜索班が遺体を発見し、又は家族等住民から発見の通報を受けたときは、直ちに県警察及び遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

3 遺体安置場所の設置

(1) 町は、災害によって多数の死者があり、遺体の埋葬が困難であると認めるときは、遺体安置場所を設ける。

(2) 遺体安置場所を設けるときは、次の事項に留意する。

ア 病院、診療所、寺院、その他遺体の状態を公衆の目にさらさない施設または場所を選ぶこと。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業に便利な所を選ぶこと。

ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が安易に行いうる場所を選ぶこと。

(3) 枢、ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

4 遺体の検案及び処理

(1) 町は、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

(2) 災害による死者が多数あるときは、医師、看護師及びその助手数名をもって必要と認める数の遺体処理班を設ける。

(3) 加茂警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

5 遺体の埋葬等

- (1) 町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。
- (2) 霊柩車が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。
- (3) 骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。
- (4) 死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。
なお、埋葬等にあたっては、次の点に留意する。
 - (ア) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
 - (イ) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を実施する。

6 応援要請

町は、所属の職員及び施設、整備、物資等で、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難であると認めるときは、他市町村又は県に応援要請を行うこととし、他市町村と相互応援体制の整備に努める。

第32節 愛玩動物の保護対策

【関係機関】 ◎町民課 保健福祉課 総務課

【基本方針】

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

町は県と協働し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

【実施内容】

1 飼い主の役割

- (1) 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 町の役割

- (1) 町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

3 県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等町への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

4 公益社団法人新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の町・県からの要請に備える。

5 一般財団法人新潟県動物愛護協会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

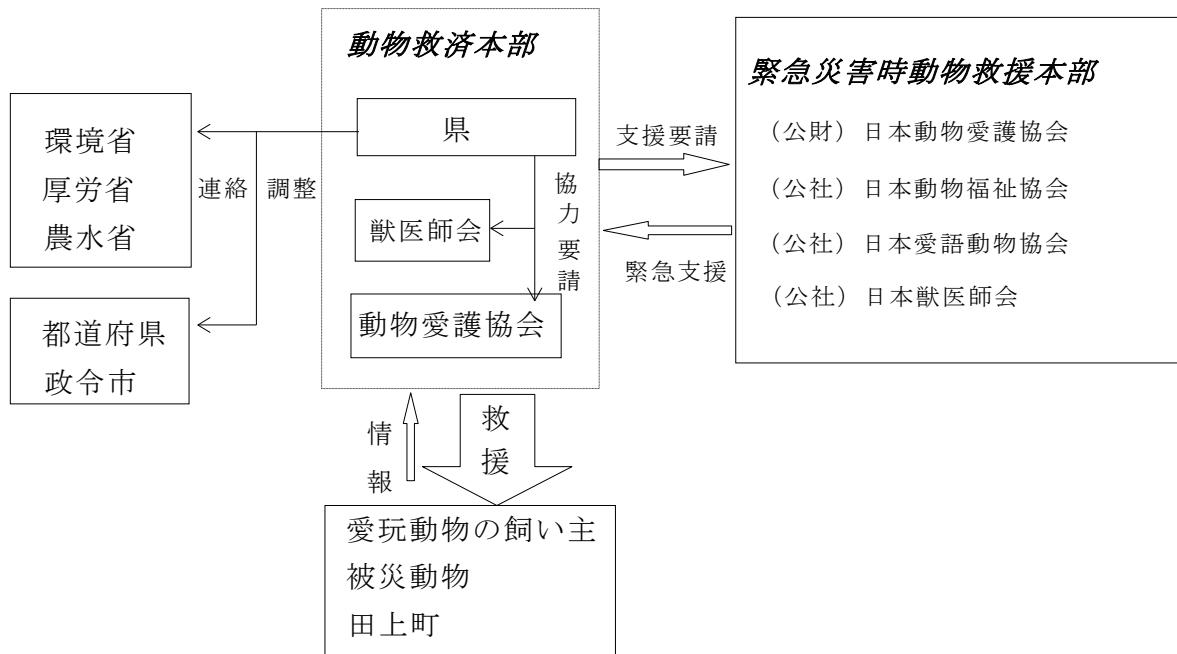
6 動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

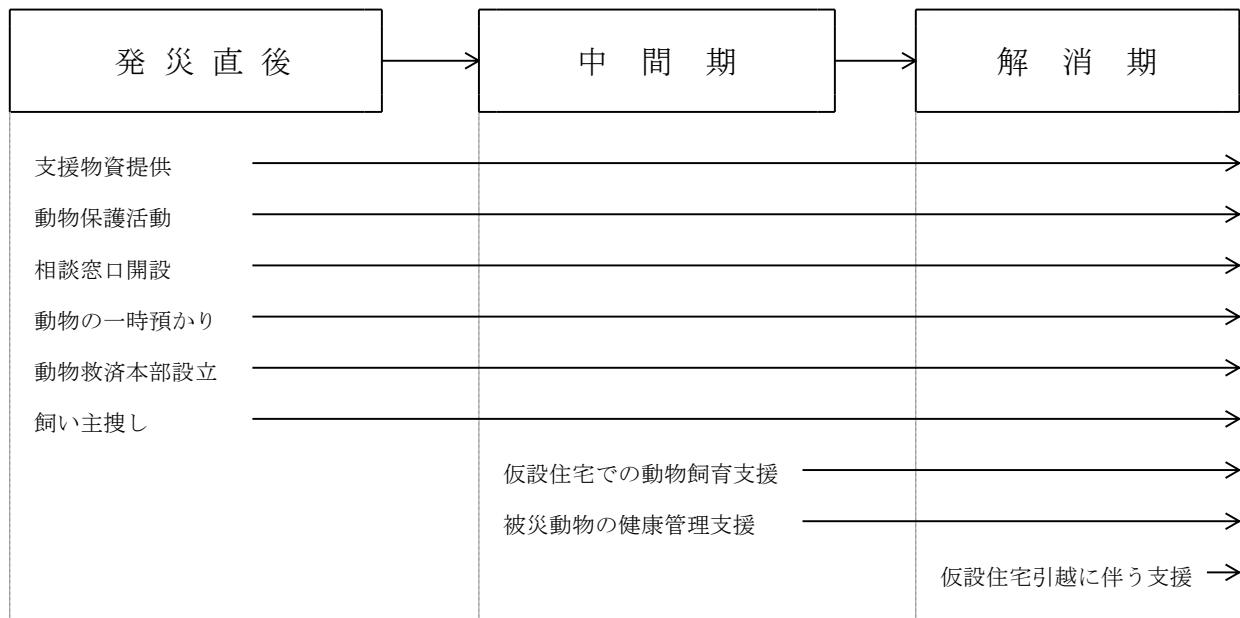
- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう町災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。
- (5) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなったり動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
- (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティアと協働するものとする。

7 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。



8 業務体系



第33節 災害時の放送

【関係機関】 ◎総務課

【基本方針】

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

【実施内容】

1 緊急放送の要請

県又は町は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

町が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

《緊急放送を要請できる内容》

河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

2 その他緊急を要する情報の提供

町が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

第34節 公衆通信の確保 (全部改正)

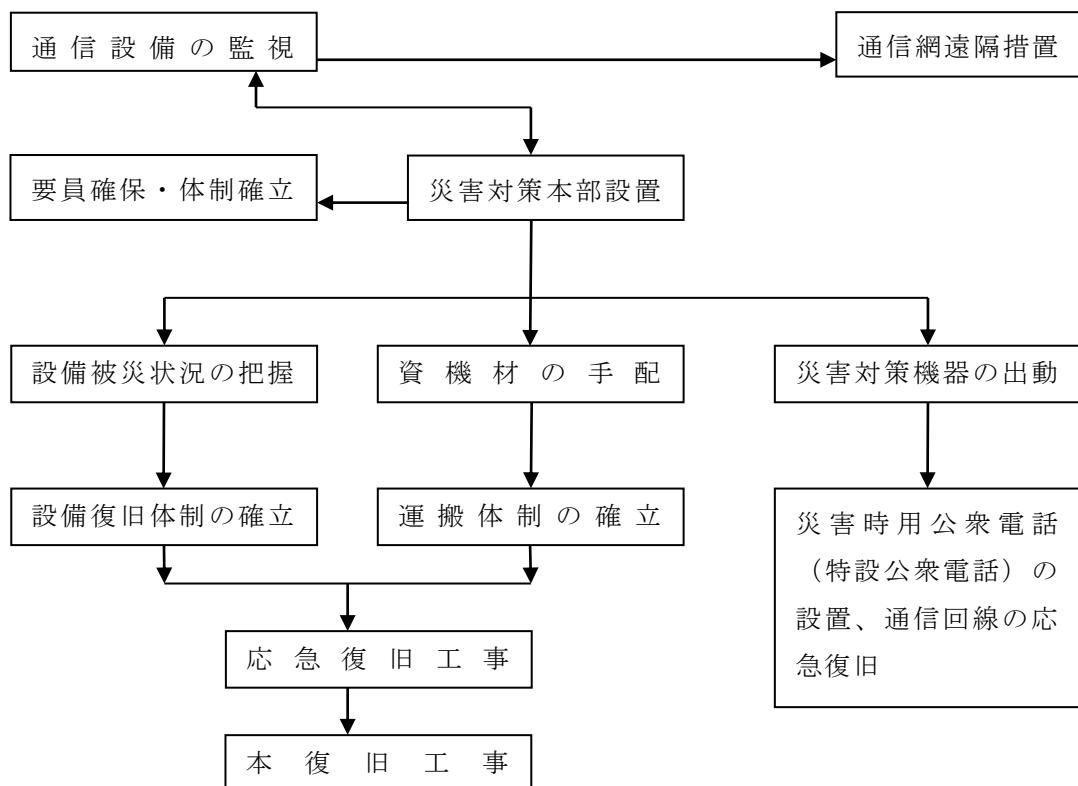
【関係機関】 ◎東日本電信電話(株)

【基本方針】

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、町、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

【実施内容】

1 公衆通信施設(NTT東日本／NTTドコモ)応急対策フロー図



2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について

措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板の利用を可能とする。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

4 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

5 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第35節 電力供給応急対策

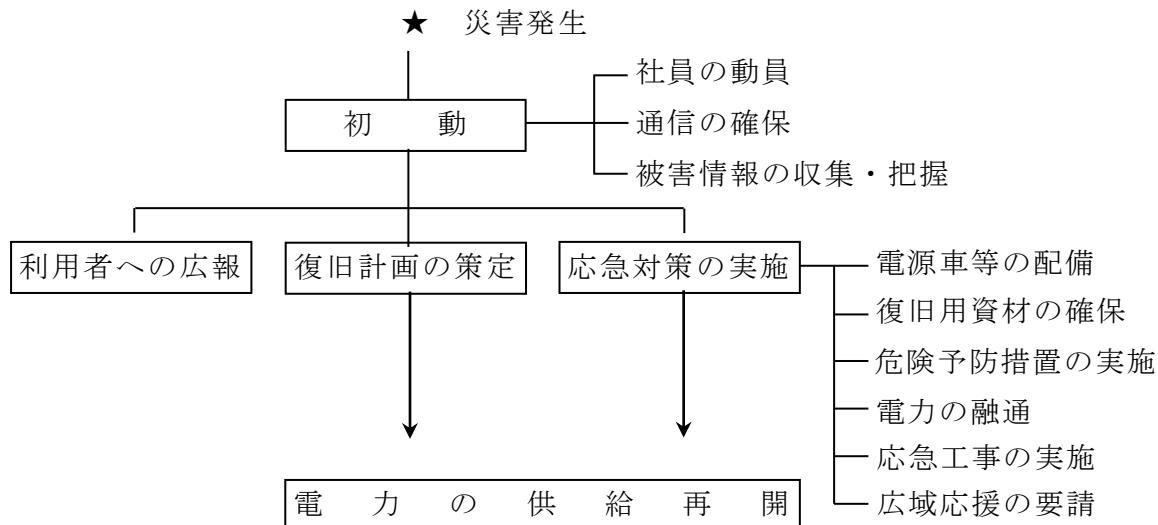
【関係機関】 ◎東北電力ネットワーク(株)

【基本方針】

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るために被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

【実施内容】

1 電力供給施設応急対策フロー図



2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力ネットワークは、防災体制が発令された場合、すみやかに対策組織を設置する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
第1非常体制	東北および新潟県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	東北および新潟県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策組織の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、対策組織の長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請して要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸

送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）における被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策組織へ報告し、対策組織はこれを集約し関係機関へも報告する。

町が災害対策本部を設置した場合、東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを町に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、町は可能な範囲で協力する。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・対策組織相互の流用
- ・他電力からの融通

イ 災害対策用資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急となり、この確保が困難と思われる場合は、町災害対策本部に要請して迅速な確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、町、県、警察、消防機関等から要請があった場合は対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に処理する。災害時における具体的応急工事については、停電範囲、影響度を勘案し、応急用電源車等による仮送電を含め、重要度の高い路線から復旧する。

4 復旧計画

復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院、交通、通信、公共機関、広域避難場所等を優先するが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。なお、具体的には町、県の災害対策本部と連係し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、すみやかに東北電力NWのネットワークコールセンターに通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのことや器具の安全を確保すること。
- (7) その他事故防止のため留意すべき事項

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネットを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

6 広域応援体制

復旧活動にあたり、「災害時連携計画」および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他一般送配電事業者、他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関などと復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第36節 ガスの安全、供給対策

【関係機関】 ◎北陸ガス(株) 総務課 加茂地域消防本部

第1 都市ガスの安全、供給対策

【基本方針】

北陸ガス(株)及びその他ガス事業者は、災害発生後速やかに災害の規模及びガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてガスの供給を停止する。

【実施内容】

1 緊急措置

(1) 災害対策本部の設置

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合には、被害状況把握、応急復旧及びその他保安措置を円滑、適切に行うために災害対策本部を設置する。

(2) 施設の被害状況の把握

ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の被害調査、巡回点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

ア 供給所の施設

ガス受入れ設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、配管・計装、設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

イ 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気又はガス検知器等による調査、点検を行う。

(3) 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。

2 復旧計画

(1) 供給所施設の復旧

ガス受入設備、ガスホルダー等を巡回点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等異常の有無を調査し、損傷部分についての修理を行う。

(2) 導管施設の復旧

ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい箇所は即刻ビニールテープ等による応急修理を行い、速やかに本修理を実施する。

ウ 万が一、高中圧管が損傷した場合には、当該箇所の修理を行う。損傷箇所の修理完了後にガスを通しエアページを行い、導管内の圧力を保持する。

- エ ブロック内の低圧導管網へ断続的に試験ガスを流して漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため広報車によるPRを徹底し、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。
 - オ ブロック内導管網が復旧したらエアページを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
 - カ 漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域への供給を遮断するとともに、直ちに復旧に当たる。
 - キ ガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近の町民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては町民の避難措置をとる。
 - ク 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問して開栓を行う。
- (3) 代替燃料の確保
ガス施設が復旧するまでの間、必要に応じて代替燃料の供給を行う。

3 利用者への広報

町及び北陸ガス(株)は二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

- (1) 広報の内容
 - ア ガス供給停止地区
 - (ア) 復旧の見通しとスケジュール
 - (イ) 復旧作業への協力依頼
 - イ ガス供給継続地区
 - (ア) ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報
 - (イ) ガスの安全使用周知
- (2) 広報の方法
 - ア 報道機関への協力要請
 - イ 防災行政無線による広報
 - ウ 町ホームページによる情報発信
 - エ 戸別訪問によるチラシ配布
 - オ 諸官公署への協力要請

第2 LPガス対策

【基本方針】

災害発生時のLPガスによる火災、中毒など二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施する。

【実施内容】

1 LPガス対策

- (1) LPガス販売店等は、ガス漏れ等事故発生時には、消防署等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。
- (2) 町及び県は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道関係の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見した時に消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。
- (3) 販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、大規模災害発生におけるLPガス設備の緊急安全点検等を実施する。

第37節 給水・上水道施設応急対策

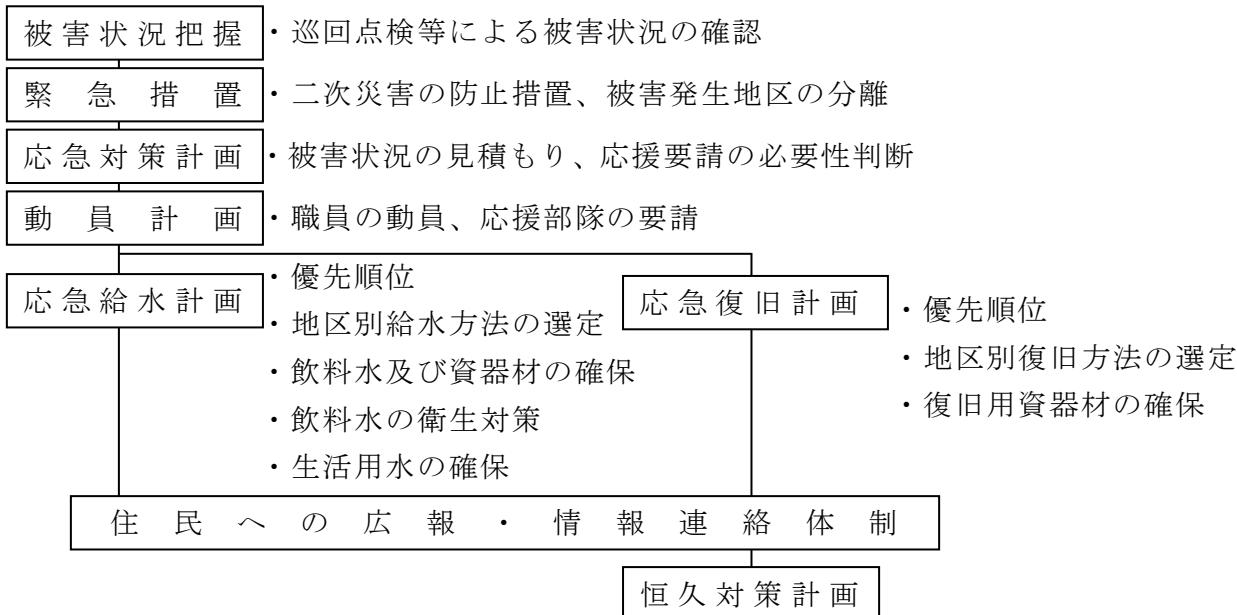
【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

町及び県は被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

【給水・上水道施設応急対策フロー】



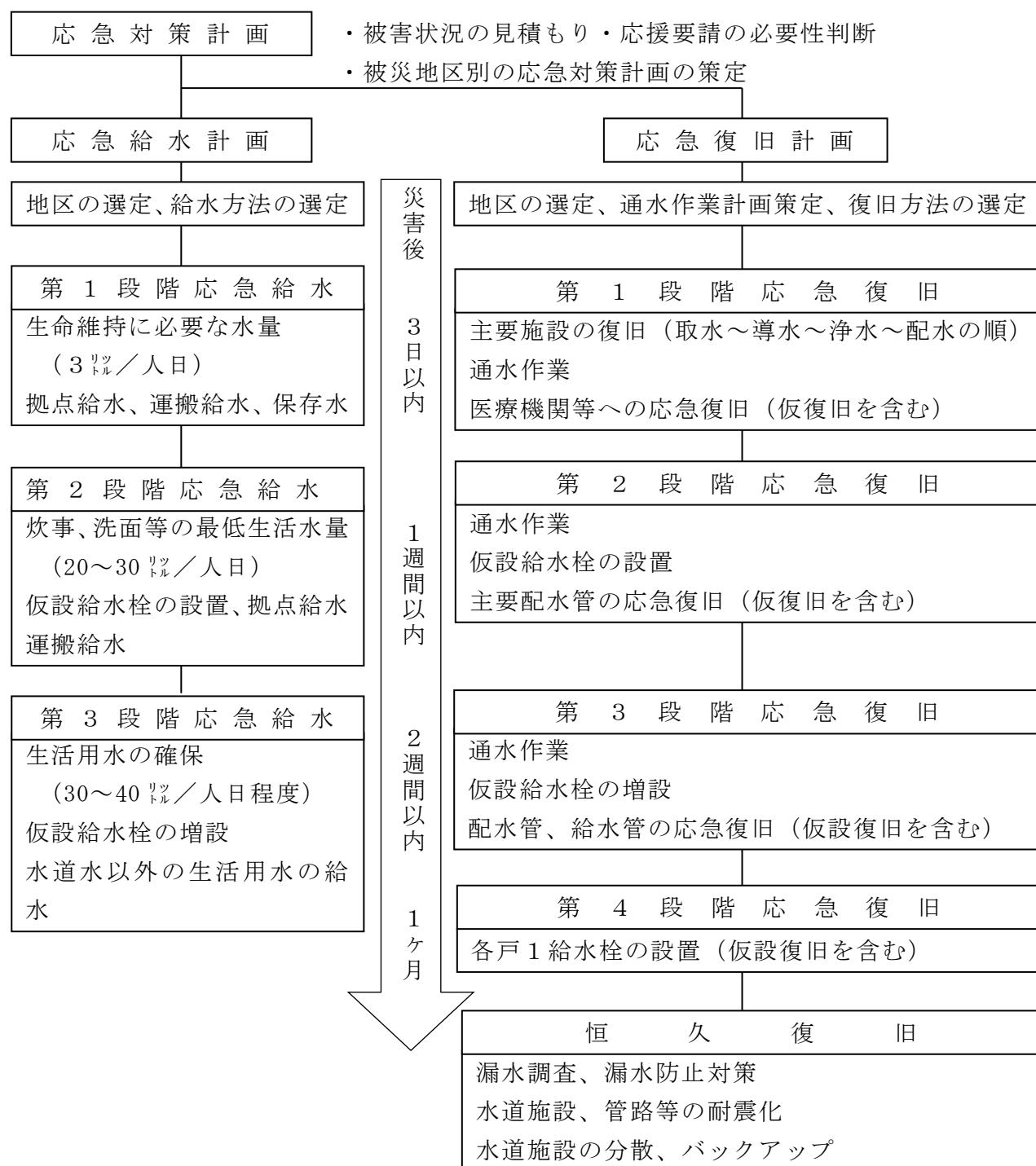
【実施内容】

1 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

町は被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定に当たっては段階的に目標水準を定め、概ね災害後3日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、2週間程度で全戸へ配管給水することを目途とする。

<応急給水、応急復旧計画の相互関係と目標水準>



2 実施体制・広域応援体制

町及び県は相互に連絡調整を図りながら、必要に応じ、関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道工事業者等の体制

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるとともに、緊急時には町の行う応急対策活動に協力する。

(2) 三条地域水道用水供給企業団の体制

三条地域水道用水供給企業団は町と連絡調整を図り、応急体制を組織し、応急復旧等を行う。

(3) 町の体制

町は災害対策本部の中に給水対策部門を設け、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 給水班を組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 復旧班を組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。

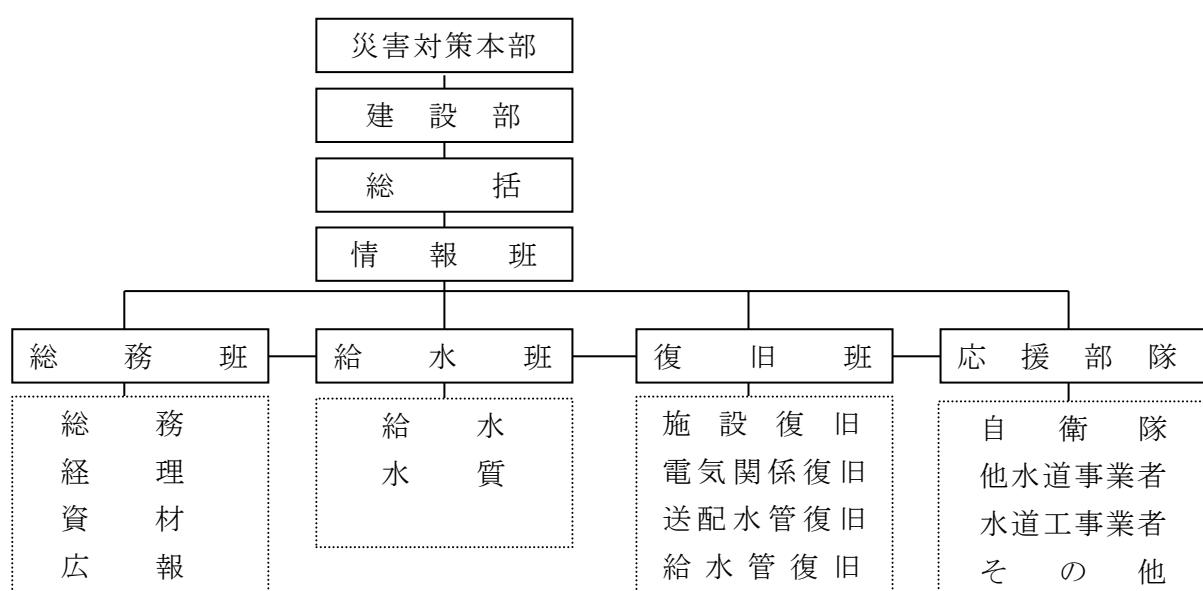
ウ 町のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会及び新潟県水道工事業協同組合連合会に応援を要請する。

エ 町は応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

才 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、
応援部隊用宿泊場所のあつ旗等の受入体制の確立に努める

力 水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

＜田上町災害対策本部建設部の組織例＞



3 被害状況の把握

町は次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況把握。
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握。
- (3) 住民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握。
- (4) 災害規模、範囲及び道路等の被害状況の、災害対策本部からの情報入手。

4 二次被害の防止

町は二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

- ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 消毒用塩素や水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。
- ウ 配水管の遮断弁を確認し、配水池で净水を確保する。
- エ 建設部は消防部局に、災害による水道の断滅水の状況を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の净水の漏出防止を図る。

5 応急対策計画

町は被災施設、被災住民数等を的確に把握、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の把握

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に把握、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

6 動員計画

町は、迅速に職員を動員し、また、必要に応じ他市町村等へ応援要請し、必要な人員の確保に努める。

(1) 職員の動員

迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他部局の職員をも動員し、必要な職員数の確保に努める。

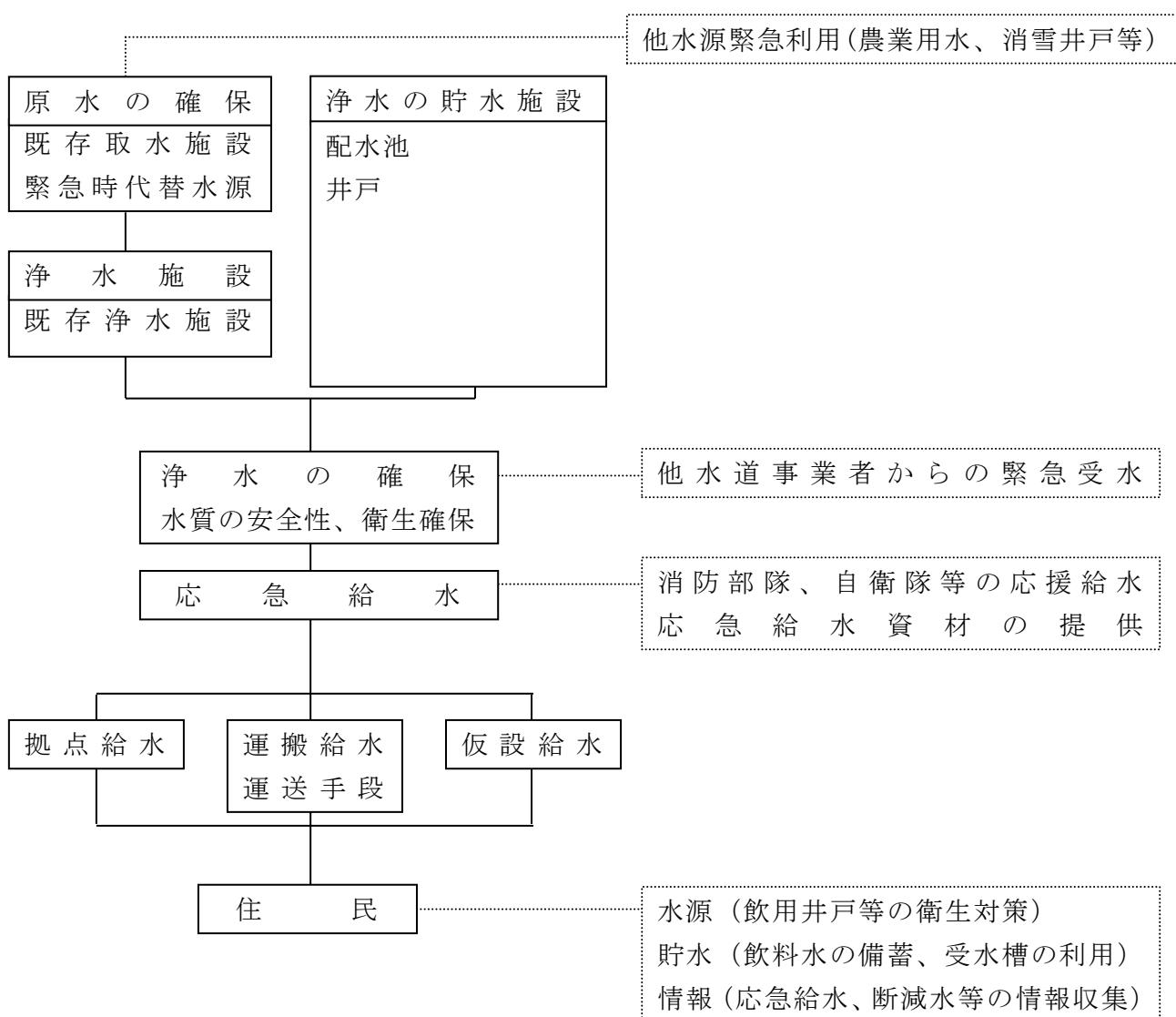
(2) 水道工事業者、他市町村等への要請

被害状況に応じ、水道工事業者、他市町村及び関係機関に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。

7 応急給水計画

町は優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要配慮者等に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

<応急給水計画フロー>



(1) 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定めるものが供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法 令 名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	町長	災害救助法第4条
知事が飲料水等の家庭用水の使用制限・禁止を命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者 又は水道用水供給事業者	水道法第40条

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給 水 種 類	内 容
拠 点 給 水	・配水池、避難場所等に給水施設を設けて給水する。
運 搬 給 水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運輸し、給水する。
仮 設 給 水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(3) 優先順位

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

- (ア) 配水池で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。
- (イ) 災害を免れた水道施設で飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 風水害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

(6) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認

する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

(7) 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

ア 供給対象者は現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

イ 適用基準、内容等については本章51節「災害救助法による救助」によるものとする。

(8) 生活用水の確保

ア 町が所有する井戸、さらに住民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流水、手洗い水等への利用を図る。

(9) 積雪期への配慮

積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替え水源等による給水方法を事前に検討しておく必要がある。また、必要に応じて県へ自衛隊等の派遣を要請する。

(10) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細やかな給水ができるよう配慮を要する。

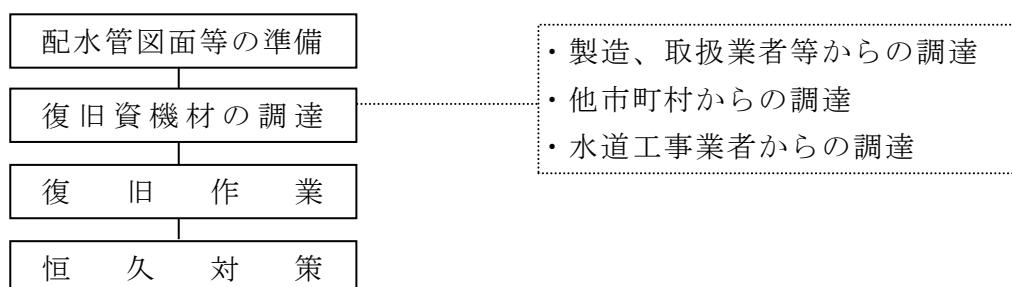
(11) 給水期間、期間の延長及び給水の費用

給水期間は、災害救助法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律のそれぞれ定めるところにより、また期間の延長及び給水の費用は、災害救助法の定めるところによるものとする。

8 応急復旧計画

町は優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

＜応急復旧計画フロー＞



(1) 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は各戸1栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(2) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

(3) 優先順位

ア 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(4) 応急復旧資機材の確保

町が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、堀削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(5) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する必要がある。

(6) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/L以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/L以上）となるよう消毒を強化する。

(7) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況を十分に配慮する。

9 住民への広報・情報連絡体制

町及び県は相互連絡体制を確立するとともに、住民に対し、断滅水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 町が主体となり、迅速に、局地的な断滅水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報をホームページ、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

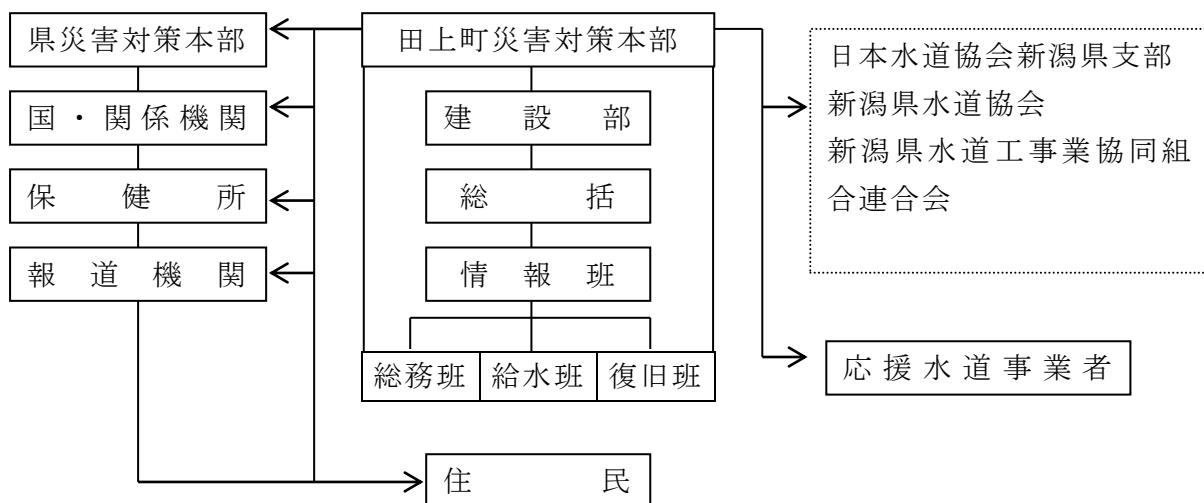
(2) 第2段階の広報

町は、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、ホームページを利用し、広報する。

(3) 情報連絡体制

町及び県は被害状況、応援要請、住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

<情報連絡体制の例>



10 恒久対策計画

町は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮・可どう化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第38節 下水道等施設応急対策

【関係機関】 ◎地域整備課

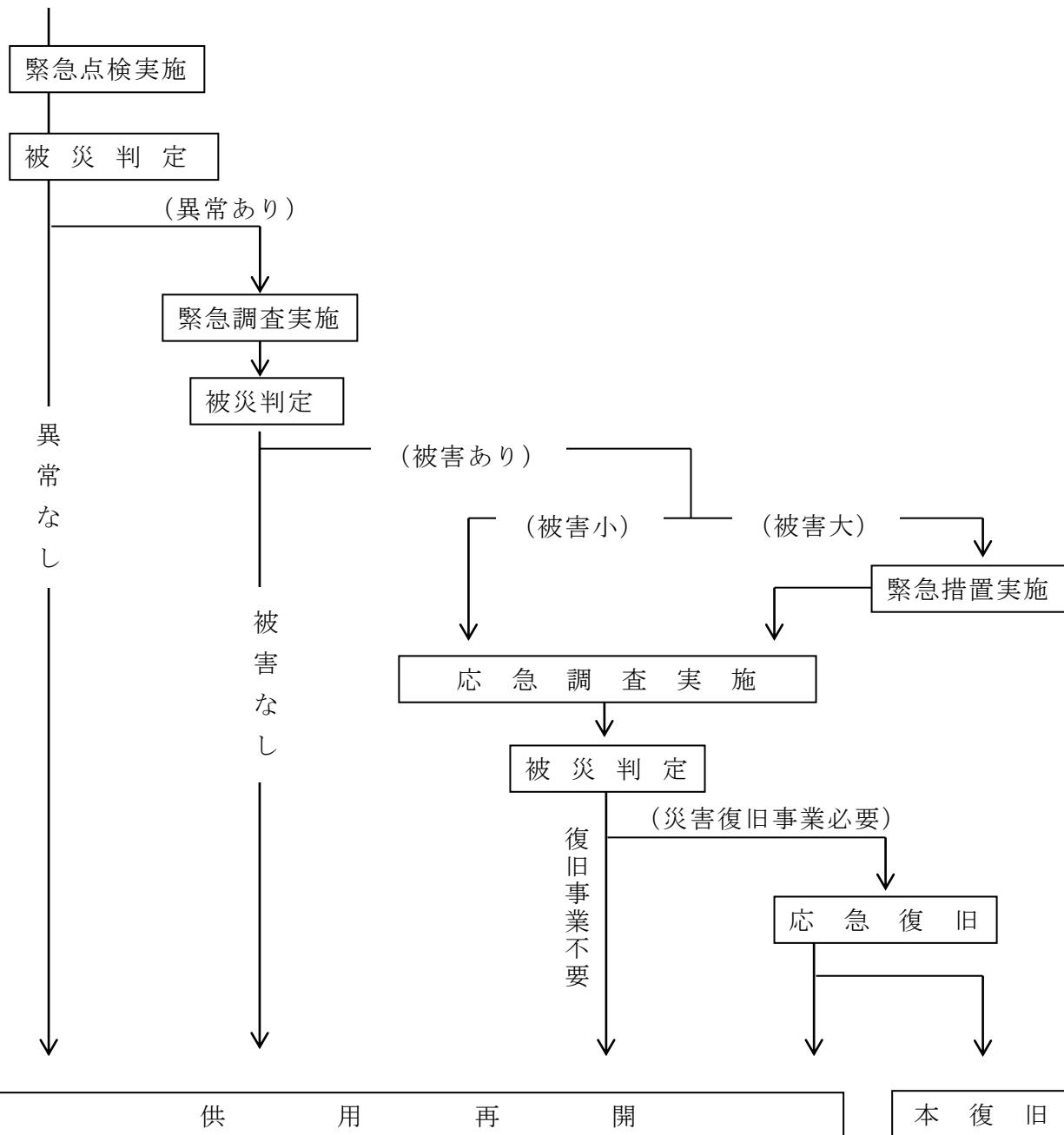
【基本方針】

下水道等施設は、ライフライン施設として、被災民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

町は災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講じるものとする。処理場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道等機能の確保を図る。

<下水道等施設応急対策フロー>

×風水害発生



供用再開

本復旧

【実施内容】

1 災害時の組織体制

町は災害対策本部の中に、下水道対策部門を設けるものとし、その組織、構成については、次の例を参考に定める。

なお、風水害時においては町の体制だけでは困難な場合が多いことから、下水道技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、近隣の地方公共団体及び下水道関連業者、指定下水道工事店等の民間団体に広域的な支援を要請する。



2 被害調査の方法

町は、風水害後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により被害調査を実施する。

(1) 災害復旧の第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（おもに地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道等本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 災害復旧の第2段階（応急調査）

処理場については施設の暫定機能確保のための調査、管渠については、被害の拡大、二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる）、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 災害復旧の第3段階（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

3 応急対策のための判定

町は、調査結果をもとに、特に次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判

定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場施設の構造的な被害の程度
- (2) 管渠、処理場施設の機能的な被害の程度
- (3) 管渠、処理場施設の被害が他施設に与える影響の程度

4 処理場の応急対策

処理場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。

応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置、及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固体塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場の最低限の機能保持を目的に行う。

5 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道等機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道等本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道等排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

6 本復旧のための判定

下水道等施設管理者は応急対策を行うに当たり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は、下水道等施設復旧計画により適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場の被害の程度
- (2) 管渠、処理場施設の余命
- (3) 管渠、処理場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- (4) 他施設に与える影響の程度
- (5) 被災地の特殊性

7 下水道等施設の復旧計画

被害が発生したとき、町は主要施設から漸次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、枠・取付管の復旧を行う。

8 利用者への協力要請

下水道等施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、町は利用者に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請

する。

また、広報活動の際、利用者が下水道等施設の異常を発見した場合には、町へ通報するよう利用者に呼びかけを行う。

9 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第39節 危険物等施設応急対策

【関係機関】 ◎総務課 産業振興課 加茂地域消防本部 加茂警察署

【基本方針】

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

危険物等施設については、風水害による被害を最小限に止めるとともに、施設の従業員及び周辺地域住民の生命及び身体を保護するため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

【実施内容】

1 共通の応急対策

- (1) 町は、事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 異常が認められた施設の応急措置
- (2) 防災要員の確保
事業所の管理者等は、風水害発生後直ちに情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

2 個別の応急対策

- (1) 石油類及び毒物劇物等化学薬品
 - ア 石油類等施設の所有者、管理者、占有者の措置
危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、発火源の除去、石油類等の安全な場所への移動、油等の流出防止、自衛消防隊その他の職員による安全措置を講ずるとともに、火災が発生したときは、直ちに消防機関及び県警察に通報し初期消火に従事する。
また、必要があると認めるときは、付近住宅に避難するよう警告を行う。
 - イ 町の措置
町は、施設の所有者及び住民等から火災及び火災のおそれの通報を受けたときは、石油類等施設の所有者、管理者、占有者に対して危害防止のための措置を指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去の命令及び避難誘導を実施する。
- (2) 高圧ガス
 - ア 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置
高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、作業の中止、設備

ガスの安全な場所への移動、安全放出、ポンベ等の埋設等法令に定める安全措置を講じ、直ちに消防機関及び県警察に通報するとともに必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告を行う。

イ 町の措置

高圧ガスの所有者、占有者及び住民等から火災及び爆発のおそれの通知を受けたときは、直ちに現地に出動し、県警察に協力を依頼し危険区域の措置を講ずるとともに必要あると認めるときは、付近住民の立退き及び避難を命令する。

また、施設の所有者、占有者に対して危険防止に必要な措置を指示し、または災害の防ぎよ活動、被害者の救出、救護等必要な措置を講ずる。

3 油流出対策

(1) 町は、油流出の発見者及び原因者から通報を受けたときは、直ちに関係機関へ連絡及び応援を求め、原因者に対する油等の除去についての指示を行うとともに関係機関及び事業所に保有する防除活動資材の放出により、次の防除、撤去作業を実施する。

ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、またはくみとるとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

(2) 被害の及ぶおそれのある住民等に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要により警戒区域を設定し、火気使用等の禁止巡視等の措置を講じ、または一般市民の立ち入りの制限、退去等を命ずる。

(3) 広域にわたる被害が予想される場合は、関係市町村に通報する。

4 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは警戒区域を設定する。

(1) 町は、その災害に関する防災関係機関並びに該当する地区の代表者等と協議しその職権により現地の状況に即した警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察署は、町長及び委任を受けた町長の職権を行う町の職員がいないとき、また、その者からの要求があったときは、この職権行使することができる。
この場合、直ちにその旨を町に報告しなければならない。

5 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、または周辺に被害が拡大するおそれがある場合に

においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、周辺住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業所の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、町及び他の防災関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を依頼する。

(2) 町の広報

災害が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、防災行政無線等により広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

第40節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【関係機関】 ◎地域整備課 加茂地域消防本部 加茂警察署

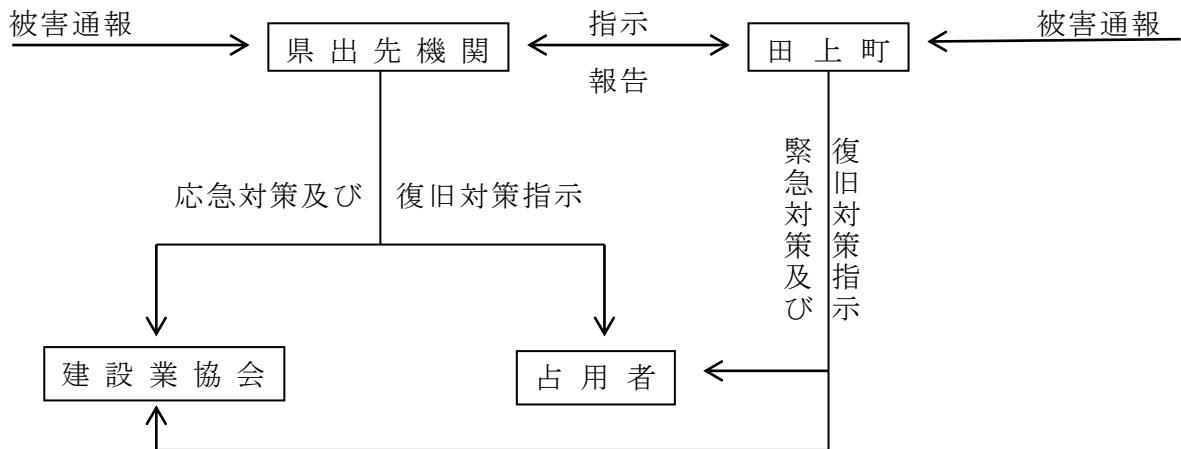
【基本方針】

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料等緊急物資の輸送などその意義は極めて重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路啓開、応急復旧工事を的確に行う。

【実施内容】

1 道路・橋梁・トンネル等の応急対策フロー

応急対策は、風水害後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策並びに復旧対策を行う。



2 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

町は、管理路線の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(2) 応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間(土砂崩壊・落石等の危険箇所)の緊急点検を行う。

町の管理する道路施設については、災害復旧班が対応する。

イ 緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開等を実施する。

(ア) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況についての広報に努める。

(イ) 道路啓開

- a 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。
- b 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- c 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- d 道路啓開は、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。
- e 道路上の障害物の除去について、町及び道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(ウ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、町及び各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し迅速かつ的確に順次実施する。
- (イ) 町は、民間建設業者との間の応援協定を編結し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ 防災機関等への連絡

町は、風水害による道路の被害状況、措置状況の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

オ 交通規制

風水害発生と同時に県警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

カ 占用施設

上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を取り、速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、町は必要に応じて協力、支援等を行う。

3 基幹農道・主要林道及び橋梁応急対策計画

(1) 基本方針

町及び農道及び林道の管理者は、風水害により被災した農道・林道を速やかに復旧するものとする。また道路上の崩落、倒壊等による障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。

(2) 応急対策

町及び農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

また、通行が危険な道路については、県、県警察等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。

4 住民に対する広報

(1) 基本方針

町は、被害の防御・軽減及び交通の混乱防止の観点から、情報の公表、伝達とともに被災地域における支援・応急復旧活動の迅速かつ的確な実施、施設利用者の安全確保、二次災害の防止、民生の安定等のために適時適切な広報活動を行う。

(2) 広報活動

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

- ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- エ その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

5 積雪期の対応

(1) 基本方針

積雪・凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもとの確かつ円滑な応急対策を実施する。

(2) 応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

イ 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、上流部における雪崩による河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第41節 鉄道事業者の応急対策 (全部改正)

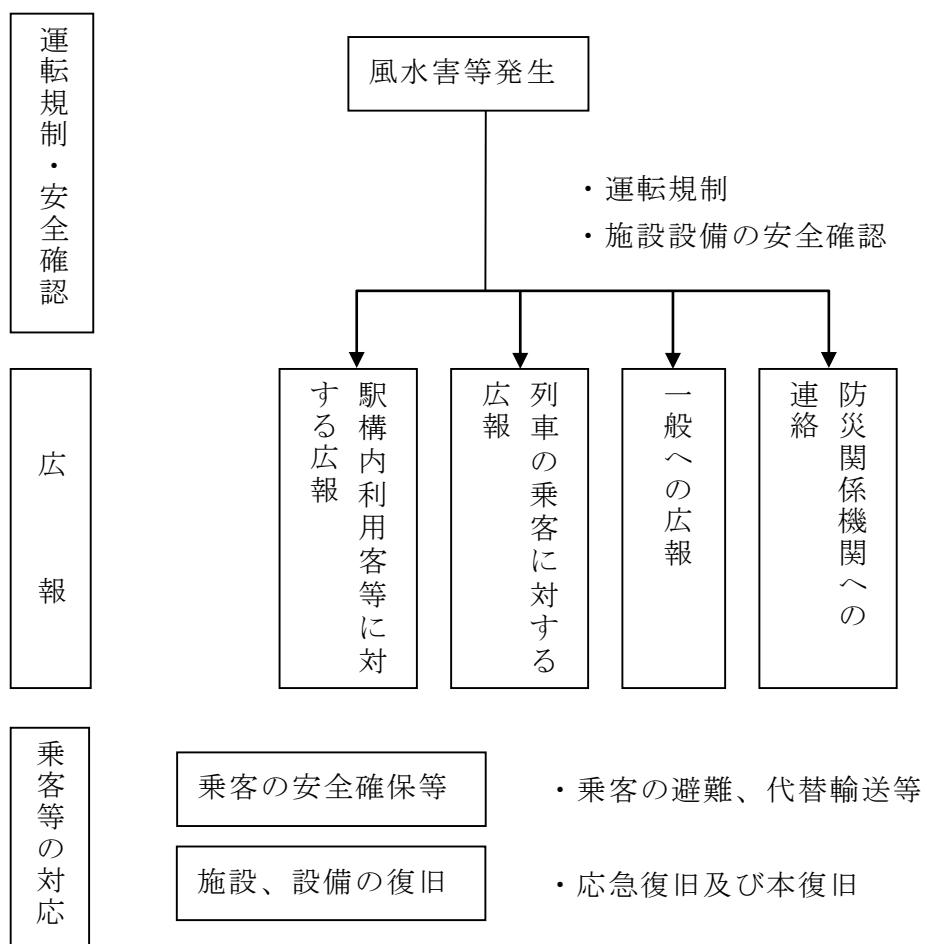
【関係機関】 ◎JR東日本燕三条駅 産業振興課

【基本方針】

JR東日本（以下「鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

【実施計画】

1 業務の体系



2 業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	早目運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)及び河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの速度中止警報表示	運転中止

ウ なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	運転中止
-------------------	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動搖及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ア) 災害の規模

(イ) 被害範囲

(ウ) 被害の状況

(エ) 不通線区

(オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動搖及び混乱の防止に努める。

(ア) 停車地点と理由

(イ) 災害の規模

(ウ) 被害の状況

(エ) 運転再開の見込み

(オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死

傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

《公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等》

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本新潟支社	企画総務部 経営戦略ユニット	025-248-5104	025-248-5165	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
J R 貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	F A X
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3592	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第42節 土砂災害・斜面災害応急対策

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

【基本方針】

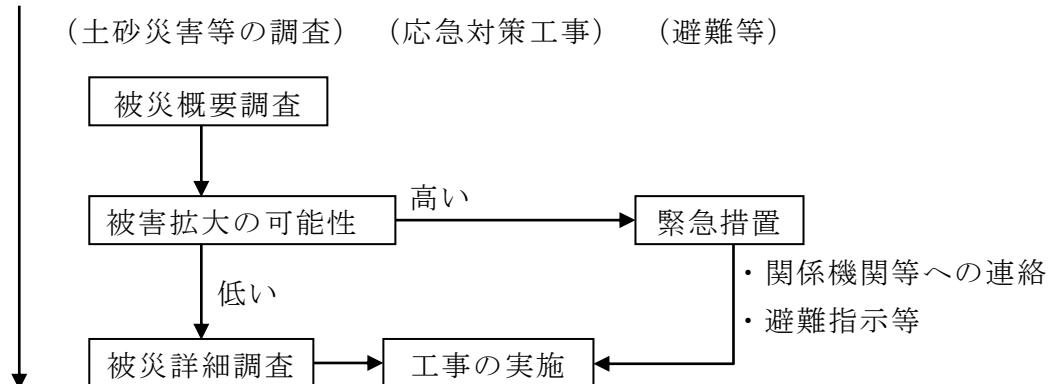
住民は、風水害により土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という）を確認した時は、遅滞なく町、警察等へ連絡する。

町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

このため、風水害時の土砂災害等に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努める。

《業務の体系》

☆土砂災害等の発生



【実施内容】

1 土砂災害等の調査

風水害が発生した場合、各施設管理者は、風水害による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

- (1) 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- (2) 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- (3) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (4) 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。
- (5) 土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。

2 急傾斜地崩壊防止施設応急対策

(1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

風水害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(2) 警戒避難の助言

風水害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整

急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項については、風水害によって発生する急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設の被害について、県との協議並びに近接する公共施設等管理者との対策をはじめとした、急傾斜地崩壊防止施設の管理にかかわる事項の調整を行う。

3 砂防施設応急対策

(1) 砂防施設下流の人家集落並びに関係機関への連絡、通報

風水害による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家集落並びに県等関係機関へ連絡し、応援措置について協議する。

(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

風水害により砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意をはらって、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

4 応急対策工事の実施

応急対策工事は、被災詳細調査の結果から、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により実施する。

また、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

(1) 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれが

なくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (2) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (4) 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
- (5) 町は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

6 積雪時の対応

避難を安全に行うため、町は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

第43節 河川施設応急対策

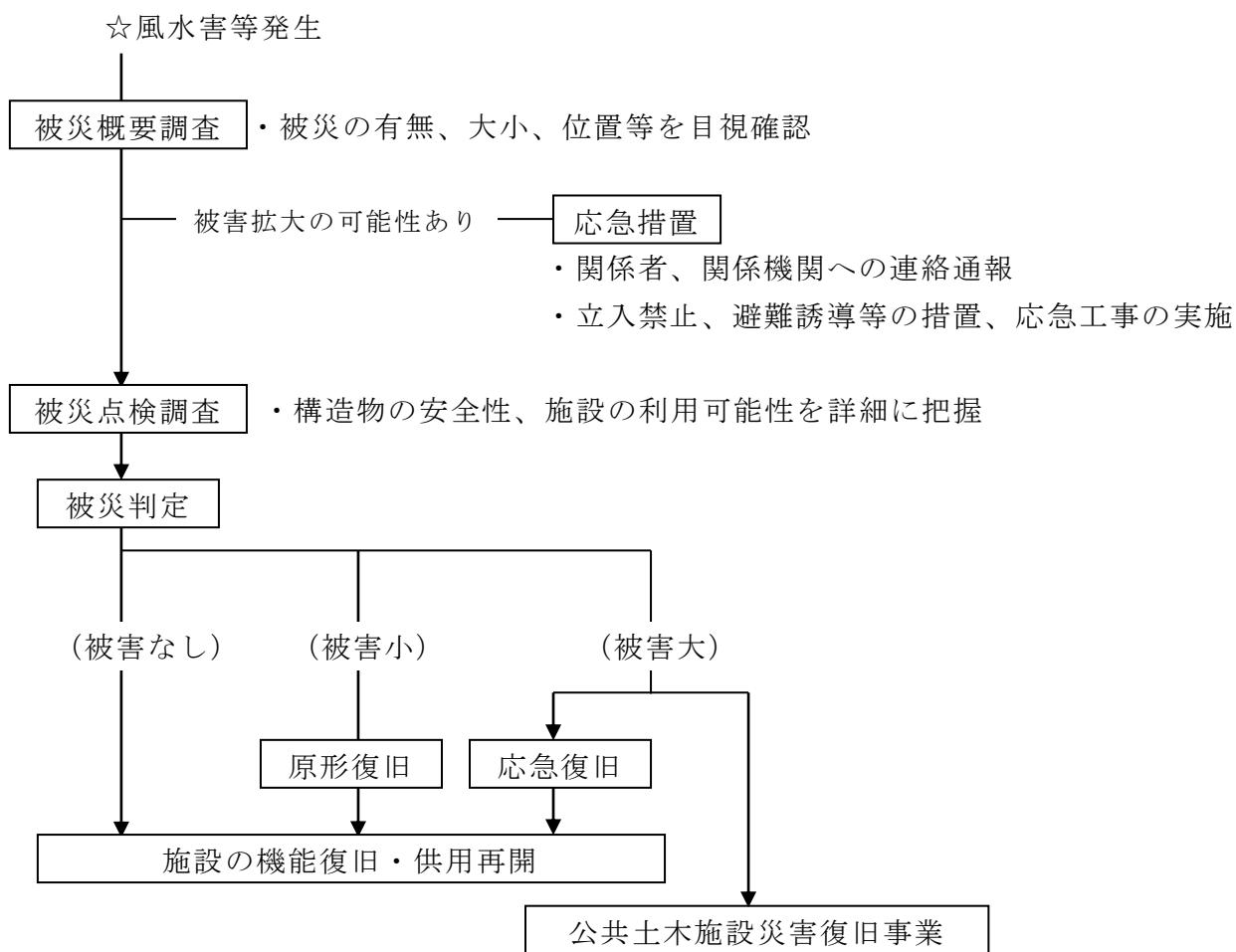
【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

風水害発生時、住民は河川施設の被災を確認した時、遅滞なく県、町、消防機関、県警察へ連絡し、町は、住民等から河川施設の被災の通報を受けたとき、及びパトロール等により河川施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

このため、風水害発生時の水防体制が円滑に遂行できるよう努める。

《業務の体系》



【実施内容】

1 被害点検調査

風水害が発生した場合、各施設管理者は、風水害による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

また、町は、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に

対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

2 河川管理施設等応急対策

(1) 異常降雨に対する災害予防

災害の予防は、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化によって、究極的にその効果を期すべきものとするが、風水害における異常降雨等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずるほか田上町水防計画の定めるところにより所要の警戒措置をとるべきものとする。

ア 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき、町はそれぞれ県水防計画で定める危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに監視のための消防団員を配置する。

イ 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の点検については、管理団体がそれぞれ点検を行い、所要の予防措置を講ずる。

ウ 水防作業人員

異常降雨等により河川の水位が上昇し、又は指定河川について水防警報が発せられたとき、町はそれぞれ消防団又は消防機関に出動の準備をさせ、消防団又は消防長は、水防作業上必要な人員確保のため所要の団員等に対しその在否を確かめ、自宅待機を命ずる等所要の措置を講ずる。

(2) 被害の発生及び拡大防止体制

ア 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な処置は、それぞれ当面の災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずべきものとする。

このため、町は消防団及び町の機関の災害出動体制についてあらかじめ定め、その業務にかかる災害に関して、保安要員等の出動体制を定める等、関係者はその防災業務計画中に所要の事項を定め万全の体制を整える。

イ 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大防止にあたり、災害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、町及び防災関係機関は災害対策基本法第67条又は第80条の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たるものとし、事態の推移に応じて、それぞれ町及び防災関係機関は、知事に対し状況報告をするとともに応援のあっ旋を求める。

ウ 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合

には、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 ため池施設応急対策

(1) 施設の主要構造物についての詳細被害調査

災害後の点検等により異状が認められた場合は、ため池の急激な崩壊を防止するため施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

(2) ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

被害状況を的確に把握するとともに施設に甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限にとどめる措置を行う。

(3) ため池施設の管理者に対する必要に応じた指導、助言

災害によりため池施設に被害が発生した場合は、町及び県は、ため池の管理者に適切な指導及び助言を行って、降雨による異常出水等に対する対策を行う。

4 応急復旧工事

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

5 住民に対する広報

(1) 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。

(2) 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

(3) 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

(4) 被災地に浸水若しくは浸水のおそれがある場合や人家集落、道路等に直接被害を与え危険な状況を発生させるおそれが生じたとき、町は速やかに関係各機関を通じた必要な情報の提供を行う。

6 積雪時の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴う。

各施設管理者は、施設の危険個所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議する。

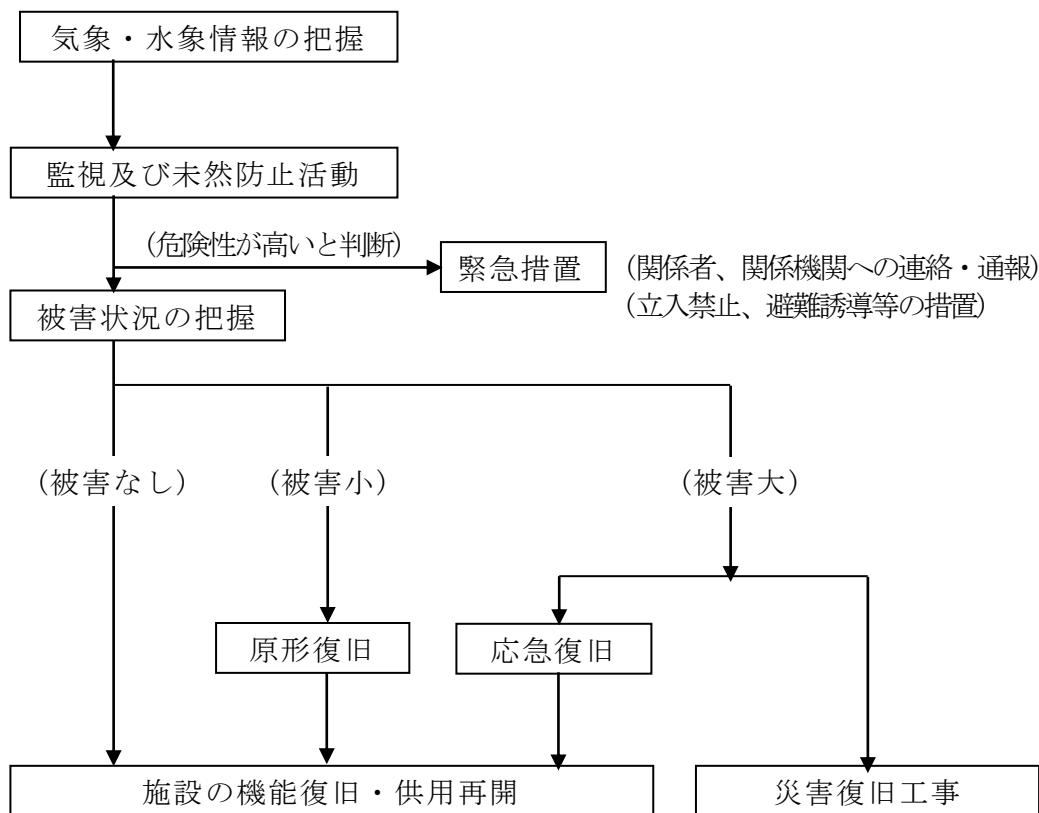
第44節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係機関】 ◎産業振興課 地域整備課 田上郷土地改良区

【基本方針】

町は、気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

《業務の体系》



【実施内容】

1 監視及び未然防止活動

- (1) 各施設管理者は、平時から農地・農業用施設（横場排水機場）等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。
- (2) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。
- (3) ため池、排水機場、水門等の施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につく。

※ 当該情報の内容に応じてとは、時間雨量 20mm 以上又は連続雨量 80mm 以上の降雨があり、災害発生のおそれがある場合

- (4) 警戒配備についたときには、その解除に至るまでの間の気象、水象、作業状況及び点検結果について3時間ごとに報告する。
- (5) 施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

2 被害状況の把握

- (1) 町は、風水害情報の収集・連絡にあたるとともに、田上郷・新津郷土地改良区等施設管理者と協力して農業用ため池等の緊急点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 町は、応急対策を速やかに実施し、農地、排水機場、揚排水路、ため池等の農業用施設の機能回復に努める。農地及び農業用施設の被害状況を県に報告する。

3 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

町は、県、土地改良区等と協力して土砂災害等発生箇所に対し、次の応急対策を実施する。

- (1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。
- (2) 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。
- (3) 農地等の地滑りが発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置を講ずる。
- (4) 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。

4 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

町は、県、土地改良区等と協力して農業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- (1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。
- (2) 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。
- (3) 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。
- (4) 町は、農地及び農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

5 浸水区域における応急排水対策の実施

出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。不足する場合は、県保有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

第45節 農林業応急対策

【関係機関】 ◎産業振興課

【基本方針】

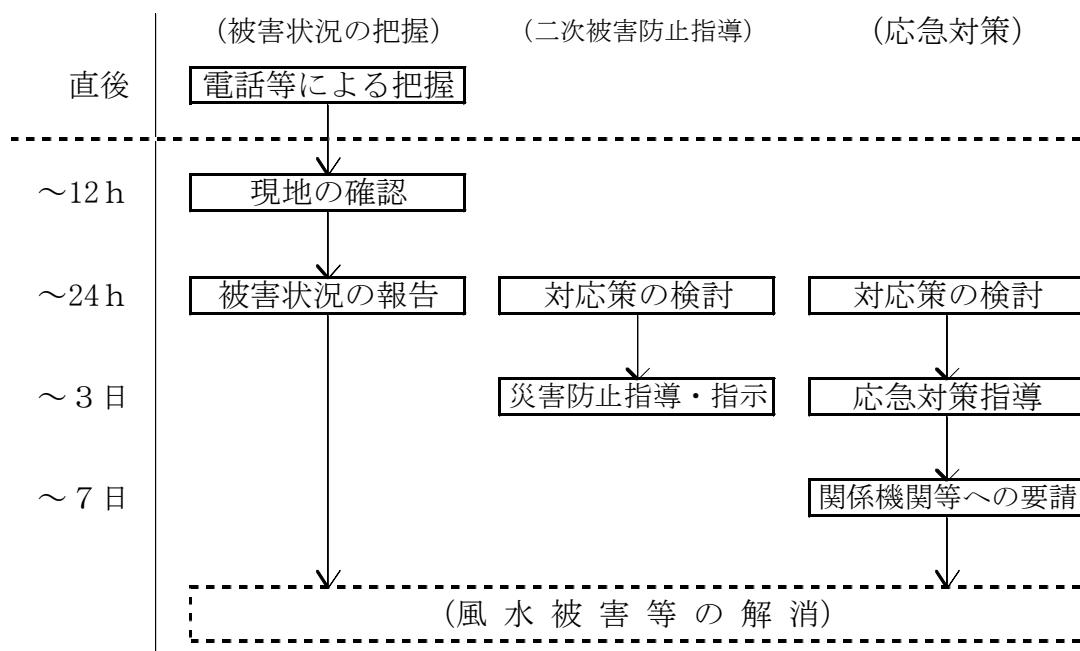
風水害時において、町は、関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

町は、県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

《業務の体系》

☆風水害等発生



【実施内容】

1 農作物及び農業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時においては併せて降雪、積雪の状況も把握)するとともに、被害情報を県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家及び施設の所有者または管理者に対し、次の

指導または指示を行う。

- ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
- エ 農舎、農業施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じまたは関係者を指導する。

- ア 農作物の病害虫発生予防のための措置
- イ 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保
- カ 農業用施設の応急工事等の措置

2 家畜及び家畜飼養施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害情報を県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、家畜飼養者及び農業協同組合等に対し、次の指導または指示を行う。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置
- イ 生存家畜の救出
- ウ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置
- エ 停電発生農場への電源供給

(3) 応急対策

町は、県、農業協同組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保 新潟県化製興業㈱
 - (イ) 家畜死体の埋却許可 県生活衛生課、環境課
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 食肉衛生検査センター(新潟市食肉衛生検査所)
- (エ) 家畜廃用認定 県農業共済組合連合会
- (オ) 家畜緊急輸送車両 県家畜商協同組合
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導 農業協同組合
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 //

(ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保 (公社)県畜産協会

ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給
..... 県動物薬品器材協会

エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
..... 全農県本部、県酪農業協同組合連合会、県飼料卸商組合

3 林産物及び林産施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集し、県へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。

ア 倒木等の除去

イ 林業等関係施設の倒壊防止措置

ウ 燃料、ガス等漏出防止措置

(3) 応急対策

町は、関係団体、県と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置

イ 病害虫発生予防措置

ウ 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

エ 応急対策用資機材の円滑な供給

オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

第46節 商工業応急対策

【関係機関】◎産業振興課

【基本方針】

町は、風水害が発生した場合、商工業に対する被害状況を把握し、県に報告し、県の業務に協力するものとする。

【実施内容】

県地域防災計画（風水害対策編）・「商工業応急対策」に準じ、次のとおりとする。
なお、町は商工会を通じて被害状況の調査を行うものとする。

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

a 会員・組合員等の被災状況を把握する。

b 商工会は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 町の責務

a 企業・事業所の被害状況を把握する。

b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 県の責務

a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

b 市町村を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

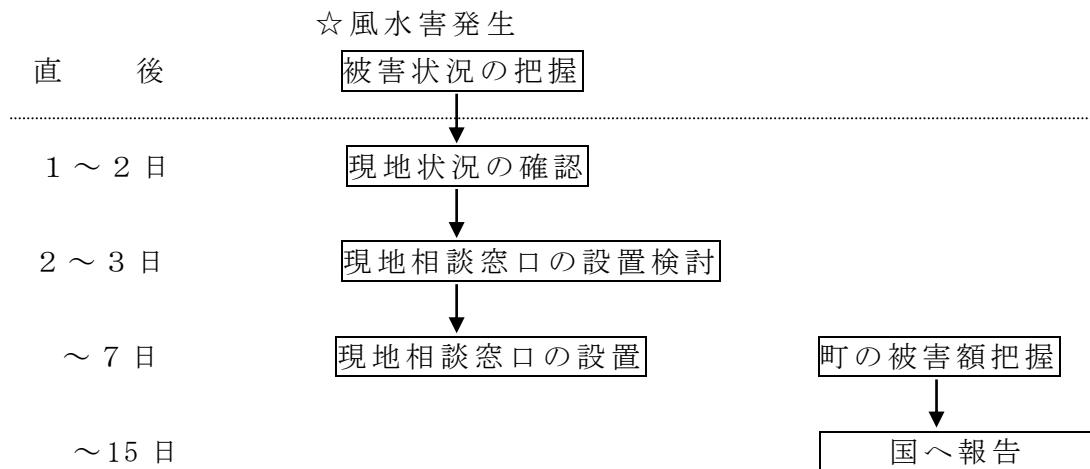
d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d ~ f は被災状況により対応

2 業務の体系（フロー又は業務体系図）



3 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 市町村に管内商工観光業の被災状況の調査を依頼し、取りまとめる。 国に被災状況を報告する。 	企業・事業所 商工団体 市町村
町	<ul style="list-style-type: none"> 管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。 	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。 	金融機関 機械メーカー 輸送業者 商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。 	(財)にいがた産業創造機構 市町村 商工会・商工会議所 県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

第47節 応急住宅対策

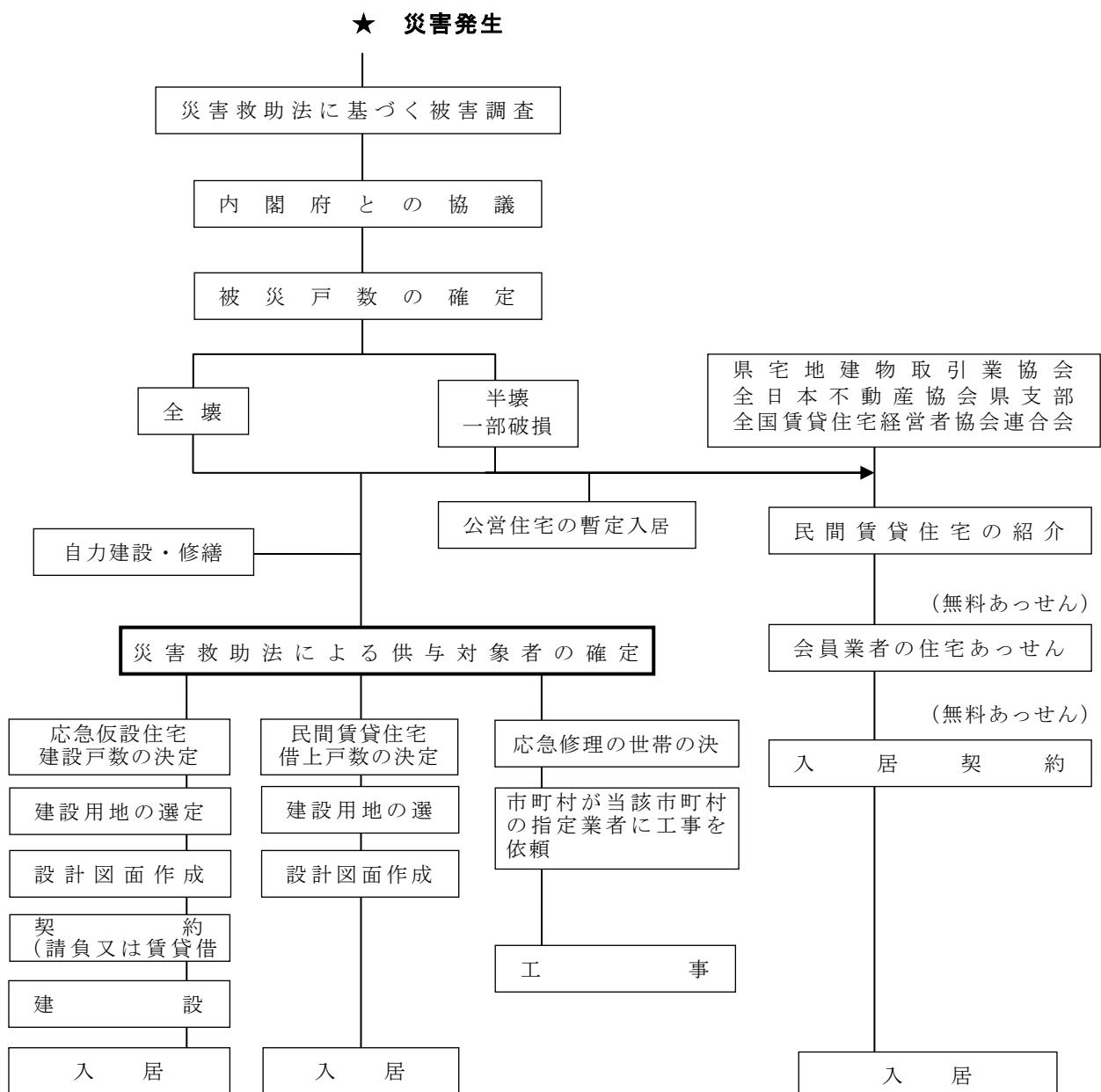
【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 教育委員会事務局

【基本方針】

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理することができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

《業務の流れ》



【実施内容】

1 実施する応急対策内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 企業所有の宿泊施設等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合、町長は知事が委任する実施方法、実施基準に基づき、実施する。

3 被災住宅調査

町は、災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途) また、調査書を作成し、直ちに知事に報告する。

4 応急仮設住宅の供与

(1) 建設候補地の選定

ア 町は、応急仮設住宅の建設用地として公有地(原ヶ崎運動広場等)を選定する。建設用地の適地としての公有地がない場合は、その他の適地を選定し、所有者等と協議する。

イ 建設時に支障が出ないよう、可能な限りライフラインを考慮して選定する。

(2) 入居者の選定及び管理

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

ア 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するもの。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者(生活保護者、失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者、その他の経済的弱者等が対象の目安)

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

ウ 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

5 応急仮設住宅の建設

町は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫

定的な居住の安定を図る。

(1) 建設の方針

ア 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は私有地を利用することもできる。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

イ 建設戸数

市町村毎に全壊（焼）または、流失世帯数の3割以内で県が決定する。また、合計数の3割の範囲内であれば、市町村相互間において融通することができる。

なお、やむを得ない事情がある場合には、県に基準以上の申請をする。

(2) 建設時期

災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは、県に申請をする。

(3) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町が県の委任を受けて行う。

ただし、状況に応じ県自ら実施する。

6 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施するものとする。

(2) 対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

(ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。

(イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。

(ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用するしないこと。

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、町又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

(3) 応急修理の方法

住宅の応急修理は県が直接又は建築業者に請け負わせて行うこととされているが、その権限を委任した場合には、町がこれを行う。

(4) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等によ

り定める基準の範囲内とする。

(5) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、建築物応急危険度判定士等の協力を得て県が決定する。

(6) 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

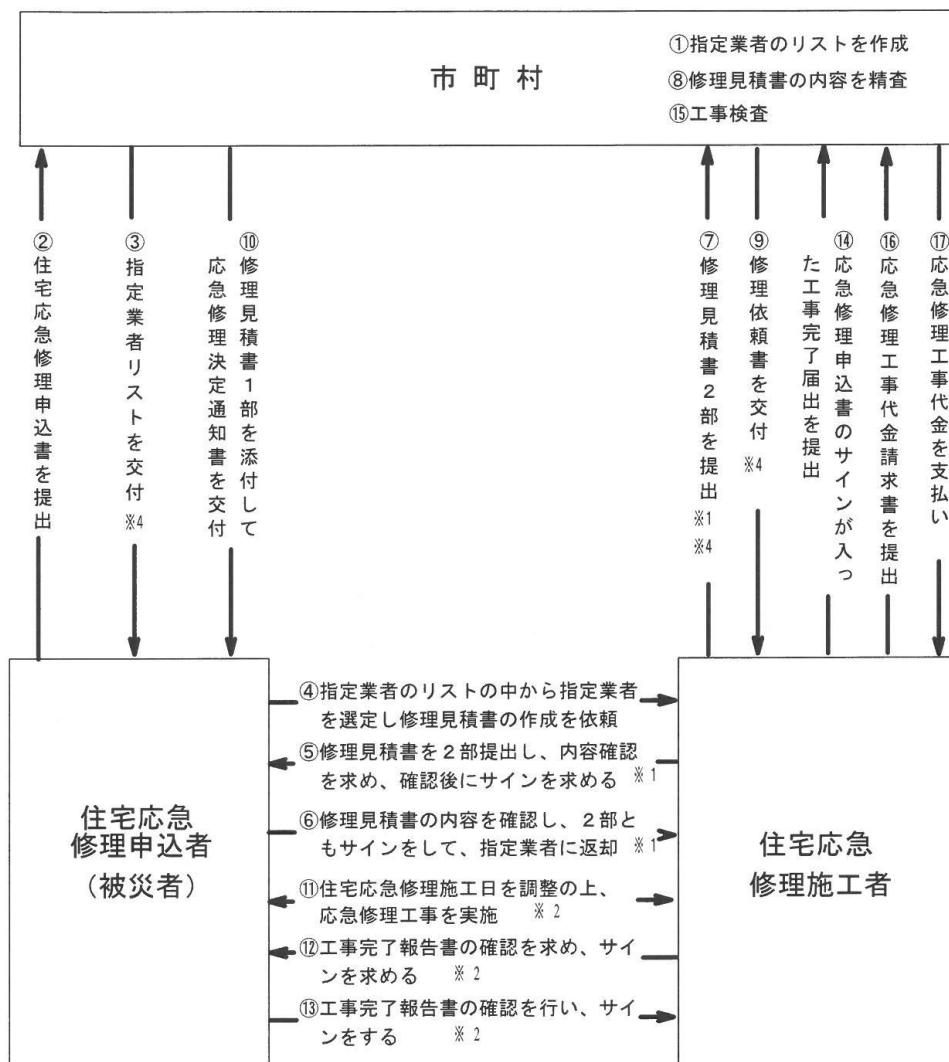
ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(7) 応急修理の事務手続き

別紙「応急修理事務手続き」を参照

別紙

応急修理事務手続き



※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※3 ⑯応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

※4 市町村の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。

第48節 ボランティア受入れ計画

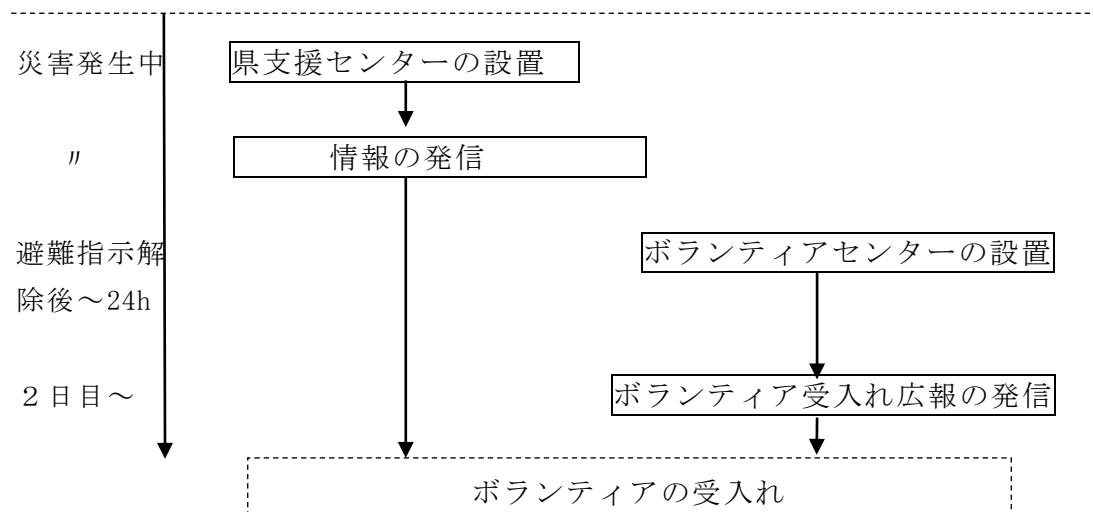
【関係機関】 ◎保健福祉課 社会福祉協議会

【基本方針】

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、田上町災害ボランティアセンター（配置場所：町総合保健福祉センター。以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。このとき県には県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）が立ち上げられる。

《業務の体系》

☆災害発生



【実施内容】

1 ボランティアセンター立ち上げ

町社協は、災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、町災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

町社協はボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

町社協は、災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

町社協は、町災害対策本部との情報共有を図るため、町災害対策本部会議に要請に基づき出席するなど、密接な連携を図る。

2 ボランティアセンターの責務

- (1) ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティアニーズの把握を行う。

- (2) 上記の把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- (3) 駆けつけたボランティアの受入、登録を行う。
- (4) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- (5) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

3 町の責務

- (1) ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- (2) 町災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

第49節 義援金の受入れ・配分計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課 議会事務局 町民課 社会福祉協議会

【基本方針】

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受け入れ体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

【実施内容】

1 義援金の受入、配分フロー



2 義援金受入れの周知

町は義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じ、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

3 義援金の受入れ及び保管

町は、次により義援金を受け入れる。

- (1) 受入窓口
一般からの受入窓口を開設する。
- (2) 現金の受入れ
一般から直接受領した義援金は、寄託者等へ会計管理者が現金領収書を発行する。
- (3) 義援金の管理
ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として会計管理者が管理する。
イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」として会計管理者が管理する。

4 義援金の配分

義援金の配分に当たっては町災害対策本部会議で審議し、被害の程度、対象者などを勘査して配分率、配分方法などを決定し、被災者に対し公平を期するとともに、適正かつ円滑な配分を行う。

- (1) 町は日本赤十字新潟県支部及び新潟県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、県の義援金配分委員会等の決定に基づいて配分する。
- (2) 町、町社会福祉協議会等に寄託された義援金について、町は「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。
- (3) 配分委員会の委員は、町、町議会、区長会、町社会福祉協議会、その他義援金受付団体等で構成する。

第50節 義援物資対策

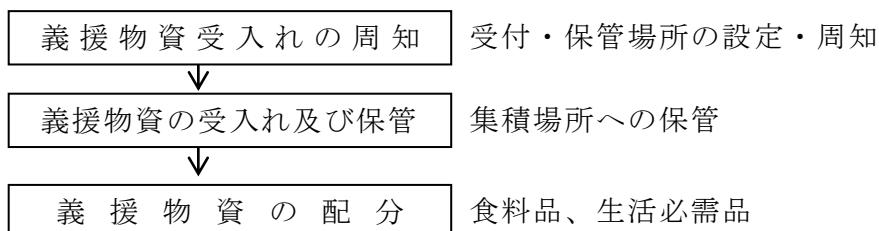
【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課 議会事務局 町民課 社会福祉協議会

【基本方針】

災害時、全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配達等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

【実施内容】

1 義援物資の受入、配分フロー図



2 義援物資受入れの周知

町は、義援物資の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県及び日赤新潟県支部と協議の上、インターネットや報道機関等を通じ次の事項を公表する。

- (1) 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。）
- (2) 送り先（あらかじめ定める集積拠点とする。）

3 義援物資の受入れ及び保管

町は、次により義援物資を受入れる。

- (1) 受入れ・照会窓口を開設する。
- (2) 受入れ要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

4 義援物資の配分

- (1) 町及び県は、相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所はニーズを把握し、適正な配分に努める。
- (2) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速にかつ効率的な配付を行う。
- (3) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

第51節 災害救助法による救助

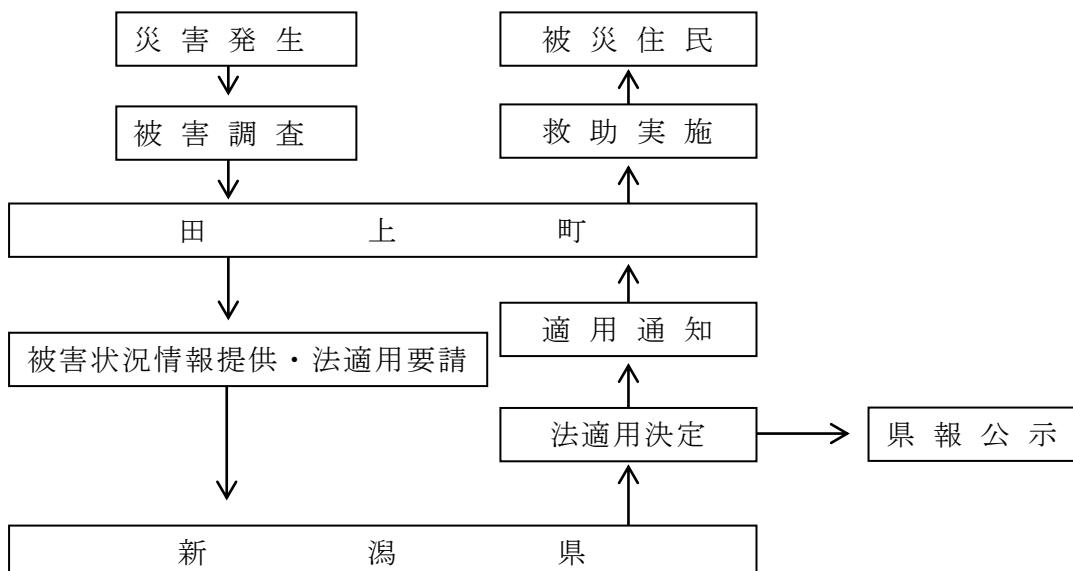
【関係機関】◎総務課

【基本方針】

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、町は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

【実施内容】

1 災害救助法による救助フロー図



2 災害救助法の適用

- (1) 町は、県が法に基づく救助を実施する場合は、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
- (2) 町は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県に情報提供し、その後の処置に関して県に協議する。（県法施行細則第3条）

3 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

- (ア) 同時点または相接近して異なる原因による災害
- (イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種または異なる災害による

場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村または県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

(1)－ウの人口に応じた一定の被害世帯数（適用基準）は、災害救助法施行令第1条に定められており、その基準を当町に当てはめれば次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が40世帯以上に達したとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。

ウ 県下の住宅滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

4 被害状況の判定基準

被害状況の判定基準は、資料編「1－⑥被害状況判定基準」のとおりとする。

5 災害救助法の適用手続き

(1) 情報提供・適用要請

町長は、災害が前記3災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

イ 情報提供の内容

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 被害状況調べ

(エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置

(オ) その他の必要事項

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表は、資料編「1－⑦災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

7 強制権の発動

町は、県が迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限の一部を行うことができる。この場合、県より当該事務の内容及び実施期間の通知を受けるとともに、知事は直ちにその旨を公示しなければならない。(法施行令第17条)

(1) 救助業務従事の命令 (法第7条)

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助に関する業務への協力命令 (法第8条)

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

(3) 県の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用 (法第9条)

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

8 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が実施し、被害状況に応じて、災害救助法による救助に準じた措置を行う。

この場合、町は新潟県災害救助条例(以下「条例」という。)に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(1) 条例適用基準

- ア 町内において、条例第2条に定める数以上の世帯が滅失した場合
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(2) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の供与
- エ 被災した住宅の応急修理
- オ 被災者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- キ ウおよびエの救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

(3) 救助の程度、方法及び期間は、条例施行規則第5条に定めるとおりとする。